

公害防止管理者制度の
今後の在り方に係る調査業務
報告書

令和4年3月

一般社団法人産業環境管理協会

目 次

第1章 目的	1
第2章 事業概要.....	2
(1) 公害防止管理者資格制度の改善点等に関する調査(第3章)	2
(2) 試験のデジタル化等に関する調査(第4章)	3
(3) 検討会の設置・運営(第5章)	3
(4) 調査報告書の作成.....	4
第3章 公害防止管理者資格制度の改善点等に関する調査	6
3-1 アンケート調査(調査票の作成)	6
(1) 調査対象.....	6
(2) 調査項目	10
(3) 実施方法.....	15
3-2 データの分析	16
(1) 結果概要.....	16
(2) アンケート結果	19
3-3 補足調査.....	37
(1) 資格取得後の資質を維持する仕組み(再教育)	37
(2) 資格認定講習における受講資格要件(実務経験年数)の緩和	45
第4章 試験のデジタル化等に関する調査	49
4-1 アンケート調査(調査票の作成)	49
(1) 調査対象.....	49
(2) 調査項目	49
(3) 実施方法.....	51
4-2 データの分析	51
(1) 結果概要.....	51
(2) アンケート結果	52
4-3 補足調査.....	52
(1) 国家試験の CBT 化(受験手数料の上昇に係る課題)	52
(2) 資格認定講習の e-ラーニング化.....	59
第5章 検討会の設置・運営.....	61
5-1 検討会の設置・運営	61
5-2 検討会での議論	62
第1回 検討会(令和3年11月25日(木)).....	62

第2回 検討会(令和4年2月4日(金))	63
第3回 検討会(令和4年2月25日(金))	64
第6章 調査結果等	65
6-1 公害防止管理者制度の意義について	65
調査結果	65
整理の方向性(検討会による提言)	74
6-2 事業者の公害防止管理状況(実態)について	74
調査結果	74
整理の方向性(検討会による提言)	75
6-3 資格取得後の資質を維持する仕組み(再教育)について	76
調査結果	76
整理の方向性(今後の議論ポイント)	77
6-4 資格認定講習の受講資格要件(学歴及び実務経験年数)緩和	78
調査結果	78
整理の方向性(検討会による提言)	79
6-5 その他(公害防止管理者兼務要件の緩和、特定粉じん関係特定工場及び同資格区分の廃止の影響)	79
6-6 現行制度において優先して改善すべき事項について	80
6-7 資格取得機会喪失(試験中止)リスクへの対応及び国家試験の CBT 化について	81
調査結果	81
整理の方向性(検討会による提言)	83
第7章 おわりに	84
(添付資料)	86

第1章 目的

我が国では、戦後の高度経済成長期、産業公害の頻発が国民の不安と批判を招来するとともに産業の健全な発展に支障を及ぼしかねない事態となっていたことを踏まえ、昭和46年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「組織整備法」という。）」を制定し、特定工場に対し、公害防止管理者等の設置を義務づけることとした。この公害防止管理者制度による工場における公害防止体制の整備や積極的な公害防止対策投資等も相まって、昭和50年代以降、我が国の激甚な公害は改善に向かい、今や概ね良好な操業環境が保たれるに至っている。

他方で、複雑化する環境関連規制への対応や、昨今の新型コロナウイルス感染症のまん延、大規模自然災害の発生等による資格取得機会の喪失の可能性等、企業の公害防止管理のための体制に少なからず影響が生じることが考えられる。このような近年の目まぐるしい社会情勢の変化を的確に捉え、例えば資格取得においては CBT（Computer Based Testing）や e-learning 等を活用した、企業の公害防止管理の実態に沿った制度の在り方が求められる。

令和2年度には、公害防止管理者制度の在り方について調査を実施した結果、制度そのものの維持は必要としつつも、資格取得に関する要件の緩和や試験内容の磨き込みといった制度そのものの質の向上や、大規模自然災害の発生等による交通機関の機能不全や昨今の新型コロナウイルス感染症等の影響による受験機会喪失の改善や受講場所の多様化による受講機会の増加等を目的とした、試験・講習のデジタル化等の必要性が浮き彫りとなった。これらを踏まえ、本年度は公害防止管理者制度を維持する意義を検討するとともに、本制度の課題の深掘りやデジタル化等の新たな取組により生じる問題及びその解決の方向性を明らかにすることを主な目的とした。

第2章 事業概要

以下の調査を実施した。なお実施にあたっては、「令和2年度産業公害防止対策調査事業（公害防止管理者制度の今後の在り方に係る調査）報告書」¹（以下「前年度調査」という。）の調査結果（表2-2）を踏まえて実施した。

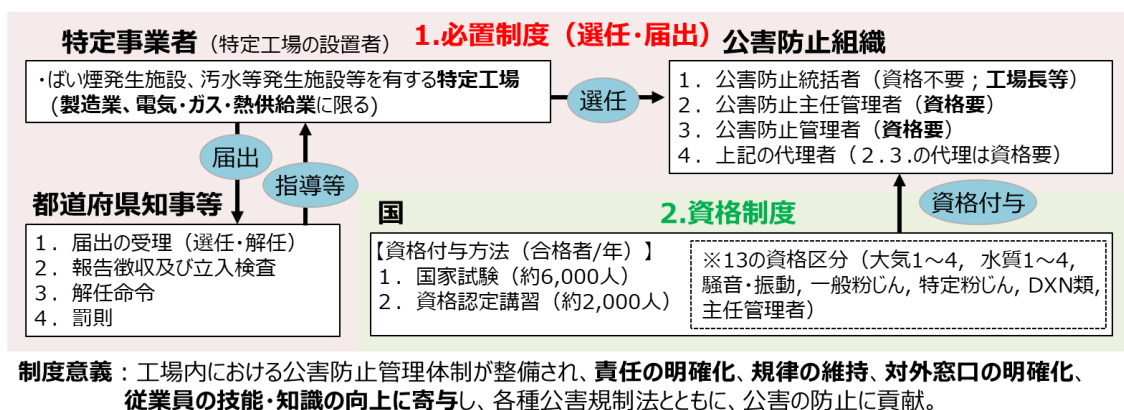
（1）公害防止管理者資格制度の改善点等に関する調査（第3章）

公害防止管理者制度（図1-1）を維持する意義等について検討をするため、企業（601社※）及び自治体（72自治体※）を対象としたアンケート調査等を実施した。

※いずれもアンケート調査票の送付先として

《主な調査項目》

- 2050 カーボンニュートラル宣言等による企業の新たな取組が従来の公害防止管理に与える影響
- 公害防止管理者を必置としない場合における影響
- 本制度を法律に基づかない民間資格等とした場合の影響
- 公害防止管理者（既資格取得者）の知識の更新を図るべく実施する講習（いわゆるリフレッシュ研修）の全国での実施状況及びそれをいずれかの機関に集約した場合の影響
- 認定講習の受講資格要件の緩和
- 現状制度において、各事業者が優先して改善すべきと考える点



※環境省資料より作成

図1-1 公害防止管理者制度の仕組み

¹ 令和2年度産業公害防止対策等調査事業（公害防止管理者制度の今後の在り方に係る調査）
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeici/kougaiiboushi/r2_houkokusyo.pdf

(2) 試験のデジタル化等に関する調査（第4章）

大規模自然災害の発生等による交通機関の機能不全や昨今の新型コロナウイルス感染症等の影響で、受験者や試験運営人員が試験実施地へ到達できないこと、また予定していた試験会場の閉鎖による受験機会の喪失等の状況を想定し、試験の CBT 化の有用性が示されているが、同時に現状から大幅な運用の変更となることによる問題作成上等の課題が明らかとなっており、このような種々の課題解決に向け、企業を対象としたアンケート調査等を実施した。なお、アンケート調査の対象は、上記（1）と同様とした。

(3) 検討会の設置・運営（第5章）

上記（1）、（2）を実施するに当たって、有識者からのアドバイス等を得るための検討会を開催した。検討会委員は、表 2-1 に示すように、有識者 3 名、自治体 2 名、業界団体 6 名により構成し、全 3 回開催した。また、経済産業省産業技術環境局環境管理推進室（以下「環境管理推進室」という。）の他、環境省水・大気環境局総務課、一般社団法人産業環境管理協会公害防止管理者試験センターもオブザーバーとして参加した。

表 2-1 検討会委員名簿（○印は委員長）

氏 名		所 属	役 職
有 識 者	○新井 充	東京大学	名誉教授
	辰巳 憲司	国立研究開発法人産業技術総合研究所環境創生研究部門	客員研究員
	柳 憲一郎	明治大学法学部	名誉教授
自 治 体	秋山 幸俊	新潟県県民生活・環境部環境対策課	副参事
	金子 都	埼玉県環境部水環境課	主査
業 界 団 体	磯部 隆	一般社団法人日本砕石協会	専務理事
	四家 豊彦	一般社団法人日本化学工業協会環境安全部	部長
	中村 知道	一般社団法人日本鉄鋼連盟 環境保全委員会	委員
	貫井 洋一郎	一般社団法人東京都金属プレス工業会	専務理事
	藤川 周二	電気事業連合会立地電源環境部	副部長
	細川 浩之	一般社団法人日本セメント協会 生産・環境部門	リーダー

(4) 調査報告書の作成

本事業で実施した内容及び成果を報告書に取りまとめた。また、業務内容及び結果を分かりやすくまとめた報告書の要約版を作成した（添付資料1）。本資料を基に、産業構造審議会産業環境対策小委員会にて、環境管理推進室より本年度の調査結果として報告が行われた。

表 2-2 前年度調査結果概要（論点整理）

論点	整理された課題等
1. 必置制度の有用性の確認	・制度の有用性は事業者からも評価されており、本制度を維持する。（有用性を向上させるための見直し検討を推進。）
2. 必置制度の要件等の評価	・必置制度の要件は事業者から妥当と評価する声が多いものの、主に以下の観点で見直しが必要。 (1) 中小事業者の負担への配慮 中小企業で従業員が 2,3 人のような場合、正、副（代理者）共に選任することは困難。 【検討の方向性】 代理者制度の意義を鑑み、その機能が損なわれないという前提のもと、中小企業への負担軽減策として、兼務要件の緩和等を検討。 (2) 特定粉じんの資格について 平成 18 年 8 月の石綿障害予防規則改正により、石綿及び石綿を 0.1wt% を超えて含有する製剤その他の物の製造、輸入、譲渡、提供又は使用禁止（事実上、石綿の全面禁止）となっている。 【検討の方向性】 実態として特定粉じん公害防止管理者の選任が必要な工場は現存しておらず、特定粉じんの工場・資格区分について、廃止の方向で検討。 (3) 特定工場の対象業種（製造業・電気・ガス・熱供給業） 製造業等 4 業種としているが、見直しの必要はないか。4 業種に限らず、災害や事故時の対応は重要。 【検討の方向性】 事業者アンケートにおいては現行制度の維持を求める声が多いことから、早急に再検討する必要性はないものの、制度適用が必要と考えられる業種について、地方自治体等に聞き取りを検討。
3. 資格制度（試験／認定講習）の評価	・資格制度の有用性は事業者からも評価されているものの、人材の流動性を高め、必要人材を確保するため主に以下の点について見直しが必要。 (1) 認定講習の受講資格要件について 受講資格要件として求める実務経験年数が最長 10 年又は 12 年と長く、受講者が限定される。 【検討の方向性】 公害防止管理者には、課長クラスの選任を想定し制度設計をされており、資格認定講習の受講資格（実務経験年数）はこれに対応している。一方で、講習では修了試験において、受講者の技術的適正を判断しており、実務経験年数を下げることにより、最終的な資格者の質が低下する懸念は少ないことから、実務経験年数等の受講資格については緩和の方向で検討。 (2) 試験の難易度、試験内容について 国家試験、認定講習ともに、範囲が広範で難易度が高い、かつ内容が実務に即していない面がある。 【検討の方向性】 環境規制の強化等により、公害防止管理者に求められる役割は高まっており、学習範囲が多岐に渡っているのは必然。一方で、試験内容と実務の乖離については、科目ごとに精査を行う。資格認定講習は、中小企業などへの資格取得支援策として創設されたものであるが、国家試験と同等の資格として扱っていることから、難易度に差を設けるべきではなく、資格取得者の充足には別の施策での対応を検討。

4.資格取得機会の確保	・「実施回数が不足している」または「実施回数を増やし時期も工夫してほしい」の回答が約半数以上あり、現状の実施状況においても、取得機会の不足が指摘。 【検討の方向性】 加えて、昨今の感染症問題や激甚災害の増加により、特定の会場へ集合しての、同一日一斉試験方式については、有事の際の中止等のリスクが高まっていることを鑑み、資格取得機会の安定確保かつ受験者の利便性向上に向け、国家試験において CBT 化や認定講習における e-ラーニング化を進めるなど、デジタルソリューションの活用を検討。
5.有資格者の数と質の確保	・人材の質と数を確保するため主に以下の点について見直しが必要。 (1)再教育(資格取得後のフォローアップ) 事業者には熟練者が不足している課題もあり、有資格者の再教育を自主的に行える事業者は少数である。 【検討の方向性】 環境法規制の知識については、法改正等により内容が変わるため、定期的なフォローアップが必要。地方自治体の取組やリフレッシュ研修を活用しつつ、資格取得者の資質を担保する仕組みの構築を検討する。 (2)公害防止に係る専門人材の不足 公害対策技術について近年では研究者等が減少し、試験問題作成に係る試験員や講習講師が高齢化、人材の世代交代が進んでいない。 【検討の方向性】 制度を安定的に運営するためには、資格試験に係る運営体制の持続性についても検討が必要。当面はシニア活用による人材確保、中長期的には後継人材の育成と、次世代の専門人材に引き継げる教材(テキスト、講習スライド資料、動画講習素材など)の充実が必要。 (3)未選任率 一部の工場区分で未選任率が高い実態がある。 【検討の方向性】 自治体の指導だけでなく、資格取得機会、試験範囲や難易度など、複合的な要因の結果。地方自治体に指導強化を要請するとともに、これまでに挙げた個別課題の改善策を講じ、選任率の向上を目指す。

※第9回産業構造審議会産業技術環境分科会 産業環境対策小委員会（令和3年2月8日）資料4より作成

第3章 公害防止管理者資格制度の改善点等に関する調査

公害防止管理者制度を維持する意義及び公害防止管理者制度の改善点等について検討をするため、企業（601 社）及び自治体（72 自治体）を対象としたアンケート調査等を実施した。なお、本調査の実施にあたっては、環境管理推進室と相談するとともに、検討会（第5章で後述）において委員からのご意見等も頂戴し進めた。

3-1 アンケート調査（調査票の作成）

（1）調査対象

本アンケート調査の対象選定は、以下の通りとした。

【①企業アンケート】

企業アンケートについては、公害防止管理者制度の対象となる特定工場からの意見を収集するため、請負者が保有する特定工場リスト（約 17,000 件）をベースに、調査対象とする企業の選定を行った。

調査対象の選定（絞り込み）にあたっては、公表されている PRTR 届出事業者データ（令和元年度排出分）を活用し、事業者規模及び業種分類を勘案し、表 3-1 に示す通り 601 件選定した（その他の選定条件はなく、ランダムピックアップ）。

まず事業者規模については、中小企業 501 社、大企業 100 社となるように選定した。本区分けにおける中小企業、大企業の整理については、PRTR 届出事業者データによる常時使用する従業員数が 300 人以下であれば中小企業、301 人以上であれば大企業として分類した。

（中小企業基本法における、「製造業その他」における中小企業者の定義については、「資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人」とされているが、選定の便宜上、PRTR 届出事業者データによる常時使用する従業員数において区分けしている。）

続いて、業種分類については、組織整備法の特定工場の実態をより正確に把握するため、特定の業種に偏りが生じないよう、公害防止管理者等国家試験における業種別の受験者数を参考に調整を行った。なお、調査対象の選定にあたっては、前年度調査においても企業アンケートを実施しているため、前年度調査の送付先事業者を削除したうえで対象の選定を行った。

表 3-1 企業アンケートの調査対象

業界	中小企業		大企業		合計		国家試験受 験者構成 (参考)
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
鉱業	0	0%	0	0%	0	0%	1.30%
食料品・飲料・飼料・タバコ	27	5%	6	6%	33	5%	4.10%
繊維	21	4%	2	2%	23	4%	1.25%
木材・木製品・パルプ・紙・紙加工業	21	4%	2	2%	23	4%	2.95%
化学工業	124	25%	16	16%	140	23%	19.35%
石油製品・石炭製品製造業	32	6%	2	2%	34	6%	2.60%
窯業・土石製品製造業	29	6%	2	2%	31	5%	3.20%
鉄鋼業	26	5%	6	6%	32	5%	8.35%
金属製品製造業	76	15%	10	10%	86	14%	7.15%
一般・精密機械器具製造業	23	5%	14	14%	37	6%	3.75%
電気機械器具製造業	24	5%	12	12%	36	6%	3.65%
輸送用機械器具製造業	25	5%	9	9%	34	6%	2.90%
電気・ガス・熱供給業	12	2%	3	3%	15	2%	7.20%
その他	61	12%	16	16%	77	13%	32.15%
計	501	100%	100	100%	601	100%	

【②自治体アンケート】

自治体アンケートについては、表 3-2 で示すように、組織整備法を所管する自治体のうち、中核市、施行時特例市を除いた 72 の地方自治体（都道府県、指定都市、政令市（表 3-3））の組織整備法所管課を対象とした。

表 3-2 組織整備法の所管自治体数及び本調査の対象自治体数

	自治体数 ^{注 5)}	本調査対象
①都道府県	47	○
②指定都市 ^{注 1)}	20	○
③中核市 ^{注 2)}	62	
④施行時特例市 ^{注 3)}	23	
⑤政令市 ^{注 4)}	5	○
合計	157	72

注 1) 人口 50 万人以上（地方自治法）

注 2) 人口 20 万人以上（地方自治法）

注 3) 旧特例市制度の権限市（中核市制度との統合時に施行時特例市に変更）

注 4) 市川市、松戸市、市原市、藤沢市、徳島市（組織整備法施行令第 14 条）

注 5) 騒音発生施設又は振動発生施設のみが設置されている工場に係る事務のみを所管する市町村は除く

表 3-3 自治体アンケートの調査対象

① 都 道 府 県	北海道	① 都 道 府 県	山口県	⑤ 政 令 市	市川市
	青森県		徳島県		松戸市
	岩手県		香川県		市原市
	宮城県		愛媛県		藤沢市
	秋田県		高知県		徳島市
	山形県		福岡県		
	福島県		佐賀県		
	茨城県		長崎県		
	栃木県		熊本県		
	群馬県		大分県		
	埼玉県		宮崎県		
	千葉県		鹿児島県		
	東京都		沖縄県		
	神奈川県	② 指 定 都 市	札幌市		
	新潟県		仙台市		
	富山県		さいたま市		
	石川県		千葉市		
	福井県		横浜市		
	山梨県		川崎市		
	長野県		相模原市		
	岐阜県		新潟市		
	静岡県		静岡市		
	愛知県		浜松市		
	三重県		名古屋市		
	滋賀県		京都市		
	京都府		大阪市		
	大阪府		堺市		
	兵庫県		神戸市		
	奈良県		岡山市		
	和歌山県		広島市		
	鳥取県		北九州市		
	島根県		福岡市		
	岡山県		熊本市		
	広島県				

(2) 調査項目

アンケート調査票の作成にあたり、論点となる項目の整理を行った。項目は、以下の通り全5項目に整理し、アンケート調査票を作成した。

《項目1. 公害防止管理者制度の意義について》

【調査主旨】

公害防止管理者制度について、前年度調査においても、7割以上の事業者において有用性（役に立っている）が評価された一方で、役に立っていないと回答する事業者も一定数おり、制度の意義について、直近調査と別の観点から制度を維持する意義について検討する。

アンケート調査項目としては、必置制度の意義（廃止した場合の影響）、公害防止管理者資格が国家資格である必要性（民間資格とした場合の影響）の2点とした。

《仕様書における対象項目》

- 公害防止管理者を必置としない場合における影響
- 本制度を法律に基づかない民間資格等とした場合の影響

《項目2. 事業者の公害防止管理状況(実態)について》

【調査主旨】

近年では、従来の公害防止管理に加え、温暖化対策、有害化学物質・廃棄物管理等に対応するため、事業者における環境管理業務が変化し、多岐に渡っている。また、2015年のISO14001の改定、2020年の政府による「カーボンニュートラル2050」の目標提示など、新たな動きも活発になってきている。その一方で、平成19年の「公害防止ガイドライン²」及び平成22年の大気汚染防止法、水質汚濁防止法の規制・罰則強化のように、環境コンプライアンスの確保も求められている。近年の新たな環境管理業務が、従来の公害防止管理業務に与えている影響について調査を行い、今後の制度の在り方について検討する。

アンケート調査項目としては、事業者における公害防止意識の変化、携わる人員数、公害防止施設（設備投資）の状況、公害防止管理業務に係る業務量とした。

《仕様書における対象項目》

- 2050カーボンニュートラル宣言等による企業の新たな取組が従来の公害防止管理に与える影響

《項目3. 資格取得後の資質を維持する仕組み(再教育)について》

【調査主旨】

公害防止管理者制度は資格に有効期限がないため、有資格者の再教育は、環境政策の新しい考え方や環境法の改正事項を理解する機会となり重要。事業者が大きな負担なく再教育を受けられる仕組みの構築や魅力あるカリキュラムの充実が必要とされている。

企業及び自治体における資格取得後の資質を維持する仕組み等について調査を行い、再教育の仕組み（制度）構築のための検討材料とする。

²公害防止ガイドライン（「公害防止に関する環境管理の在り方」に関する報告書：平成19年3月15日、環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会）<https://www.env.go.jp/press/files/jp/9311.pdf>

アンケート調査項目としては、再教育研修の受講状況及び実施状況、再教育に求める内容、再教育研修を集約的に実施すること及び資格更新制度の導入是非とした。

《仕様書における対象項目》

- 公害防止管理者（既資格取得者）の知識の更新を図るべく実施する講習（いわゆるリフレッシュ研修）の全国での実施状況及びそれをいずれかの機関に集約した場合の影響

《項目4. 公害防止管理者制度の改善点について》

【調査主旨】

前年度調査において、制度の今後の改善の方向性を中心に、以下のような提言が取りまとめられており、これらの検討項目について、企業及び自治体の具体的な意見について調査し、改善の具体議論に役立てる。

〔前年度調査提言内容〕

- ・公害防止管理者制度については、その重要性に変わりはなく、現状制度の維持が適当。
- ・実態に即したものとなるよう、兼任要件の緩和、特定粉じん資格の廃止を検討。
- ・必要人材の確保のため、実務経験年数の緩和、実務に即した国家試験問題の精査を検討。
- ・昨今の災害や新型コロナウイルス感染症による資格取得リスク機会喪失リスクの回避、必要人材の確保のため、国家試験の CBT 化や認定講習の e-ラーニング化といったデジタルソリューションの活用を検討。
- ・地方自治体の取組やリフレッシュ研修を活用しつつ、資格取得者の資質を担保する仕組みの構築を検討。
- ・これらの取組を通じ、選任率の向上につなげる。

アンケート調査項目としては、兼任要件の緩和の必要性、特定粉じんの資格区分・工場種類の廃止の影響、資格認定講習における受講資格要件（実務経験年数の緩和）とした。

《仕様書における対象項目》

- 認定講習の受講資格要件の緩和
- そのほか、請負者が必要と考える事項

《項目5. 現行制度において優先して改善すべき事項》

【調査主旨】

現行制度において、企業及び自治体が最も問題があると感じている事項を調査することで、今後の改善議論の優先事項について整理を行う。

アンケート調査では、現行制度において改善すべき事項について優先順位の聞き取りを行うこととした。

《仕様書における対象項目》

- 現状制度において、各事業者が優先して改善すべきと考える点

前述の項目に沿って、アンケートの設問項目を作成した。企業アンケート及び自治体アンケートの設問項目を表 3-4 に示す。

なおアンケート調査は、「試験のデジタル化等に関する調査（第 4 章）」において実施したアンケート調査と一緒に実施しているため、表 3-4 においては、設問番号に一部抜け（企業アンケート問 6）が生じている。

表 3-4 アンケート設問項目

項目	設問
回答者情報	①企業アンケート ➤ 事業者名 ➤ 規模（大企業／中小企業（常時使用する従業員数が 300 名以下、資本金 3 億円以下のいずれかに該当）） ➤ 属性（本社（管理部門）／工場（本社工場含む）） ➤ 特定工場種別（特定工場である（又は特定工場を保有している。）／特定工場ではない（又は特定工場を保有していない。）） ※特定工場である場合は、その区分（大気、水質、騒音/振動、粉じん、ダイオキシン類） ➤ 担当者情報（部署名・役職・氏名・連絡先）
	②自治体アンケート ➤ 自治体名 ➤ 種別（都道府県／指定都市／政令市） ➤ 担当者情報（部局・課室名・氏名・連絡先）
1. 公害防止管理者制度の意義について	①企業アンケート 問 1 公害防止管理者を必置としない（必置制度を廃止する）場合の影響 Q1-1 選任制度（特定工場への必置）は必要であるか Q1-2 「必要である」と回答した理由（補足自由記述含む） Q1-3 「不要である」と回答した理由（補足自由記述含む） 問 2 国家資格制度を廃止した場合の影響等 Q2-1 国家資格制度を廃止した場合に考えられる影響（その理由含む） Q2-2 本試験・講習制度を、法律に基づかない民間資格とした場合でも、本資格を取得するかどうか Q2-3 公害防止管理者国家資格を取得する社員への補助やインセンティブ

	②自治体アンケート 問 1 必置制度（特定工場への公害防止組織の整備義務）の必要性 Q1-1 選任制度（特定工場への必置）はメリットがあるか Q1-2 「ある」と回答した理由（補足自由記述含む） Q1-3 「ない」と回答した理由（補足自由記述含む） 問 2 国家資格制度を廃止した場合の影響（危惧する点）等 ※枝問なし
2. 事業者の公害防止管理状況（実態）について	①企業アンケート 問 3 近年（概ね平成 19 年以降）の新たな環境管理業務（温暖化対策等）が、従来の公害防止管理（典型公害対策）に与えている影響 Q3-1 公害防止管理業務への意識 Q3-2 公害防止管理業務に携わる人員数 Q3-3 公害防止施設（設備投資）の状況 Q3-4 公害防止管理者（又は公害防止管轄部署）の公害防止管理業務に係る業務量 ②自治体アンケート 問 3 近年（概ね平成 19 年以降）の新たな環境管理業務（温暖化対策等）が、従来の公害防止管理（典型公害対策）に与えている影響（管内の事業者の状況を平均化した回答） Q3-1 公害防止管理業務への事業者意識 Q3-2 公害防止管理業務に携わる人員数 Q3-3 公害防止施設（設備投資）の状況 Q3-4 その他（自由記述）
3. 資格取得後の資質を維持する仕組みについて	①企業アンケート 問 4 公害防止管理者の有資格者の資質の維持のために研修等 Q4-1 公害防止管理者資格を取得後に、知識の更新、アップデートのための研修・講習会を受講状況 Q4-2 公害防止管理者等のリフレッシュ研修（再教育）の内容（必要項目） Q4-3 研修内容等について補足事項（具体的な要望等自由記述） ②自治体アンケート 問 8 組織整備法第 12 条の地方自治体における実施状況や再教育（既資格取得者向け教育）について

	Q8-1 公害防止管理者（既資格取得者）向けの措置に該当する取組 Q8-2 再教育講習をいずれかの機関が集約し実施することへの是非 Q8-3 公害防止管理者等国家資格に有効期限（更新制度）を設けることのメリットの有無
4. 公害防止管理者制度の改善点について	①企業アンケート （※任意回答項目※） 問 7 公害防止管理者制度の兼務要件³の緩和 Q7-1 公害防止管理者の兼務要件について、緩和が必要と考えられる項目 Q7-2 具体的な緩和内容と、緩和が必要な理由（自由記述） Q7-3 兼務工場の公害発生状況を監視・通信する手段（有効に活用されている遠隔管理技術等）（自由記述） 問 8 資格認定講習の受講資格要件（学歴及び実務経験年数）の緩和 Q8-1 実務経験年数の緩和する（年数を短くする）ことへの是非（その理由の自由記述含む） Q8-2 資格を取得するのに必要十分な実務経験年数 ②自治体アンケート 問 5 公害防止管理者制度の兼務要件の緩和 Q5-1 公害防止管理者の兼務要件について、緩和しても支障がない項目 Q5-2 具体的な緩和内容と、緩和が必要な理由（自由記述） 問 6 特定粉じん関係特定工場及び同資格区分の廃止の影響 ※枝問なし 問 7 資格認定講習の受講資格要件（学歴及び実務経験年数）緩和の懸念事項 ※枝問なし 問 9 選任率向上のための取組み（工夫していること） ※枝問なし
5. 現行制度において優先して改善すべき事項	①企業アンケート 問 5 公害防止管理者制度で改善して欲しいと思う事項（上位 3 つ） 選択肢；①特定工場要件（規制対象業種・施設）、②選任・届出要件、③国家試験の実施方法・受験機会（試験のデジタル化等）、④資

³ 組織整備法 施行規則第 5 条第 2 号ただし書（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく基準（平成 17 年 3 月 7 日、財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）（概要については、参考表 1 参照）
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/kougaiboushi/download/tadashigaki.pdf

	格認定講習の実施方法・受講要件、⑤国家試験・資格認定講習の内容、⑥資格取得後のフォローアップの仕組み（再教育等）、⑦その他 その理由等；自由記述欄 ②自治体アンケート 問4 公害防止管理者制度で改善して欲しいと思う事項（上位3つ） 選択肢；同企業アンケート その理由等；自由記述欄
--	---

（3）実施方法

実施期間は、令和3年12月3日（金）（調査票発送日）～令和4年1月12日（水）（提出締切日）とした。

企業アンケート、自治体アンケートともに、郵送により、アンケート調査協力依頼状（添付資料2）及びアンケート調査票（調査内容確認用）（添付資料3）を発送し、回答協力を依頼した。なお、企業アンケートについては、検討会に委員としてご参加いただいている業界団体（電気事業連合会、（一社）日本化学工業協会、（一社）日本砕石協会、（一社）日本セメント協会、（一社）日本鉄鋼連盟（順不同））からも、会員企業への回答協力依頼をしていただいた。

回答方法は、アンケート回答用の特設サイト（図3-1、図3-2）を開設し、Google Formsを活用したWEB回答（図3-3、図3-4）を原則とした。インターネット環境等によりGoogle Formsへアクセスが難しい企業、自治体に対しては電子メール提出ができるよう、様式の電子ファイル（Microsoft Word形式）を特設サイト上に掲載した。

図3-1 企業アンケート用特設サイト

図3-2 自治体アンケート用特設サイト

13 セクション中 1 個目のセクション

公害防止管理者制度の今後の在り方に関するアンケート調査（事業者用）

・この調査は、経済産業省（産業技術環境局環境管理推進室）が、公害防止管理者制度の今後の在り方を検討するために実施するものです。
 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）（以下、「組織整備法」といいます）
 ・本調査では、公害防止管理者を適任されている事業者の皆様（大企業100、中小企業500社程度）から、現行制度における課題点や改善点などの声を集めることを目的としています。
 ・ご回答内容につきましては、法人名・個人名が併用形で公開されることはありません。

■提出期限：令和4年1月12日（水）

・必須画面の設問が5問、任意画面の設問が3問です。（所要時間の目安は20分程度）
 ・なお、ご回答によっては、理由等をお伺いする設問があります。

メールアドレス*

有効なメールアドレス

このフォームではメールアドレスが収集されます。設定を変更

図 3-3 企業アンケート回答フォーム

10 セクション中 1 個目のセクション

公害防止管理者制度の今後の在り方に関するアンケート調査（自治体用）

・この調査は、経済産業省（産業技術環境局環境管理推進室）が、公害防止管理者制度の今後の在り方を検討するために実施するものです。
 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）（以下、「組織整備法」といいます）
 ・本調査では、制度運用を行う地方自治体（都道府県、指定都市、政令市）から、現行制度における課題点や改善点などの声を集めることを目的としています。
 ・ご回答内容につきましては、自治体名・個人名が併用形で公開されることはありません。

■提出期限：令和4年1月12日（水）

・設問は全部で9問です。（所要時間の目安は20分程度となっております。）
 ・なお、ご回答によっては、理由等をお伺いする設問があります。

メールアドレス*

有効なメールアドレス

このフォームではメールアドレスが収集されます。設定を変更

図 3-4 自治体アンケート回答フォーム

3-2 データの分析

（1）結果概要

回答を得られたアンケートは、企業アンケート 327 件、自治体アンケート 68 件（自治体アンケートは、期限後に督促し提出されたものを含む）であった。

前述のように、企業アンケートについては、業界団体の会員企業の任意協力による回答もあり、正確な回収率は計算できないが、回収率は表 3-5 の通りである。

表 3-5 アンケート回収率

	回収率（回収数／アンケート送付先数）
企業アンケート	54.4%（327／601）
自治体アンケート	94.4%（68／72）

回答にご協力いただいた企業及び自治体の情報を以下に示す。

【①企業アンケート：回答者情報】

《規模》

大企業 49.8%（163 件）、中小企業 50.2%（164 件）であった（図 3-5）。

規模
327 件の回答

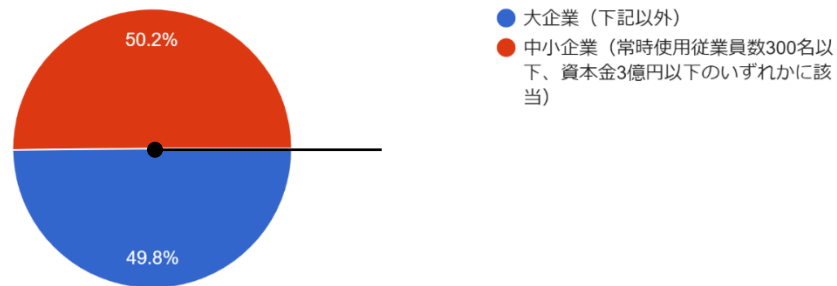


図 3-5 事業者の規模

《属性》

本社（管理部門）16.7%（54 件）、工場（本社工場含む）83.3%（270 件）であった（図 3-6）。

属性
324 件の回答

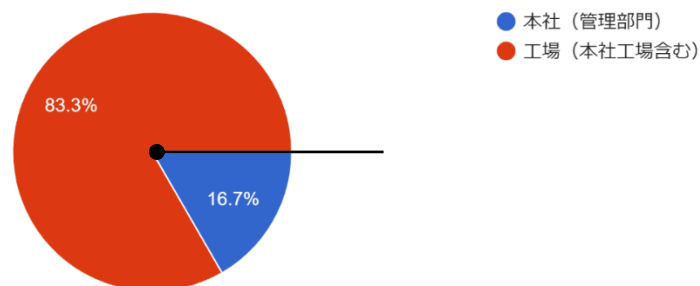


図 3-6 事業所の属性

《特定工場種別》

特定工場（又は特定工場を保有している企業）からの回答が 88.3%（287 件）、特定工場以外（又は特定工場を保有していない企業）からの回答が、11.7%（38 件）であった（図 3-7）。また、特定工場の種別の内訳を図 3-8 に示す（複数回答可）。

特定工場の有無

325 件の回答

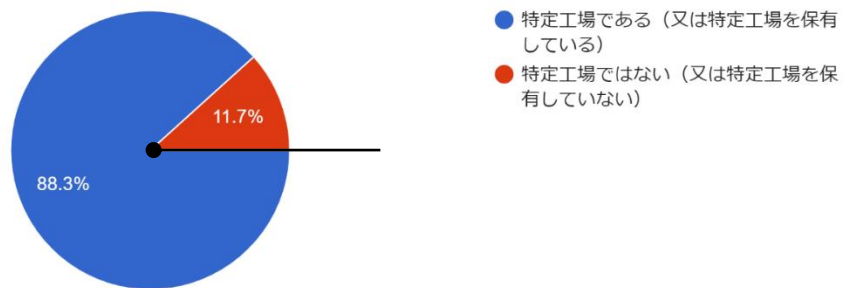


図 3-7 特定工場該否（又は有無）

特定工場の種別

291 件の回答

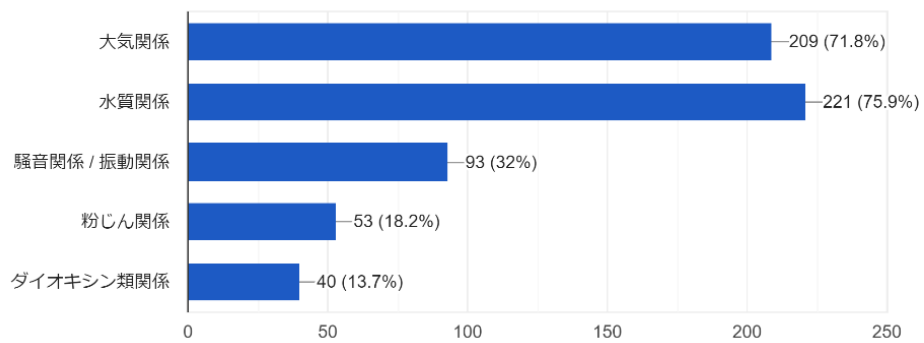


図 3-8 特定工場の種別

【②自治体アンケート：回答者情報】

《種別》

都道府県 45 件、指定都市 18 件、政令市 5 件の回答を得た（表 3-6）。

表 3-6 自治体内訳

	件数
都道府県	45
指定都市	18
政令市	5
総数	68

(2) アンケート結果

「(1) 結果概要」で前述したとおり、企業アンケートにおいては、特定工場からの回答が9割近く(86.3%)を占めており、組織整備法(公害防止管理者制度)の規制対象事業者(特定事業者/特定工場)の声を概ね正しく反映した結果が得られたものと考えられる。自治体アンケートにおいては、一部未回収となったが、回収率で94.4%、カバー率43%(回収数68件/組織整備法の事務権限を持つ自治体数157自治体)であり、意見調査のためのサンプル数としては十分であると考えられる。

アンケートの各設問の結果を以下に示す。アンケート結果の整理にあたっては、アンケート調査票の設問番号順ではなく、前述「3-1(2) 調査項目」に記載の順番にて整理している(一部を除き回答理由等自由記述部については、添付資料4に掲載)。

この結果は、検討会における議論の参考情報として供し、また一部、産業構造審議会産業環境対策小委員会での報告資料(添付資料1)にも引用した。

《項目1. 公害防止管理者制度の意義について》

● 必置制度の意義(廃止した場合の影響)

【①企業アンケート結果】

Q1-1 選任制度(特定工場への必置)は必要だと思いますか。324件の回答

- 必要であるが86.1%(279件)、不要であるが13.9%(45件)であった(図3-9)。

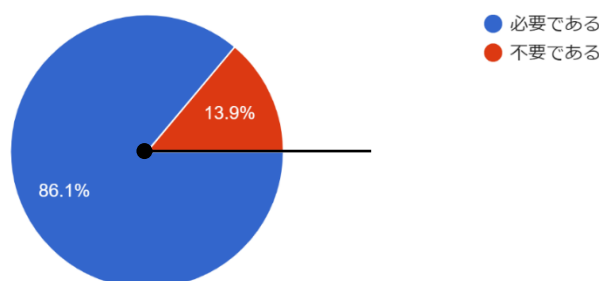


図3-9 公害防止管理者制度の必要性

Q1-2 Q1-1.で「必要である」と回答した方、その理由として当てはまるものすべてを選択してください(複数回答可)。279件の回答

- 図3-10に示す通りの結果であった。理由及び補足等(自由記述)は添付資料4参照。

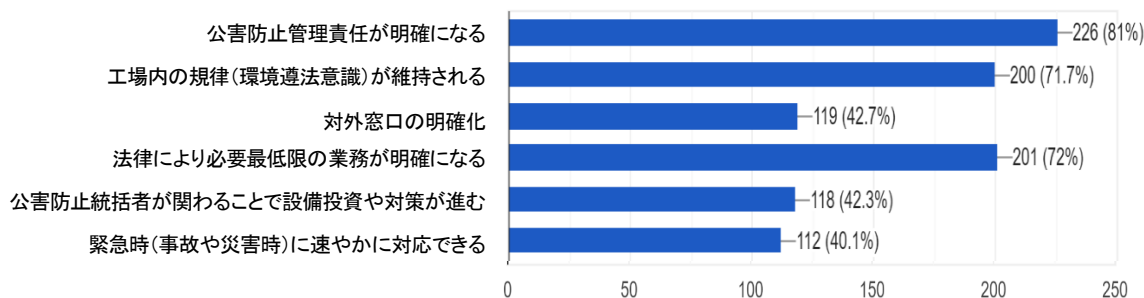


図3-10 必置制度が必要である理由

Q1-3. Q1-1. で「不要である」と回答した理由で当てはまるものすべてを選択してください（複数回答可）。45 件の回答

- 図 3-11 に示す通りの結果であった。理由及び補足等（自由記述）は添付資料 4 参照。

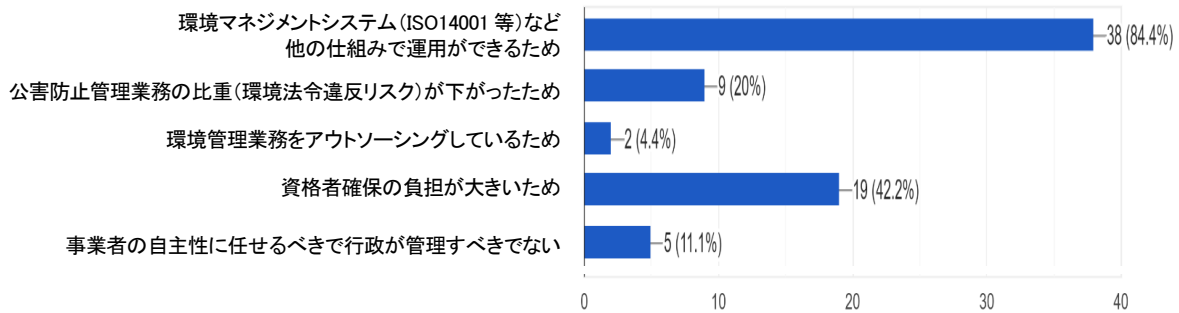


図 3-11 必置制度が不要である理由

【②自治体アンケート】

Q1-1 選任制度（特定工場への必置）はメリットがあるか。68 件の回答

- メリットがある 95.6%（65 件）、メリットがない 4.4%（3 件）であった。（図 3-12）

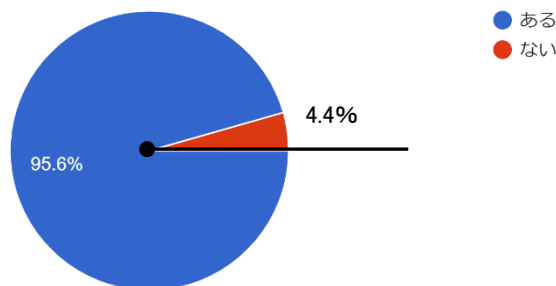


図 3-12 必置制度のメリットの有無

Q1-2 Q1-1. で「ある」と回答した理由で当てはまるものすべてを選択してください（複数回答可）。65 件の回答

- 図 3-13 に示す通りの結果であった。理由及び補足等（自由記述）は添付資料 4 参照。

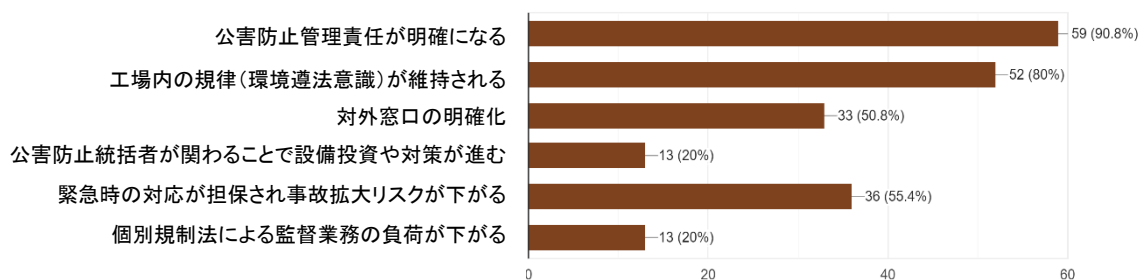


図 3-13 必置制度にメリットがある理由

Q1-3 Q1-1. で「ない」と回答した理由で当てはまるものすべてを選択してください（複数回答可）。3 件の回答

- 表 3-7 に示す通りの結果であった。理由及び補足等（自由記述）は添付資料 4 参照。

表 3-7 必置制度にメリットがないとする理由

項目	件数
☐ 環境マネジメントシステム（ISO14001 等）など他の仕組みで運用ができるため	2
☐ 事業者の環境法令違反リスクが下がったため	1
☐ 環境管理業務をアウトソーシングしている事業者等、制度と現状が一致しないことがある	0
☐ 事業者の資格取得が進まず、遵守させることが難しいため	0
☐ 事業者の自主性に任せるべきで行政が管理すべきでない	0
☐ その他	1

● 公害防止管理者資格が国家資格である必要性（民間資格とした場合の影響）

※①企業アンケート（問 2）、②自治体アンケート（問 2）関係

【①企業アンケート】

Q2-1. 国家資格制度を廃止した場合に考えられる影響について、最も当てはまる項目を選択してください。291 件の回答

- 「自社の公害防止技術及びそれに関連する法知識レベルが低下する」39.9%（116 件）が最も多く、次いで「基準がなくなることで、意識の高い事業者と低い事業者とで管理レベルが二極化する」23.7%（69 件）、「学ぶ機会がなくなることで、従業員の公害防止意識の低下を招く」13.4%（39 件）、「公害防止技術の継承が難しくなる（教育素材がなくなり人材育成の負荷が高まる）」8.9%（26 件）、「特に影響はない」8.9%（26 件）、「公害防止について共通知識がなくなり自治体、ステークホルダーとのコミュニケーション齟齬が生じる」5.2%（15 件）の順であった（図 3-14）。回答の理由等の自由記述は添付資料 4 参照。

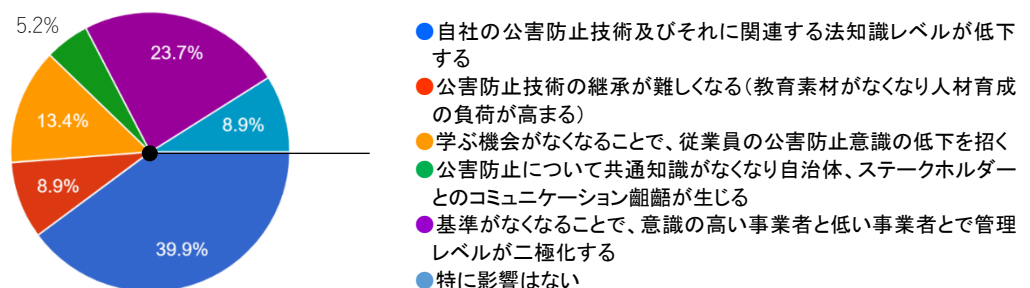


図 3-14 国家資格制度が廃止された場合の影響

Q2-2. 本試験・講習制度を、法律に基づかない民間資格とした場合でも、本資格について環境業務等を担当する従業員に取得させますか。当てはまるもの1つを選択してください。

321 件の回答

- 「取得する（させる）」が 48.6%（156 件）、「取得しない（させない）」が 14.6%（47 件）、「わからない」が 36.8%（118 件）であった（図 3-15）。回答の理由等の自由記述は添付資料 4 参照。

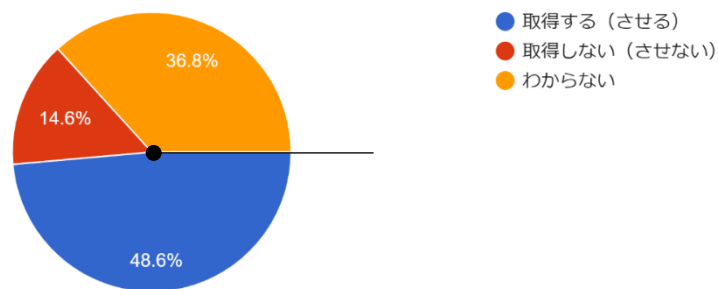


図 3-15 民間資格とした場合の公害防止管理者資格の資格取得意思

Q2-3 貴社において、公害防止管理者の国家資格を取得する社員に対する補助やインセンティブはありますか？（複数回答可） 319 件の回答

- 図 3-16 に示す通りの結果であった。

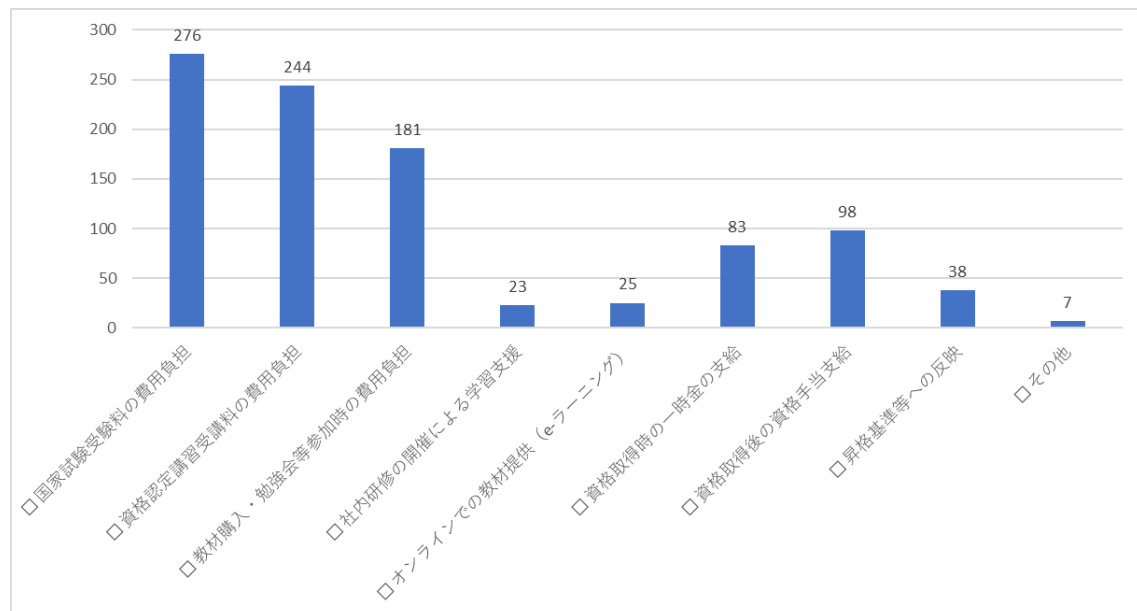


図 3-16 公害防止管理者国家資格を取得する社員へのインセンティブ

【その他回答】選任時の選任手当支給、資格取得後選任された場合のみ資格手当が発生する（ゆえにメリットが薄く資格取得率が低い）、通信教育の補助×2、賞与等の評価に反映、昇給評価への反映、試験合格者を表彰

【②自治体アンケート】

問 2. 公害防止管理者国家資格制度（国家試験・資格認定講習）を廃止した場合の影響（危惧する点）について、最も当てはまるもの 1 つにチェックを入れ、その理由についてご記載ください。68 件の回答

- 「事業者の公害防止技術及びそれに関連する法知識レベルが低下する」63.2%（43 件）が最も多く、次いで「学ぶ機会がなくなること、従業員の公害防止意識の低下を招く」20.6%（14 件）、「基準がなくなること、意識の高い事業者と低い事業者とで管理レベルが二極化する」10.3%（7 件）、「公害防止について共通知識がなくなり、事業者とのコミュニケーション齟齬が生じる」2.9%（2 件）、「公害防止技術の継承が難しくなる（教育素材がなくなり人材育成の負荷が高まる）」1.5%（1 件）、「特に影響はない」1.5%（1 件）の順であった（図 3-17）。回答の理由等の自由記述は添付資料 4 参照。

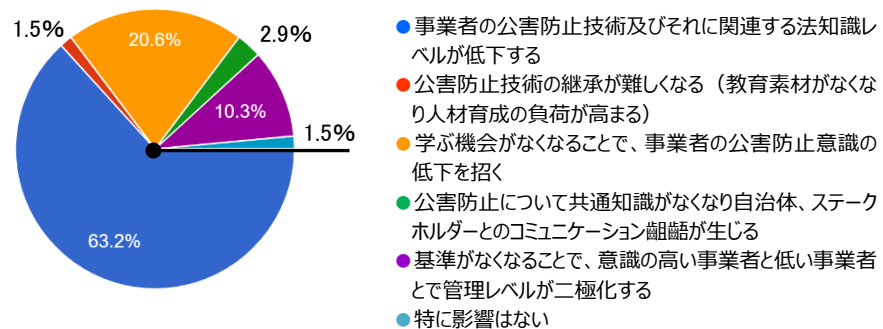


図 3-17 国家資格制度を廃止した場合に危惧する事項

《項目2. 事業者の公害防止管理状況(実態)について》

本項では、事業者における「公害防止意識の変化」、「携わる人員数」、「公害防止施設（設備投資）の状況」、「公害防止管理業務に係る業務量」について調査項目した。

【①企業アンケート結果】

問 3. 貴社における日頃の業務を通じて、近年（概ね平成 19 年以降）の新たな環境管理業務（温暖化対策等）が、従来の公害防止管理（典型公害対策）に与えている影響について、ご記入ください（必須回答）。

Q3-1. 公害防止管理業務への意識について。319 件の回答

- 変わらない 58.7% (186 件)、高くなっている 40.7% (129 件)、低下している 0.9% (3 件) であった (図 3-18)。回答の理由等の自由記述は添付資料 4 参照。

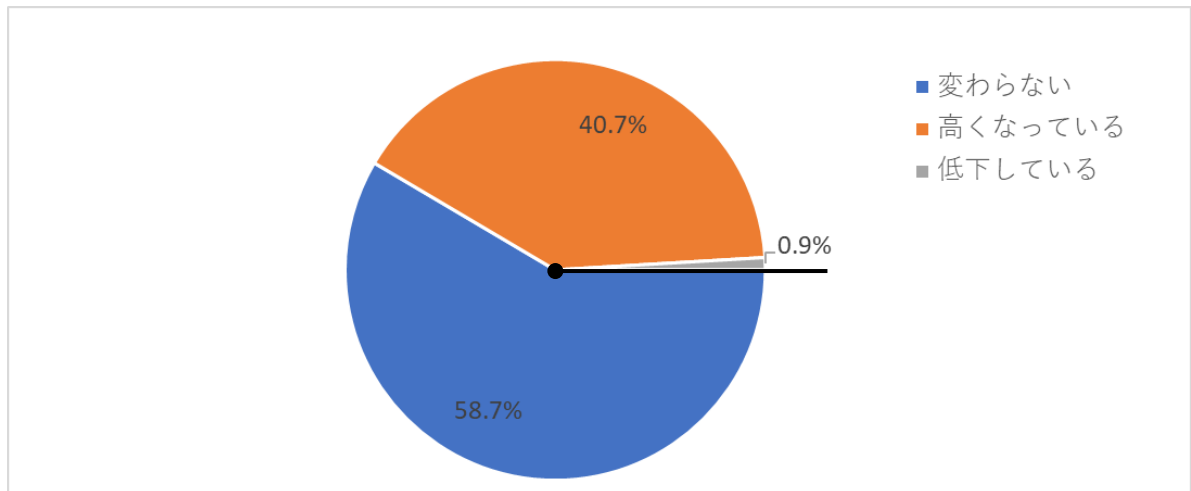


図 3-18 公害防止管理業務への意識

Q3-2. 公害防止管理業務に携わる人員数について。319 件の回答

- 変わらない 81.1% (257 件)、増えている 10.1% (32 件)、減っている 8.8% (28 件) であった (図 3-19)。回答の理由等の自由記述は添付資料 4 参照。

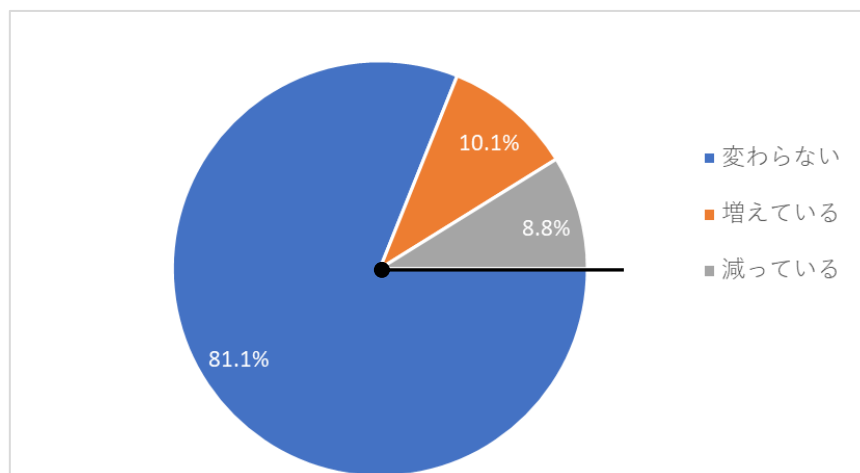


図 3-19 公害防止管理業務に携わる人員数

Q3-3. 公害防止施設（設備投資）の状況。319 件の回答

- 万全である 8.2%（26 件）、十分である 58.7%（186 件）、やや不十分なところがある 30.6%（97 件）、不十分である 1.9%（6 件）であった（図 3-20）。回答の理由等の自由記述は添付資料 4 参照。

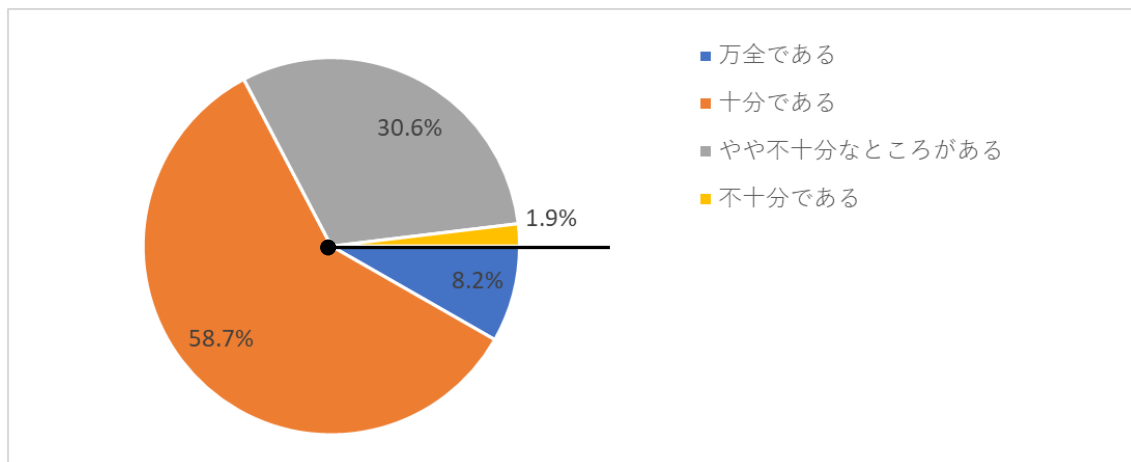


図 3-20 公害防止施設（設備投資）の状況

Q3-4 公害防止管理者の公害防止管理業務に係る業務量（個人単位での推計が難しければ、公害防止管理を管轄する部署全体の業務割合としてでも結構です。）319 件の回答

- 変わらない 69.1%（219 件）、相対的*に増加 22.7%（72 件）、相対的に減少（温暖化対策等の新たな業務の比重が増えるため）7.9%（25 件）、相対的に減少（典型公害対策の効率化が進んだため）0.6%（2 件）であった（図 3-21）。回答の理由等の自由記述は添付資料 4 参照。

* 公害防止管理業務とその他業務（環境に限らず）との比率として

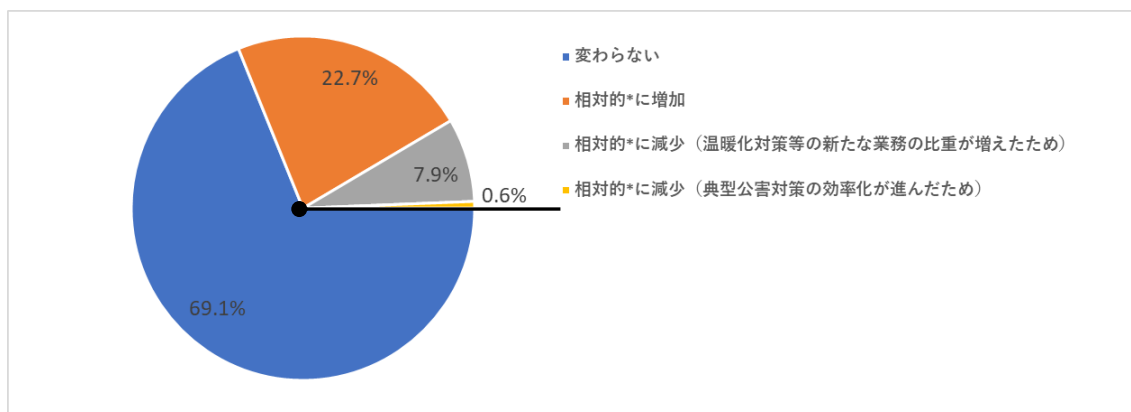


図 3-21 公害防止管理業務の業務量（割合）

【②自治体アンケート】

問3 事業者への立入や指導等を通じて、近年（概ね平成19年以降）の新たな環境管理業務（温暖化対策等）が、従来の公害防止管理（典型公害対策）に与える影響等について感じていることをご記入ください。（貴自治体管内の事業者の状況を平均化して記載ください。）

Q3-1 公害防止管理業務（典型公害対策）への事業者意識（68件の回答のうち、わからないを除く）

- 変わらない81%（48件）、高くなっている19%（11件）、低下している0%（0件）であった（図3-22）。回答の理由等の自由記述は添付資料4参照。

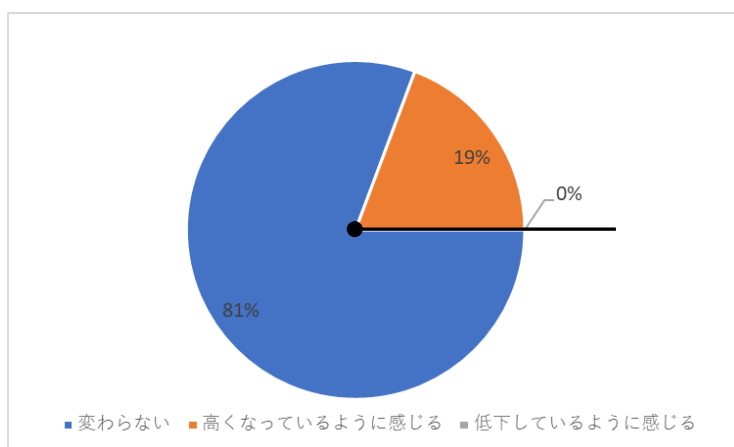


図3-22 事業者の公害防止管理業務への意識（自治体の感じ方）

Q3-2 公害防止管理業務（典型公害対策）に携わる人員数（68件の回答のうち、わからないを除く）

- 変わらない81%（46件）、減っているように感じる16%（9件）、増えているように感じる3%（2件）であった（図3-23）

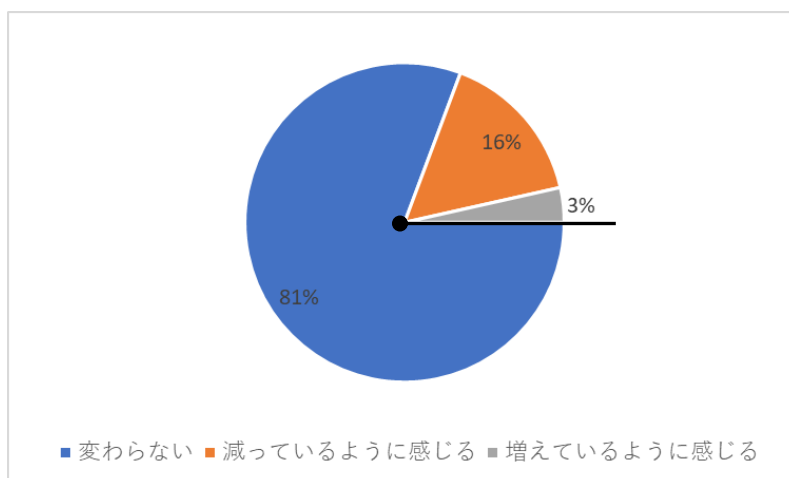


図3-23 事業者の公害防止管理業務に携わる人員数（自治体の感じ方）

Q3-3 公害防止施設（設備投資）の状況（68 件の回答のうち、わからないを除く）

- 十分である 5%（3 件）、概ね十分である 74%（42 件）、不十分な事業者が散見される 21%（12 件）、不十分な事業者が多いように感じる 0%（0 件）であった（図 3-24）。

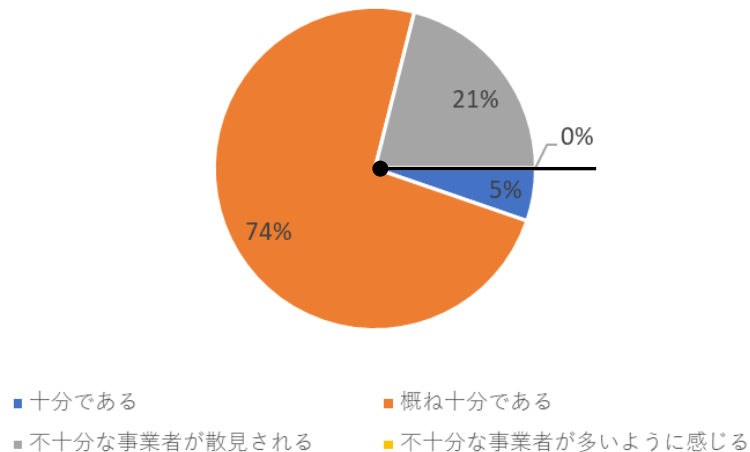


図 3-24 事業者の公害防止施設（設備投資）の状況

《項目3. 資格取得後の資質を維持する仕組み(再教育)について》

本項では、再教育研修の受講状況及び実施状況、再教育に求める内容、再教育研修を集約的に実施すること及び資格更新制度の導入是非について調査を実施した。

【①企業アンケート】

問 4. 公害防止管理者の有資格者の資質の維持のための研修等の仕組みについて、ご回答ください（必須回答）。

Q4-1. 公害防止管理者資格を取得後に、知識の更新、アップデートのために、研修・講習会を受講していますか？利用しているものすべてを選択してください。（複数回答可） 319 件の回答

- 図 3-25 に示す通りの結果であった。

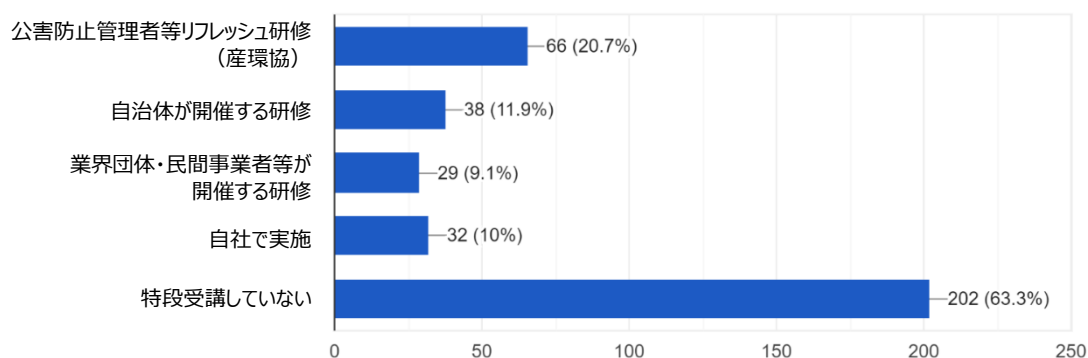


図 3-25 資格取得後のフォローアップ状況

Q4-2. 公害防止管理者等のリフレッシュ研修（再教育）において、その内容として、必要と思われる項目は何ですか？次のうち、聴講したい内容として、優先度の高いものを選択してください。（複数回答可） 319 件の回答

- 図 3-26 に示す通りの結果であった。

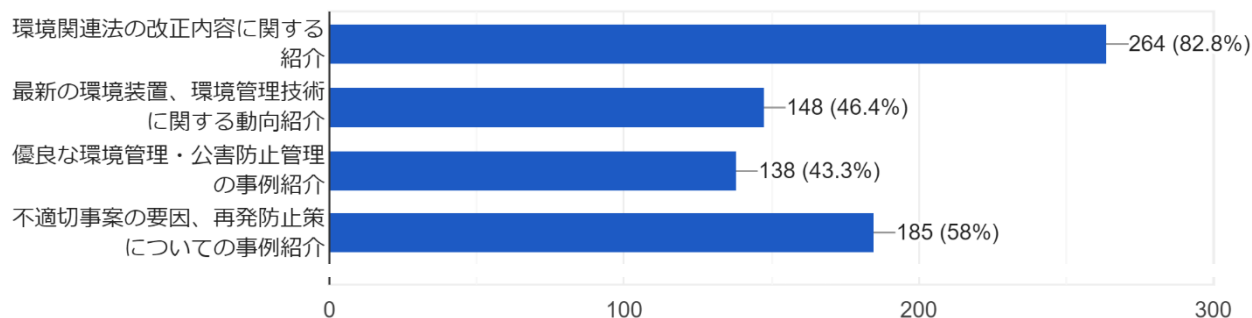


図 3-26 リフレッシュ研修（再教育研修）に望む内容

【②自治体アンケート】

Q8-1 貴自治体において、公害防止管理者（既資格取得者）向けの措置に該当する取組があれば、その概要を記入して下さい。（環境法令改正を契機に実施する説明会等を除く） 9 件の回答

- 研修会などの実施。「岐阜県環境推進協会」の主催で公害防止管理者国家試験対策の講習会や加盟企業への研修会を開催している。岐阜県からは、本協会に向け、補助金や講演等の支援を実施している。
- 公害防止組織アップデート研修を開催。一般社団法人産業環境管理協会と共催で公害防止管理者等を対象とした研修会を実施している。
- 法律及び条例に基づく公害防止管理者を対象に、環境保全に関する最新の知識等の情報を付与するための研修を年 1 回実施
- 年に 1 度、既資格取得者向けの任意参加型研修を開催し、既資格者の知識向上を図っている。
- 独自の条例により規定している公害防止管理者のための講習会を開催する際に、組織整備法に基づく公害防止管理者を選任している事業所に対しても案内を送り、受講を勧めている。
- 法対象工場等を対象とした環境保全技術講習会の開催（年 1 回）
- 事業場から公害防止管理者制度の問い合わせがあった際説明を行う。
- 特定事業者を会員として構成する団体を通じて、研修会の開催、環境行政に係る情報提供、各事業者内部研修への講師派遣を例年実施。
- 高知県公害防止協会（任意の事業者団体）、高知県、高知市で公害防止管理者選任事業者、環境行政担当者、廃棄物関係一部事務組合担当者向けに研修会を実施。事業者からの事例発表、外部講師による講演等を実施。

Q8-2 国においては、過去に組織整備法第 12 条を担保するため、公害防止管理者等の再教育実施要領を定め既資格取得者の再教育講習を実施してきた。今日においては、（一社）産業環境管理協会が同趣旨において公害防止管理者等リフレッシュ研修を実施しているところであるが、再教育講習をいずれかの機関が集約し実施することについて、当てはまるものにチェックを入れ、その理由をご記載ください。65 件の回答

- 賛成である 64.6%（42 件）、概ね賛成 33.8%（22 件）、概ね反対 1.5%（1 件）、反対である 0%（0 件）であった（図 3-27）。

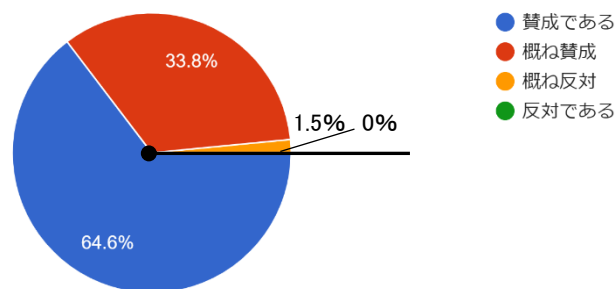


図 3-27 再教育講習をいずれかの機関が集約し実施することへの賛否

Q8-3 公害防止管理者等国家資格に有効期限（更新制度）を設けることについて、当てはまるものにチェックを入れ、その理由をご記載ください。67 件の回答

- メリットがある 59.7%（40 件）、メリットがない 40.3%（27 件）であった（図 3-28）。

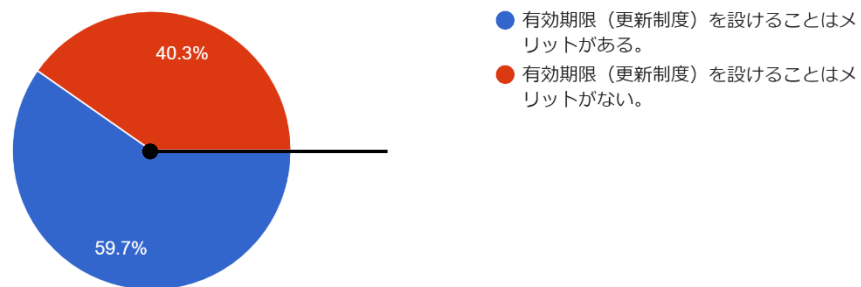


図 3-28 国家資格に有効期限を設けることへのメリットの有無

《項目4. 公害防止管理者制度の改善点について》

本項目では、兼任要件の緩和の必要性、特定粉じんの資格区分・工場種別の廃止の影響、資格認定講習における受講資格要件（実務経験年数の緩和）について調査を行った。

【①企業アンケート】

問 7. 公害防止管理者制度の兼任要件の緩和について、当てはまるものを選択してください。

Q7-1. 公害防止管理者の兼任要件 について、緩和が必要と考えられる項目について、当てはまるものを選択してください。（複数回答可） 286 件の回答

- 図 3-29 に示す通りの結果であった。

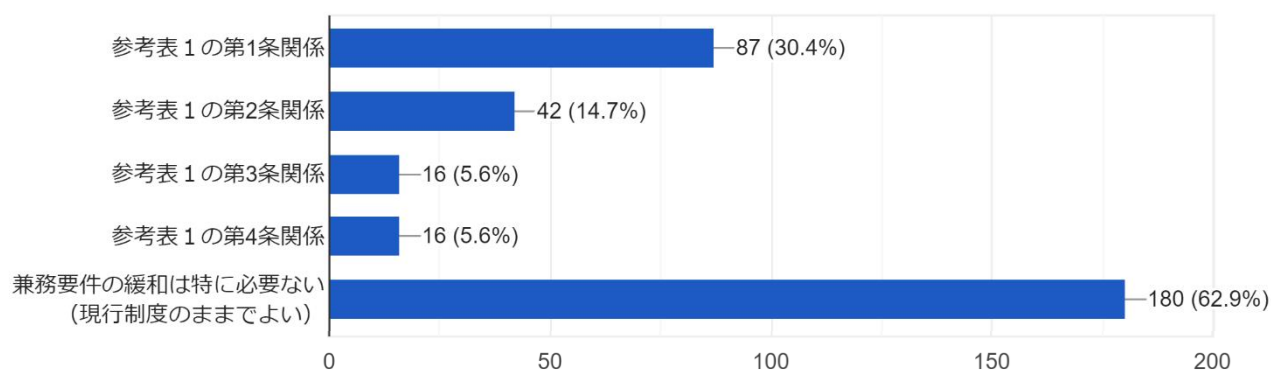


図 3-29 兼任要件緩和の必要性について

参考表 1 規則第 5 条第 2 号ただし書に基づく基準の要約

基準条文	場合分け	兼務に必要な条件
第 1 条	・同一社ではあるが同一敷地内にない複数の工場において、同一人を選任する場合	①2 時間以内に到達できる ②同業種か密接な関連 ③業務規程(体制、指揮命令系統) ④業務範囲、責任、権限、異常時または緊急時の連絡体制と応急措置 ⑤兼務工場の公害発生状況の監視・通信手段 ⑥兼務工場数 5 以下
第 2 条	親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において、同一人を選任する場合	①同一敷地内 ②同業種か密接な関連 ③親子会社の契約(相互の義務等) ④業務規程 ⑤兼務工場数 5 以下
第 3 条	事業協同組合等(50 名以下)の組合員が共同で公害防止業務を行う場合に、同一人を選任する場合	①原則、同一市町村内 ②兼務工場数 10 以下
第 4 条	近隣の同業種の中小企業者(50 名以下)が共同で公害防止業務を行う場合に、同一人を選任する場合	① 原則、同一市町村内

問 8. 公害防止管理者等資格認定講習の受講資格要件の 1 つである「学歴に応じた実務経験年数」の緩和について、当てはまるものを選択してください。

Q8-1 資格認定講習における実務経験年数の緩和すること（年数を短くする）について、当てはまるものを選択してください。299 件の回答

- 賛成である 43.8% (131 件)、概ね賛成 45.5% (136 件)、概ね反対 3.7% (11 件)、反対（緩和不要）である 7% (21 件) であった（図 3-30）。

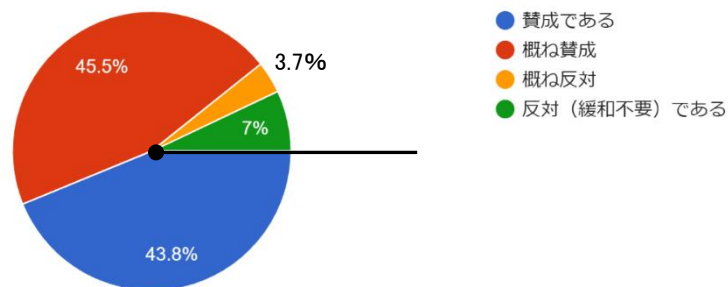


図 3-30 資格認定講習の受講資格要件（実務経験年数）を短縮することの是非

Q8-2 資格認定講習の受講資格要件である「学歴に応じた実務経験年数」（規則別表第 1）に関して、環境管理や公害防止管理の職務に就いてから、何年程度の実務経験を積み、資格を取得するのに十分な習熟度に達すると思いますか？必要十分と思われる実務経験年数について、記入してください。

- 表 3-8 に示す通りの結果であった。

表 3-8 認定講習の受講に必要なとなる実務経験年数

A 区分：	1 年以上	2 年以上	3 年以上	5 年以上	7 年以上	10 年以上	現行まま
大学卒/現行 3 年	45	63	82 (143)	9	0	1	61
短大卒/現行 5 年	19	31	128	37 (85)	0	1	48
高校卒/現行 7 年	12	13	76	112	13 (54)	1	41
その他/現行 10 年	11	9	51	71	53	17 (62)	45
B 区分：	1 年以上	2 年以上	3 年以上	5 年以上	7 年以上	10 年以上	現行まま
大学卒/現行 5 年	29	29	111	37 (87)	2	2	50
短大卒/現行 7 年	17	21	67	97	18 (58)	1	40
高校卒/現行 9 年	12	12	52	73	71 (109)	5	38
その他/現行 12 年	11	8	39	58	45	54 (99)	45

※A 区分：大気（水質）第 2・4 種、騒音・振動、粉じん（一般・特定）、ダイオキシン類

B 区分：大気第 3 種、水質第 3 種、主任管理者

※カッコ内は現行のままで良いとの回答を加算した場合の参考値

【②自治体アンケート】

Q5-1 公害防止管理者の兼務要件 について、緩和しても支障がない項目について、当てはまるものを選択してください。(複数回答可) 65 件の回答

- 図 3-31 に示す通りの結果であった。

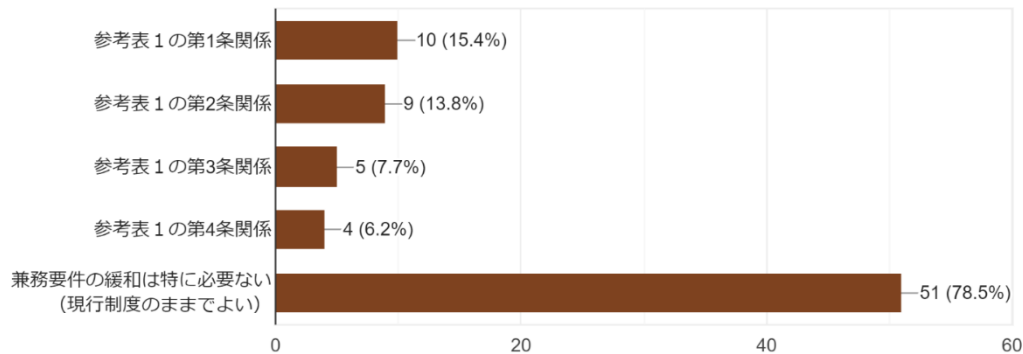


図 3-31 公害防止管理者の兼務要件について緩和しても支障のない項目

問 6. アスベストについては、平成 18 年に重量比 0.1%以上含有する製品の製造等が禁止されており、現状、特定粉じん（アスベスト）関係の特定工場は現存していないことが確認されている。ついては、特定粉じん関係の特定工場及び同資格区分については廃止検討を行いたい。貴自治体において、これらの廃止に伴う影響について、当てはまるものを選択してください。67 件の回答

- 影響なし 95.5% (64 件)、影響あり 0% (0 件)、不明 4.5% (3 件) であった (図 3-32)

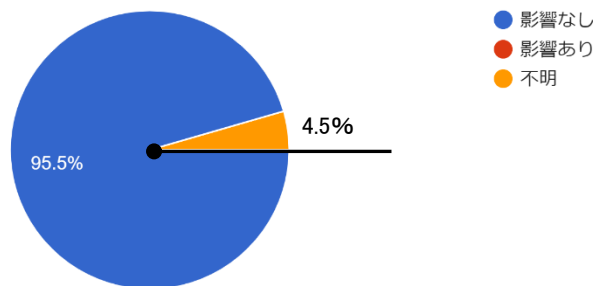


図 3-32 特定粉じん区分・工場種別の廃止の影響

問 7. 資格認定講習の受講にあたっては、受講資格要件（「技術資格」又は「学歴及び実務経験資格」）を満たす必要があり、中小事業者の資格取得機会の増やすという観点において、受講資格要件のうち学歴及び実務経験資格の緩和を検討しています。緩和にあたりご懸念事項などありましたらご記載ください。(自由記述) 12 件の回答

- 緩和により取得した資格は、中小事業者のみの適用とされたい。
- 実務経験が不足すると、講習会の理解度が低下する恐れがあることから、実務経験の少ない者は講習日程を追加することや、試験問題で一定の理解度を求める等、知識の低下に繋がらないよう検討いただきたい。

- 緩和する分、講習はその分の知識・技能を十分に補う内容とする必要がある。
- 降雨上の事業内容により実務経験の内容は多岐に渡るため、実務経験資格は緩和しても良いと思われる。
- 大学卒は上段1年、下段3年とし、その他の区分は一段ずつ繰り下げて緩和すればよいのではないか。一方で、資格認定講習のデジタル化や地方での実施等で資格取得機会を増やすことが必要だと考える。
- 実務経験をより重視すべき。
- 基礎知識の不足から誤認が生じないか。まず、基礎研修のようなものがあれば受講者も安心できる。
- 受講資格の緩和を行うことに対して懸念はないが、緩和後に修了試験を合格した者の公害防止管理者としての能力水準が低下しないよう、必要に応じて講習内容や修了試験内容の見直し等を行ってほしい。
- 資格取得機会と選任率の増加の観点から、学歴及び実務経験資格要件の緩和は意義のあるものとする。
- 資格要件を緩和した場合、受講者の基礎知識にばらつきが生じる恐れがある。また、現行の技術資格を有する者に基礎的講習の免除を認める等の工夫が必要となる。実務経験年数は、受講後の修了試験で確認しているため、少しは短くしても良いのではないか。試験による資格取得と同程度の水準が確保できれば良いのではないか。（どちらが上ということではなく、制度としては「同程度」であることが前提と考える。）
- 公害防止管理者の試験を毎年受けているが合格できず、未選任のままの状態という工場等が散見されることから（特に従業員数が少ない小規模の工場）、資格認定講習の受講資格要件を緩和することは望ましいと考える。ただし、学歴及び実務試験資格の緩和は資格取得機会を増やすという観点では効果が見込めるが、言い換えれば資格取得が容易になることによる公害防止管理者の質の低下が懸念される。公害防止管理者は高度に専門技術的内容にわたる公害防止業務を行うことになり、工場の公害防止活動に実効を上げるかは公害防止管理者にかかっている。よって安易に緩和すればよいものではなく、緩和するとすればどの程度まで緩和するかは慎重に検討いただきたい。
- 緩和したほうが、公害防止管理者を設置する事業者が多くなると考える。

問 9. 令和 2 年度の組織整備法の施行状況調査では、公害防止管理者の選任率は約 80%となっており、2 割近い事業者においては、公害防止管理者及びその代理者等が選任できていない状況にあります。未選任となっている事業者が選任の義務を果たすために、貴自治体の取組として、工夫されていることがあれば、お聞かせください（自由記述）。33 件の回答

- 立入時に未選任工場に対して指導を行ったり、施設の届出の手引きに公害防止管理者等について記載したりしています。
- 有資格者の不足により、未選任となっているケースがほとんどであるため、国家試験や認定講習の受講機会の周知や、要件を満たせば兼務が可能なことの説明を徹底して行っている。
- 現在、選任できていない事業場は、本県にて確認されていないが、仮に存在することがあれば、人材の確保等体制構築するよう指導を行う。
- 事業所への立入検査を実施した際に、公害防止管理者の未選任が判明した場合は、選任するよう指導を行っている。
- 他法令の立入検査時に、未選任が発覚した場合には適切に指導している。
- 立入検査の際に、選任の指導をしている。
- 本年度については、本市が把握している公害防止者選任義務がある事業者に対し、パンフレットを送付した。
- 届出の審査時等において、規模に応じた公害防止管理者の選任の案内を行っている。未選任が確認された場合、随時指導を行っている。
- 特定事業者については、個別法の届出時に組織整備法について案内している。また、未選任の事業場については、講習会の開催時期に、受講するよう連絡している。
- 公害防止管理者国家試験及び資格認定講習会の案内が公表された際に、受験または受講するよう未選任の事業者へ文書を送付している。
- 公害防止管理者制度のチラシや公害防止管理者等国家試験の実施要領等の掲示。立入検査時の公害防止管理者等国家試験の案内。
- 立ち入り調査時の指導
- 名簿に未選任であることを明記し、窓口など事業者と話をする機会があれば、できるだけ速やかに未選任を解消するように促している。
- 該当事業者の中には零細な企業（一般粉じん関係）も多く存在することから、代理者の選任よりも公害防止管理者等の選任を優先して取り組んでいる。しかし、受験・受講の機会が大都市に集中していることや資格者の確保が困難なことから、厳しい状況が続いている。
- 現状としては、立入検査時での指導や、ホームページによる認定講習会の周知など。
- 受講案内が県に届いた時点で未選任事業所に受講を指導している。

- 立入調査や電話連絡により指導している。
- 未選任事業者に対し、通知等により受験及び資格者の配置を行うよう注意喚起している。
- 立入検査時に未選任事業者に対し指導を行っている。
- 国家試験の申込受付期間前に立入検査を実施し、施設の現状を確認のうえ、未選任の事業者には試験の受験や講習の受講を促すとともに選任できていない要因を聞き取りしている。また、事故が発生した際は、環境への影響のみならず、公害防止管理者を選任していなければ、CSRの観点からも問われるため、ISO関連部署とも状況を共有するよう伝えている。
- 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく他法令の立入検査時に、公害防止管理者の選任状況を確認し、未選任となっている事業者に対しては、速やかな選任・届出を指導している。ただし、未選任の原因が資格取得できていないことにある場合は、資格取得を催促するのみとなっている。
- 企業に問合せ、公害防止管理者制度の説明を行い、届出を提出するよう指導している。
- 事業所立入検査時に公害防止管理者等の必要性について周知している。
- 未選任の事業者に対し、国家試験と資格認定講習会の開催案内の送付や、立入検査時にチラシの手渡し等を行っている。
- 市町との選任状況の確認や、特定施設設置の際に公害防止管理者制度について紹介を行っている。
- 指導文の送付及び電話による指導。
- 立入時等に専任の必要性について事業者へ説明し、届出するよう指導している。
- 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の立入検査時に、合わせて組織整備法についても確認を行っており、必要に応じてパンフレット等で講習の案内も行っている。
- 架電にて進捗状況を聞く
- 大防法、水濁法等に基づく立入検査の際に、選任状況の確認を実施。
- 施設に係る届出書受付時や事業場立入時に、事業者に対して公害防止管理者等が未選任の場合にはその旨を周知し、選任するよう指導している。
- 立ち入り時に指導
- 未選任の事業者に対する継続的な指導を実施している。

《項目5. 現行制度において優先して改善すべき事項》

本項目では、現行制度において改善すべき事項について優先順位の聞き取りを行った。

【①企業アンケート】

問 5. 貴社において、公害防止管理者制度について、改善して欲しいと思う事項は何ですか？アンケートの中で優先順位が高いと思われる事項、または、本アンケートの設問に無い事項でも結構です（項目が複数ある場合は、優先順位を付けていただけますと幸いです）（必須回答）。

- 表 3-9 に示す通りの結果であった。

表 3-9 現行制度における改善事項の優先順位（企業）

	1 位	2 位	3 位
①特定工場要件（規制対象業種・施設）	65	22	24
②選任・届出要件	26	54	22
③国家試験の実施方法・受験機会（試験のデジタル化等）	76	54	39
④資格認定講習の実施方法・受講要件	50	56	37
⑤国家試験・資格認定講習の内容	29	31	44
⑥資格取得後のフォローアップの仕組み（再教育等）	56	35	43
⑦その他	6	0	1

※最大、上位 3 位まで選択

【②自治体アンケート】

問 4. 貴自治体において、公害防止管理者制度について、改善して欲しいと思う事項は何ですか？本アンケートの中で最も優先順位が高いと思われる事項、または、本アンケートの設問に無い事項でも結構です。

- 表 3-10 に示す通りの結果であった。

表 3-10 現行制度における改善事項の優先順位（自治体）

	1 位	2 位	3 位
①特定工場要件（規制対象業種・施設）	12	2	4
②選任・届出要件	9	7	4
③国家試験の実施方法・受験機会（試験のデジタル化等）	20	11	5
④資格認定講習の実施方法・受講要件	6	14	7
⑤国家試験・資格認定講習の内容	1	5	3
⑥資格取得後のフォローアップの仕組み（再教育等）	14	8	10
⑦その他	3	1	3

※最大、上位 3 位まで選択

3-3 補足調査

公害防止管理者制度の改善点について、後述する検討会における検討材料として供するため、資格取得後の資質を維持する仕組み（再教育）、資格認定講習における受講資格要件（実務経験年数）の緩和に関する事項について補足調査を行った。

（１）資格取得後の資質を維持する仕組み（再教育）

公害防止管理者資格は、永年有効の資格であるため、有資格者に対する再教育の必要性はこれまでも議論されてきた。前年度の調査においても、事業者には熟練者が不足している課題もあり、有資格者の再教育を自主的に行える事業者は少数であると整理されており、変遷する環境法規制に対して定期的なフォローアップを行うため、地方自治体の取組やリフレッシュ研修を活用しつつ、資格取得者の資質を担保する仕組みの構築を検討すべきとされている。従って、本補足調査では、「再教育に関する取組の全国での実施状況」や「他の国家資格における再教育やフォローアップの仕組み」の調査を行い、公害防止管理者制度における再教育制度の仕組み等について整理を行った。

【再教育に関する取組の全国での実施】

再教育に関する最初の取組としては、組織整備法の第12条を根拠として、経済産業省（運営は地方局）が実施していた再教育講習である。昭和55年度から開始され、平成8年度まで実施されていた。現在は、経済産業省による再教育講習は行われていないが、全国における実施状況として、地方自治体、（一社）産業環境管理協会、地域・業界ごとの事業者団体による開催実績がある（表3-11）。

（国の指導等）第12条 国及び地方公共団体は、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を習得させるため必要な指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

表 3-11 再教育研修の実施状況

実施主体	概要
経済産業省	再教育講習（再教育実施要領55立局第506号） 実施時期：昭和55年～平成8年度（地方局が運営） －有資格者の知識の更新を目的とした再教育講習を実施（主に処理技術、測定技術の講習）。
（一社）産業環境管理協会	公害防止管理者等リフレッシュ研修 実施時期：平成21年～現在 －平成17年前後の不適正事案の多発に伴い、再教育の必要性が指摘され開始（産業環境管理協会の自主事業。法的拘束力のない任意講習）。 －1日研修（10：00～16：30）、受講料：11,000円～15,400円 －研修内容（①環境規制の改正動向、②工場・事業場の環境管理（取組事例や違反事例紹介）、③最新の環境トピック（公害防止に係るホットトピックなどを

	取り上げる)) ー 近年の実施状況 (表 3-12)
地方自治体 注) 自治体アンケートにおいて申告のあったものとして	埼玉県：公害防止アップデート研修※/フォローアップセミナー 東京都：公害防止管理者定期講習 長野県：長野県環境保全研修会※、 静岡県：静岡県公害防止管理者研修、 京都府：京都府公害防止管理者講習・再教育講習、 高知県：高知県公害防止管理者等研修会 ※公害防止管理者等リフレッシュ研修との共同実施
地域・業界ごとの事業者団体 注) 企業アンケートにおいて記載のあったものとして	岐阜県環境推進協会、神奈川県環境保全協議会、千葉県環境保全協議会、栃木県産業環境管理協会、岡山県環境保全事業団、静岡県環境保全協会、湖南・甲賀環境協会、埼玉県検査環境協会、埼玉県鍍金工業組合、アスファルト合材協会

表 3-12 公害防止管理者等リフレッシュ研修会の実施状況及び受講者数 (人)

会場	2017 (11 会場)	2018 (11 会場)	2019 (10 会場)	2020 (9→5 会場)	2021※ ² (5 会場)
札幌	42	36	31	※ ¹	-
仙台	35	-	37	-	-
三条	-	41	-	-	-
大宮	80	86	88	47	58
東京	97	121	93	39	27
長野	71	62	69	※ ¹	-
名古屋	63	61	43	27	-
四日市	42	51	40	※ ¹	-
大阪	53	67	71	24	24
岡山	74	74	69	36	22
高松	-	17	-	-	-
山口	46	-	-	-	-
福岡	35	-	-	-	38
北九州	-	66	70	※ ¹	-
オンライン	-	-	-	-	118
合計	638	682	611	173	287

※¹：新型コロナウイルスの感染拡大により中止

※²：東京除き全会場オンライン形式に変更

環境省による組織整備法の施行状況調査によると、全国に特定工場数は約 2 万工場あり、各工場に正（公害防止管理者）・副（代理者）がいるため、選任中の管理者は 4 万人程度おり（表 3-13）、仮にこの 4 万人が 3 年に一度、再教育講習を受講すると年間 1.3 万人強の受講者がいる計算となる。前述したアンケート調査で主要な再教育機会となっているリフレッシュ研修についても全国の受講者数は年間 600～700 名程度（コロナ禍前の実績において）であり、現状の再教育の取組の実施状況は、特定工場（選任者）に対する受け皿としてはかなり限定的な状況である。

表 3-13 全国の特定工場及び年間選任届出受理件数

特定工場種別	特定工場数	内未選任工場数	管理者届出 受理件数	代理者届出 受理件数
公害防止統括者	11,074	611	2,314	2,118
公害防止主任管理者	471	16	112	115
大気関係第 1 種	342	7	111	112
大気関係第 2 種	354	38	49	44
大気関係第 3 種	1,966	130	463	466
大気関係第 4 種	3,388	465	429	475
水質関係第 1 種	423	13	143	124
水質関係第 2 種	4,866	1,105	552	610
水質関係第 3 種	355	11	80	94
水質関係第 4 種	1,225	111	179	198
騒音関係	2,176	709	146	152
特定粉じん関係	5	2	0	0
一般粉じん関係	3,301	724	244	274
振動関係	2,257	727	147	138
ダイオキシン類関係	330	36	63	63
合計	15,352(+6,458)*	3,307	5,032	4,983

*都道府県や指定都市など管轄している特定工場（15,352 件）に加え、市町村管轄の騒音または振動関係の特定工場が 6,458 件（市町村で把握している分のみ）。

令和 2 年度施行状況調査（環境省）より作成

なお京都府における再教育に関連する取組事例として、条例（京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 条））において、公害防止管理者講習（選任前講習）制度を導入している。府公害防止管理者を対象に、府独自の条例規制や最新の環境法規について知識のアップデートを目的に実施されており、再教育講習の受講は任意だが、新たに公害防止管理者として選任される場合には、選任前講習の受講を義務付けている（表 3-14）。

本事例のように、新たに選任される公害防止管理者を対象に再教育制度を考えた場合には、対象者は全国で年間 1 万人（環境省施行状況調査における管理者及び代理者の選任届数の和として）程度と推計される。

表 3-14 京都府公害防止管理者講習（選任前講習）の概要

根拠	京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 条）で規定。 【根拠規定】 ※条例施行規則第 17 条（公害防止管理者） 条例第 53 条第 1 項の公害防止管理者は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（中略）第 1 条第 2 項第 1 号から第 8 号まで、第 10 号及び第 11 号に規定する公害防止管理者のいずれかに該当する者で<u>知事が行う府公害防止管理者講習の課程を修了したものから選任しなければならない。</u>
対象者	府公害防止管理者（大気（粉じん）・水質※） ※大気：燃料使用量が重油換算 2kL/h 以上、水質：排水量 2,000 m³/日
講習内容	講習内容は、条例を含む法規制（京都府職員が講義）。 ・ 京都府環境を守り育てる条例 環境関連法令の体系 等 ・ 京都府における水質・土壌環境保全行政の概要 ・ 大気規制の動向について ・ フロン排出抑制法について ・ 京都府の地球温暖化対策 ・ 循環型社会推進の取組について ・ 産業廃棄物規制の動向について （講義終了後、修了テストを実施）
日時 / 定員	令和 4 年 2 月 15 日（火） 10:00～16:30 / 50 名（先着順） 第 49 回京都府公害防止管理者講習及び 第 32 回京都府公害防止管理者再教育講習として（再教育講習は任意講習として）
受講料	2,500 円（テキスト代として）
備考	申込時に、国家試験の合格証書番号と紐づけ管理。修了者には修了証書が発行。

【他の国家資格における再教育やフォローアップの仕組み】

工場及び事業場で必要とされる国家資格（以下の12資格）において、資格取得後に講習等のフォローアップ制度が導入されているかどうか調査を行った。12 資格のうち、再教育講習などを制度として設けている国家資格は4 資格であった（表 3－15）。

《資格試験一覧（12 資格）》

消防設備士、危険物取扱者、有機溶剤作業主任者、電気工事士/電気主任技術者、ボイラー技士、採石業務管理者、エネルギー管理者、高圧ガス製造保安責任者、衛生管理者、毒物劇物取扱責任者、浄化槽管理士、火薬類取扱保安責任者

《参考》

土壌汚染調査技術管理者

表 3－15 他の国家資格におけるフォローアップの仕組み（制度）

資格	概要	講義内容(科目、講習時間等)	受講料
消防設備士	免状受理後 2 年、以降は 5 年毎に講習の受講義務 ※受講義務違反に罰点数5点、その他違反含め 20 点以上となると免状返納命令の対象	消防法第 17 条の 10 の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習(都口実 施:都道府県) ■開催方式:対面 ■講習時間:9 時から 17 時(7 時間)・・・試験あり(効果測定) ■講習科目等 ①工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 ②工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項 ③効果測定・・・点数未滿者は補習	7,000 円 (収入証紙)
危険物取扱者	作業従事する者は講習の受講義務(3 年毎) ※義務違反は免状の返納命令の対象 免状保有者は、10 年ごとに写真の書き換えが必要	消防法第 13 条の 23 の規定により危険物の取扱作業の保安に関する講習 ■実 施:都道府県 ■開催方式:対面 ■講習時間:13 時から 17 時(4 時間)・・・試験あり(効果測定) ■講習科目等 ①危険物関係法令に関する事項 ②危険物の火災予防に関する事項 ③効果測定・・・点数未滿者は補習	4,700 円 (非課税)
電気工事士 (第 1 種)	免状交付・前回講習から 5 年以内に、講習の受講義務	経済産業大臣の指定を受けた講習機関が実施する定期講習 ■実 施:指定機関 ■開催方式:対面またはオンライン(オンデマンド配信、ライブ	9,000 円 (非課税)

	※義務違反は免状 返納命令の対象	配信) ■講習時間:対面(9時から17時)、オンライン(6時間)・・・ 試験なし ■講習科目等 ①自家用電気工作物に係る電気工事に関する知識 ②自家用電気工作物に係る電気工事に関する事故例 ③自家用電気工作物の保安に関する法令	
火薬類取扱保安責任者	保安手帳:手帳更新時に講習の受講義務(2年以内) 従事者手帳:同上(1年以内) ※手帳は失効するが、免状は有効	経済産業大臣の指定を受けた講習機関が実施する定期講習 ■実施:各県保安協会(青森県以外) ■開催方式:自宅学習(習熟度確認資料を送付→講師採点→フィードバック・復習) ■講習時間:4時間 ■講習科目等 ①法令 ②保安管理技術	会 員 : 10,800 円 非 会 員 : 16,200 円
(参考) 土壌汚染調査技術管理者※	技術管理者証:5年間有効で、満了日1年前から満了日までに、講習受講及び更新手続きをしないと失効 国家試験合格証書の有効期限:合格後3年間	環境大臣が行う講習(更新講習) ■実施:指定機関 ■開催方式:対面またはオンライン(オンデマンド配信) ■講習時間:対面(10時～17時)、オンライン(5時間30分)・・・試験あり(確認テスト) ■講習科目等 ①土壌汚染対策法に係る制度の概要、施行状況 ②調査に係る技術 ③措置に係る技術 ④自治体から見た土壌汚染状況調査に関する留意事項等について ⑤問題演習とその解説 ⑥その他 確認テストの不合格で失効とはならない	13,500 円 (収入証紙)

※工場・事業場において、必要な資格ではないが、失効を伴う厳しい運用例。

その他、国家資格の資質担保に関する取り組み事例として、2021 年より、技術士国家資格において、CPD（継続教育（Continuing Professional Development））活動実績の管理及び活用制度が始まっている。技術士法施行規則の一部改正が行われ、技術士登録簿の登録事項として「資質向上の取組状況」が追加され、認定要件を達成した場合、日本技術士会のデータベースにその状況が登録され、ホームページ上から確認できるようになっている（公的な仕組みであるが、登録するかは任意）。

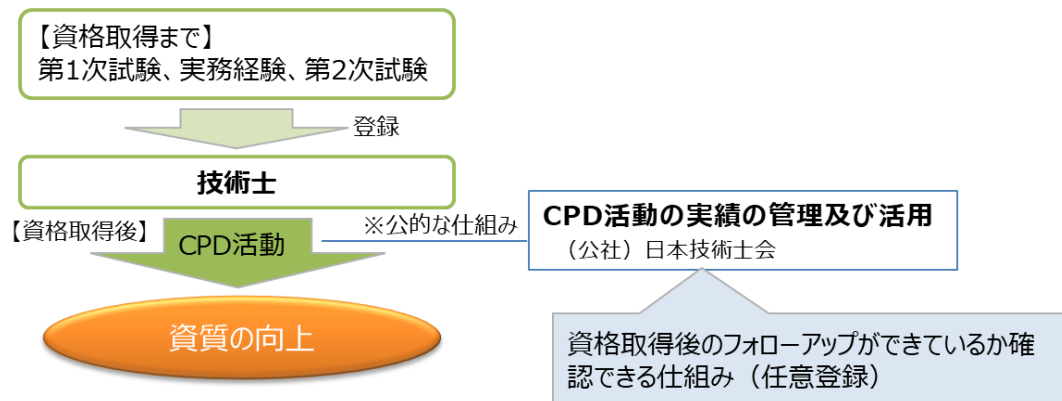


図 3-33 技術士制度における CPD 活動実績の管理及び活用イメージ

CPD による資質担保の取組については、環境関係の資格においては、環境マネジメントシステム (JIS Q 14001) 審査員資格 (一般財団法人日本要員認証協会 マネジメントシステム審査員評価登録センター) においても、更新要件として導入されている。

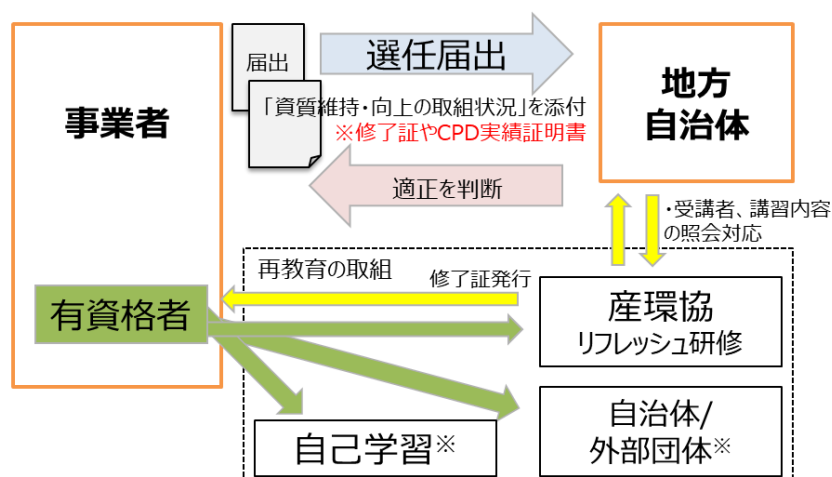
CPD の特徴としては、特定の研修コースへの参加に加え、一般向け研修の参加や自己学習 (関連書籍・文献を利用した学習、社内外での勉強会・研修 (自身が講師を務める場合も対象)、学会論文の提出等) も実績として認めている点であり、比較的緩やかな資質担保の取組である (一般向けの研修への参加や自己学習の場合は、書面により参加した研修名や自己学習の方法、習得内容を記載して提出することで実証する)。

【公害防止管理者制度における再教育制度の仕組み(アイデア)】

公害防止管理者制度に係る地方自治体の取組例及び前述した他の国家資格における資質担保の事例を参考に、公害防止管理者制度における再教育制度の仕組み(アイデア)について整理を行った。

表 3-16 公害防止管理者制度における再教育制度の仕組み(アイデア)

仕組み	概要	主なメリット/デメリット	備考
①更新制度	・有効期限を設け、期間内に講習受講等の更新手続きをしないと資格が失効	・有資格者の資質を高いレベルで担保。 ・事業者及び制度運用体制(自治体含む)の負荷大	対象：全有資格者(のべ70万人弱)
②定期講習(選任者)	・選任中の管理者に対する定期的な講習	・選任中の管理者のため、管理がしやすい。 ・有資格者の大半が枠組みから外れる	対象：選任中の管理者(約4万人)⇒仮に3年に1度受講とすると、1万3千人強/年
③選任前講習	・公害防止管理者として選任されるにあたっては、講習受講を必要とするもの(類似制度：京都府)	・比較的簡易に導入が可能。既に選任届出制度があり、届出時に自治体により受講状況を確認することができる(届出様式の変更要)。 ・選任者のスキルアップについては、フォローできない。	対象：年間届出件数として約1万件 ※直近に資格を取得した場合を除くと、さらに減る
④フォローアップ状況確認制度	・選任届出時に地方自治体において、届出者の知識フォローアップ状況を確認(図3-34参照)。	・上記③をより緩やかに捉え、一般研修・自己学習によるCPDを含めたもの。既存講習等をフォローアップの一手段とし、排他せず活用できる。(届出様式の変更要)。 ・自治体運用による差異が生じる。	対象：同③



※証明書が発行されない研修等においては、自身で習得内容などをまとめたCPD 実績報告書作成し添付

図 3-34 フォローアップ状況確認制度のイメージ

（２）資格認定講習における受講資格要件（実務経験年数）の緩和

資格認定講習の受講資格要件を緩和するにあたり、一番懸念される事項は、修了者の資質の担保という点であり、本制度の前回改正（緩和）や他の環境関係の類似国家試験制度について調査を行った。なお資格認定講習の概要は以下の通りである。

（参考：資格認定講習の概要）

目的：国家試験を補完するための制度（省令で規定）。修了者には、国家試験と同等の資格を付与。（中小企業等への支援（資格者確保）の一環）

内容：講習の課程は、国家試験の受験科目と同様。一定時間の講義聴講とその結果について簡易なテスト（修了試験）を実施し可否を判定（講習科目・時間、講師要件等は省令で規定）。

表 4-8 認定講習の講習時間、修了試験時間（規則別表第 4 より抜粋）

区分	科目数	講習時間	修了試験時間
大気関係第 1 種	6	31 時間	2 時間
大気関係第 2 種	5	24 時間	1.5 時間
大気関係第 3 種	5	26 時間	2 時間
大気関係第 4 種	4	19 時間	1 時間
一般粉じん（最短）	3	14 時間	1 時間
主任管理者（最長）	4	35 時間	2.5 時間

例）大気関係第 1 種講習科目

公害総論（3時間）
大気概論（4時間）
大気特論（5時間）
ばいじん・粉じん特論（7時間）
大気有害物質特論（5時間）
大規模大気特論（7時間）
修了試験（2時間）
計（33時間）

受講条件：「技術資格」又は「学歴※1＋実務経験※2資格」が必要

※1 学歴は、①大学卒（薬学、工学、化学）、②短大・専門学校卒（薬学、工学、化学）、③高校卒、④その他（中学校卒等）の 4 区分

※2 ばい煙発生施設など組織整備法で定める対象施設及びその処理に係る施設の維持管理業務の年数

実施機関：平成17年度より、登録制（現在3機関が実施）

・（一社）産業環境管理協会（全区分）、（一社）東京都金属プレス工業会（騒音・振動関係）、（一社）日本砕石協会（一般粉じん関係）

※施行当初から平成初期にかけては、国（関係6省※の予算措置により）の直轄実施及び指定機関による実施
※財務省、厚生省、農林水産省、通産省、運輸省、環境省

【前回改正（緩和）について】

資格認定講習の受講資格要件については、「規制改革推進 3 か年計画（平成 14 年 3 月閣議決定）」を受けて、規制緩和、行政改革の観点から見直しが行われている（平成 16 年政令改正、平成 17 年省令改正）。

以下に示す基本的な考え方のもと、高校卒業以上という学歴による受講制限が撤廃（その他の区分が追加）され、一定の実務経験があれば誰でも受講可能とした（図 3-35）他、講義時間・修了試験時間の見直しが行われた（表 3-17）。

【基本的な考え方】

国家試験を補完し、人材育成が一定の困難性の在する中小企業も含め必要な人材を確保するため、資格認定講習については、門戸を広く構え教育的に運営しつつ、かつ必要な質を保つという観点から検討することが必要である。（後略）

【受講資格について】

（前略）実際の実務の実態からすると、学歴によらず適切に実務経験を積むことにより、相当程度の知

識・技能を有していると考えられることから、基本的には、学歴に応じた適切な実務経験を条件として、学歴に限定を設けず受講資格を与えることが適当である。（後略）

【講習内容等について】

受講資格の間口を広げることによる講習修了者の質の低下を防ぐため、講習内容や知識習熟度の確認の仕方等について、受講資格の拡大に合わせた講習の実施の適正化を行うことが必要である。

※公害防止管理者制度検討会報告書（平成 16 年 3 月 公害防止管理者制度検討会）より抜粋

【学歴及び実務経験による受講資格要件】

大気・水質2,4種、騒音・振動、特定粉じん、一般粉じん、ダイオキシン類

	各学校在籍期間と実務経験																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10								
大学※	高校			大学				実務経験3年										
短大※				短大		実務経験5年												
高校				実務経験7年														
その他											追加：実務経験10年							

大気・水質3種、主任

	各学校在籍期間と実務経験											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
大学※	高校			大学				実務経験5年				
短大※				短大		実務経験7年						
高校				実務経験10年→9年								
その他	追加：実務経験12年											

※薬学、工学、化学の専攻に限る

図 3-35 学歴及び実務経験による受講資格の緩和（前回改正時）

表 3-17 講義時間及び修了試験時間の変更（前回改正時）

区分	講義時間（hr）		修了試験	
	旧	現行	旧	現行
大気1種	41	31	60 分	120 分
大気2種	23	24		90 分
大気3種	34	26		120 分
大気4種	19	19		60 分
水質1種	41	31		120 分
水質2種	23	24		90 分
水質3種	34	26		120 分
水質4種	19	19		60 分
騒音・振動	38	29		120 分
特定粉じん	17	14		60 分
一般粉じん	14	13		60 分
ダイオキシン類	23	24		60 分
主任管理者	41	35		150 分

※赤：減少、緑：増加

【他の環境関係の類似国家資格制度】

公害防止管理者制度のように、国家試験と講習制度の 2 つの方法で資格付与を行っている環境関係類似国家資格制度として、エネルギー管理士及び浄化槽管理士の両資格における講習制度について調査を行った（表 3-18、表 3-21）。

両資格とも、公害防止管理者制度より受講資格要件は緩い（エネルギー管理士：3 年間の実務経験、浄化槽管理士：受講資格要件なし）ものの、公害防止管理者の講習制度と比べて、修了試験時間が充実（エネルギー管理士：360 分）または、講習自体（浄化槽管理士：講習 80 時間）が充実している。

表 3-18 エネルギー管理士講習制度（エネルギー管理研修）の概要

資格概要	省エネ法※に基づき、「第一種エネルギー管理指定工場等」の製造業など 5 業種について、選任義務がある管理者資格 ※エネルギーの使用の合理化等に関する法律
資格取得方法	①エネルギー管理士試験に合格する（国家試験） ②エネルギー <u>管理研修を修了</u> する
講習受講資格	<u>3 年以上</u> のエネルギー管理の実務経験があり知識、素養を有すること。 ※エネルギー管理研修は、3 年以上の十分なエネルギー管理の実務経験を備え、実務経験で培われたエネルギー管理者として求められる <u>相応の知識、技術的素養を「既にある程度保持された方」を対象とした国家資格の認定制度</u> 。この研修は、講義及び修了試験により行われる。
講習概要	講習：6 日間（33 時間 20 分（熱分野、電気分野））※表 3-19 修了試験：1 日間（4 科目：360 分）※表 3-20
講習運営団体	（一財）省エネルギーセンター

表 3-19 講義科目及び講義時間（熱分野）

修了試験課目	講義課目	講義時間 (時限数※)
Ⅰ エネルギー総合管理及び法規	1 エネルギー総合管理	7
	2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び命令	2
Ⅱ 熱の流体の流れの基礎	1 熱力学の基礎	8
	2 流体力学の基礎	4
	3 伝熱工学の基礎	4
Ⅲ 燃料と燃焼	1 燃料及び燃焼管理	4
	2 燃焼計算	3
Ⅳ 熱利用設備及びその管理	1 計測及び制御	5
	2 ボイラ、蒸気輸送・貯蔵装置、蒸気原動機・内燃機関・ガスタービン	4
	3 熱交換器・熱回収装置、冷凍・空気調和設備	3
	4 工業炉、熱設備材料	3
	5 蒸留・蒸発・濃縮装置、乾燥装置、乾留・ガス化装置	3

※1 時限は 40 分

表 3-20 修了試験課目及び時間（熱分野）

	1 時限目 9 : 30～10:50 (80 分)	2 時限目 11 : 20～12 : 50 (90 分)	3 時限目 13 : 50～15:40 (110 分)	4 時限目 16 : 10～17 : 30 (80 分)
試験課目	I エネルギー総合管理及び法規	IV 熱利用設備及びその管理	II 熱の流体の流れの基礎	III 燃料と燃焼
課目内容	・エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び命令 ・エネルギー総合管理（エネルギー情勢・政策等）	・計測及び制御 ・熱利用設備（ボイラ、蒸気輸送・貯蔵装置、蒸気原動機・内燃機関・ガスタービン等）	・熱力学の基礎 ・流体力学の基礎 ・伝熱工学の基礎	・燃料及び燃焼管理 ・燃焼計算
※修了試験課目の番号（I、II、III、IV）と試験時限目（1、2、3、4 時限目）は異なっている。				

表 3-21 浄化槽管理士講習の概要

資格概要	浄化槽法において、浄化槽の保守点検業務に従事する者の資格として定められた「浄化槽管理士」の制度。
資格取得方法	①国家試験 ②講習
講習受講資格	学歴、実務経験等の資格要件なし
講習概要	1. 講習時間：80 時間(13 日間) 2. 講習科目：表 3-22 3. 考査（試験）時間：2 時間
講習運営団体	公益財団法人日本環境整備教育センター

表 3-22 浄化槽管理士講習の講習科目

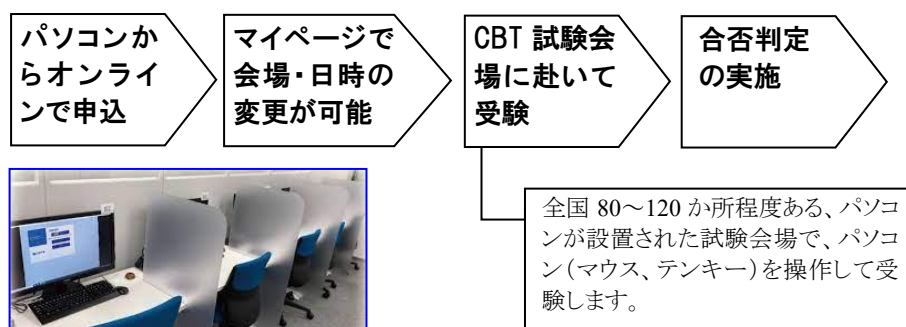
科目	時間数	科目	時間数
(1) 浄化槽概論	8 時間	(5) 浄化槽の点検、調整及び修理	30 時間
(2) 浄化槽行政	4 時間	(6) 水質管理	10 時間
(3) 浄化槽の構造及び機能	22 時間	(7) 浄化槽の清掃概論	2 時間
(4) 浄化槽工事概論	4 時間		

第4章 試験のデジタル化等に関する調査

国家試験のデジタル（CBT※）化について検討を進めるため、企業（601社）を対象としたアンケート調査等を実施した。なお、本調査の実施にあたっては、環境管理推進室と相談するとともに、検討会（第5章で後述）において委員からのご意見等も頂戴し進めた。

CBT： CBT(Computer-Based Testing)は、パソコンを並べた会場に出向き、そこでパソコンの画面上で試験を受けるタイプの試験のことである。自宅のパソコンやスマートフォンなどによるものは WBT(Web-Based Testing)または IBT(Internet-Based Testing)といい、一般には CBT と区別する。CBT 試験の会場は全国で数十か所以上が利用でき、一定の試験期間を設け、受験者は都合のよい日時に受験でき、受験日時の変更の自由度も大きい。資格取得機会の拡大、試験の中止リスク解消に期待される。

【CBT 試験（Computer-Based Testing）のイメージ】



4-1 アンケート調査（調査票の作成）

（1）調査対象

本アンケート調査は、公害防止管理者資格制度の改善点等に関する調査（第3章）と一緒に実施しており、調査対象は、3-1（1）の企業アンケートと同じ対象とした。

（2）調査項目

国家試験のデジタル化（CBT化）については、前年度調査において、昨今の感染症のまん延や激甚災害の増加により、現行の試験方式（特定会場における同一日一斉試験方式）において、試験中止リスクが顕在化していることから、デジタル化の有用性が示された一方、導入にあたっては、いくつかの課題が明らかになっており（表4-1）、本調査では、そのうち受験者（企業）側に直接影響のある課題（①受験手数料、④公平性に係る課題）等に関して、

懸念事項などを聴取することとした。アンケートでの具体的な設問項目としては、CBT 化した場合に想定される主なメリット・デメリットを提示したうえで、CBT 化における懸念点について聞き取りを行った（表 4-2）。

表 4-1 前年度調査で明らかになった CBT 化への主な課題

公害防止管理者試験における課題（独自課題）	
①	受験料上昇の上昇 （他の国家試験と比較し、試験時間が長い（最大 4 時間 15 分）、試験科目が多い（全 18 科目）ことによる CBT 化した場合の運用手数料増加） ※国家試験ですでに CBT 化されている 2 試験 IT パスポート試験（受験者約 20 万人/年）：100 問 120 分 運行管理者試験（受験者約 9 万人/年）：30 問 90 分 ※CBT 試験は 15 分単位で管理コスト（手数料）が決まるため、試験時間に比例し運用手数料が増加（≒受験料に影響） ⇒CBT に沿った最適化（試験時間/問題数、受験料設定の見直し）が必要ではないか？
②	試験問題作成に係る課題 ※同一日一斉試験でなくなるため、複数の試験問題セット（より多くの試験問題）作成が求められる。 ※現在の試験問題作成工程は、およそ 6 か月（作成、精査等）。 ⇒試験問題作成方法・プロセス（過去問のプール利用等）の見直しが必要
③	法規定：筆記試験による実施（規則第 15 条）、受験手数料（令第 13 条）が規定 ⇒法改正が必要
CBT 試験全般の課題	
④	公平性に係る課題 ※受験者ごとに試験問題が変わることにより、同一基準での試験実施とはならない。（合否判定） ※一定の割合で、同一試験問題が出題されるため、知人間・インターネット内での伝播（漏洩リスク） ⇒仕組上、一定程度のリスクは可能性として避けられない。
⑤	不正行為への対処、要配慮受験者（身体障害者等）への対応 ⇒既存ベンダーの仕組みにおいて、現行制度と同水準以上の管理が可能

表 4-2 公害防止管理者等国家試験のデジタル化に関するアンケート調査項目等

	内容
想定する主なメリット	①受験機会の増加 ・1 か月程度の期間を設け、自由に日時を選択して受験できる。(現在は、同一日一斉試験) ・全国 80～120 か所程度から、受験者の近地での受験が可能になる。(現在は、原則 9 都市(札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市)での開催) ②試験中止リスクの軽減 ・期間内の別日、別会場に振り替えできるため、天災等により特定日・特定会場において、万一中止となっても延期措置が容易。
想定する主なデメリット	①公平性の低下 ・受験者ごとにランダムに問題が出題されるため、同一基準での合否判定が難しい ②受験料の上昇 ・同一日一斉試験ではなくなるため複数の問題セットを用意する必要があり、試験問題作成経費や CBT テスト運用に係る経費の増加により、受験料の上昇が想定
アンケート設問	※企業アンケートの問 6 として設問 Q6-1 CBT 化の懸念点について (複数回答可)。 選択肢：①カンニングなどの不正行為防止対策、②パソコン等の操作に不慣れな者への対応、③身体障害者が受験する場合のサポート、④難易度の公平性担保 (受験者ごとに試験内容が異なることへの懸念)、⑤受験料の上昇 Q6-2 その他上記以外の懸念事項等 (自由記述)

(3) 実施方法

実施方法については、第 3 章 3-1 (3) 実施方法における企業アンケート部と同じである。

4-2 データの分析

(1) 結果概要

結果概要については、第 3 章 3-2 (1) 結果概要における企業アンケート部と同じである。

(2) アンケート結果

アンケートへの回答結果を以下に示す。設問は、企業アンケートにおける1題（問6）だけである（回答理由等自由記述（Q6-2）については添付資料4に掲載）。

【①企業アンケート】

問6. 公害防止管理者等国家試験をデジタル（CBT）化した場合に、想定される課題や懸念点、疑問点について教えてください（任意回答）。

Q6-1. CBT化の懸念点について、当てはまるものを選択してください（複数回答可）。299件の回答

- 図4-1に示す通りの結果であった。

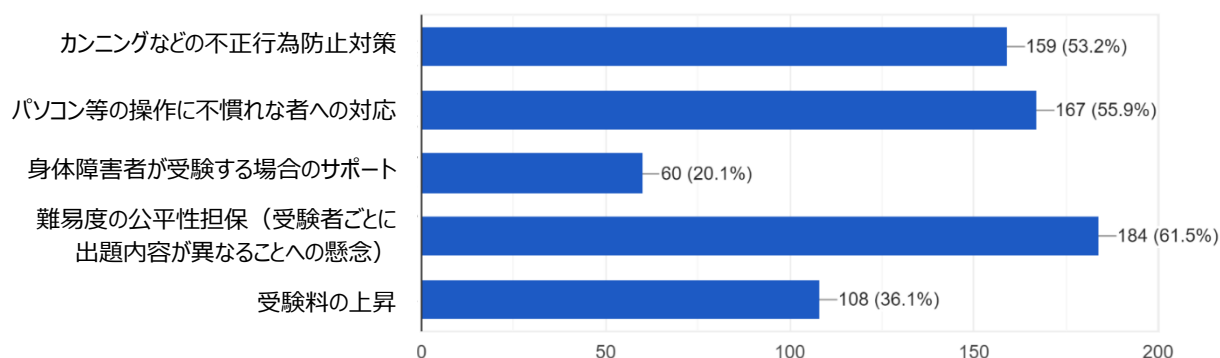


図4-1 CBT化における懸念事項

4-3 補足調査

試験のデジタル化等については、昨年度事業での提言において、「国家試験のCBT化や認定講習におけるeラーニング化を進めるなどデジタルソリューションの活用を検討すること」とされており、両点について補足調査を行った。

(1) 国家試験のCBT化（受験手数料の上昇に係る課題）

国家試験のCBT化にあたり、主要な課題の一つとなっている受験手数料（上昇）について検討を進めるため、公害防止管理者試験センター（（一社）産業環境管理協会内）の協力を仰ぎ、CBT化した場合の受験手数料の試算を行った。また、CBT化した場合には、受験会場が現行の9都市から、47都道府県100会場程度まで増えるため、受験者がより居住地から近い試験地で受験できる利便性もあるため、受験に要する旅費等を含めた受験者の費用負担について検証を行った。

【CBT 化した場合の受験手数料の試算】

試算方法は、現在の公害防止管理者国家試験の積算根拠（表 4-2）を利用し、同積算根拠から CBT 化した場合に不要となる費用※を除いた基本経費に、前年度調査における CBT 手数料の試算値を加算する方式で実施した。なお、試算にあたっては、CBT 化による受験者数変動等その他の条件については考慮していない。

※CBT 化した場合、CBT 運営会社が提供する試験会場での受験となるため、試験会場の運営に係る費用が CBT 手数料に内在化されるとともに、試験問題の印刷がなくなることを想定

《CBT 化した場合の受験手数料試算の考え方》

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{CBT 化した場合の} \\ \text{受験手数料} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{基本経費（現行の受験手数料積算根拠 -} \\ \text{CBT 化により不要となる経費）} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{CBT 手数料}^{\ast} \end{array}}$$

※CBT 手数料は、試験科目ごとに設定

表 4-2 公害防止管理者等国家試験受験手数料 積算根拠

受験手数料		積算根拠
大気関係第 1 種公害防止管理者国家試験 大気関係第 3 種公害防止管理者国家試験 水質関係第 1 種公害防止管理者国家試験 水質関係第 3 種公害防止管理者国家試験 ダイオキシン類関係公害防止管理者国家試験 公害防止主任管理者国家試験	8,700 円	155,383 千円 / 受験申込者数 (17,860 人) = 8,700 円 職員賃金等 (2,669 円) + 試験員謝金等 (396 円) + 派遣・アルバイト用役費 (466 円) + 印刷費 (249 円) + 通信運搬費 (385 円) + 会場費 (977 円) + システム関連費 (1,149 円) + 会場委託費 (916 円) + 管理費 (1,365 円) + その他 (128 円) = 8,700 円
大気関係第 2 種公害防止管理者国家試験 大気関係第 4 種公害防止管理者国家試験 水質関係第 2 種公害防止管理者国家試験 水質関係第 4 種公害防止管理者国家試験 騒音・振動関係公害防止管理者国家試験 特定粉じん関係公害防止管理者国家試験 一般粉じん関係公害防止管理者国家試験	8,200 円	69,494 千円 / 受験申込者数 (8,475 人) = 8,200 円 職員賃金等 (2,515 円) + 試験員謝金等 (374 円) + 派遣・アルバイト用役費 (439 円) + 印刷費 (235 円) + 通信運搬費 (363 円) + 会場費 (921 円) + システム関連費 (1,083 円) + 会場委託費 (864 円) + 管理費 (1,286 円) + その他 (120 円) = 8,200 円

出典：公害防止管理者試験センター（（一社）産業環境管理協会）HP

https://www.jemai.or.jp/polconman/examination/dd4ht300000005eq-att/kokushi_keisannkonkyo_2018.pdf

基本経費算出については、現行の受験手数料から CBT 化により不要になる経費として「派遣・アルバイト用役費」、「印刷費」、「会場費」、「会場委託費」を除いたものとし、受験手数料が 8,700 円の試験区分については 6,092 円、同 8,200 円の試験区分については 5,741 円を基本経費とした。上述した経費以外も、当然変動（増減）が考えられるが、モデル簡略化のため、本試算では考慮していない。

CBT 手数料については、前年度調査における CBT 運営会社へのヒアリングにより、試験時間を 15 分単位とすると運営効率が上がる（CBT 試験会場が 15 分単位での運営となって

いる）との提案を受けているため、現在 35 分・50 分としている試験科目について、仮に 5 分短縮し 30 分・45 分として算出している（表 4-3）。

表 4-3 試験科目ごとの CBT 手数料の試算

試験時間(問題数)	CBT 手数料	該当科目
35 分(10 問) ⇒30 分*	2,500 円	②大気概論、⑤大気有害物質特論、⑥大規模大気特論、⑦水質概論、⑩大規模水質特論、 ⑬ばいじん・一般粉じん特論、⑯大気水質概論
50 分(15 問) ⇒45 分*	3,000 円	①公害総論、③大気特論、④ばいじん・粉じん特論、 ⑨水質有害物質特論、⑭ダイオキシン類概論
60 分(20 問)	3,500 円	⑰大気関係技術特論、⑱水質関係技術特論
75 分(25 問)	4,000 円	⑧汚水処理特論、⑪騒音・振動概論、 ⑮ダイオキシン類特論
90 分(30 問)	4,500 円	⑫騒音・振動特論

※試験時間を一部 CBT 試験に最適化（5 分短縮）

上記の計算式に基づき、試験区分ごとに CBT 化した場合の受験手数料の試算結果を表 4-4 に示す。

試験科目数が最多である大気関係第 1 種においては、CBT 手数料（各試験科目①～⑥の CBT 手数料の積算値）が 16,500 円となり、ここに基本経費の 6,092 円を加算した、受験料手数料試算値は 22,592 円という結果であった。現行の受験手数料（8,700 円）から 13,892 円上昇する結果となった。一方、最も上昇幅の少ない試験区分は、一般粉じん関係（3 科目受験：①②⑬）であり、CBT 化した場合の受験料試算値は 13,741 円で、現行の受験手数料と比べた場合の上昇幅は、5,541 円であった。

表 4-4 公害防止管理者国家試験を CBT 化した場合の試算結果

区分	受験科目※	CBT 手数料	その他経費※	受験手数料 試算値	参考：現行の受 験手数料
大気 1 種	①②③④⑤⑥	16,500	6,092	22,592	8,700
大気 3 種	①②③④⑥	14,000		20,092	
水質 1 種	①⑦⑧⑨⑩	15,000		21,092	
水質 3 種	①⑦⑧⑩	12,000		18,092	
ダイオキシン類	①⑭⑮	10,000		16,092	
主任管理者	①⑯⑰⑱	12,500		18,592	
大気 2 種	①②③④⑤	14,000	5,741	19,741	8,200
大気 4 種	①②③④	11,500		17,241	
水質 2 種	①⑦⑧⑨	12,500		18,241	
水質 4 種	①⑦⑧	9,500		15,241	
騒音・振動	①⑪⑫	11,500		17,241	
特定粉じん	①②④	8,500		14,241	
一般粉じん	①②⑬	8,000		13,741	

※番号は、表 4-3 における科目番号

【資格取得にかかる経費の試算】

なお、国家試験の受験（資格取得）にあたり、受験者（企業）が負担している経費は、受験手数料の他に、学習用の教材費、試験会場への旅費といった間接費用が当然発生する。ここでは、資格取得にかかる経費の総額について、いくつかのモデルケースにおいて、現行試験方式と前述の CBT 化した場合の受験料試算値を用い比較を行った。

前述の通り、CBT 化した場合には、受験会場が現行の 9 都市から、100 都市程度まで増えるため、より在住地の近郊での受験が可能となるため、受験手数料の上昇が見込まれる一方、間接費（旅費）の削減が期待できる。

まず、モデルケース 1 として、以下の条件の通り静岡県の在住者が大気関係第 1 種を受験した場合の試算結果を示す（現行方式；表 4-5、CBT 方式；表 4-6）

《モデルケース 1 の条件》

資格取得期間：3 年（1 年目に 3 科目、2 年目に 2 科目、3 年目に残り 1 科目を合格）

※平成 18 年度より科目別合格制が導入されており、3 か年で資格取得することが一般的になっているため。近年の合格率の実績値を見ても、新規受験（免除科目なし）で合格する受験者は最大でも 7%（大気 1 種の値として）である（表 4-7）。

受験者の居住地：静岡市（静岡県）

受験試験区分：大気 1 種

受験会場：現行方式（東京（例年の主要会場である早稲田大学（早稲田キャンパス）

CBT 方式（静岡市内）

受験手数料：現行方式（一律 8,700 円）、

CBT 方式（基本経費（6,092 円）＋その年の受験科目ごとの CBT 手数料）

表 4-5 現行方式における受験経費の試算結果（モデルケース 1：静岡市）

		1 年目	2 年目	3 年目	備考
受験手数料		8,700	8,700	8,700	3 年間合計;26,100 円
間接費	旅費・交通費	13,280	13,280	13,280	静岡＝東京＝早稲田（片道;6,640 円）
	教材費	9,900			新・公害防止の技術と法規*の代金として
単年度での受験コスト		31,880	21,980	21,980	
支出総額（累計）		31,880	53,860	75,840	

※書籍 新・公害防止の技術と法規大気編/<https://www.e-jemai.jp/purchase/book/category.html?id=1>

表 4-6 CBT 方式における受験経費の試算結果（モデルケース 1：静岡市）

		CBT 手数料	1 年目	2 年目	3 年目	備考
受験手数料	①公害総論	3,000	○	—	—	○:合格、×:不合格。—は、合格済みのため受験免除。
	②大気概論	2,500	○	—	—	
	③大気特論	3,000	○	—	—	
	④ばいじん・粉じん特論	3,000	×	○	—	※初年度は全科目受験のため、表 4-4 の試算の通り 22,592 円となるが、2 年目以降は、合格済科目については、CBT 手数料がかからないため、受験手数料が漸減。
	⑤大気有害物質特論	2,500	×	○	—	
	⑥大規模大気特論	2,500	×	×	○	
	基本経費	6,092	※	※	※	前回試算における、その他経費（CBT 関係外費用）として
小計			22,592	14,092	8,592	3 年間合計;45,276 円
間接費	旅費・交通費		0	0	0	静岡市内で受験
	教材費		9,900			新・公害防止の技術と法規の代金として
単年度での受験コスト			32,492	14,092	8,592	
支出総額（累計）			32,492	46,584	55,176	

モデルケース 1 の試算結果においては、1 年目において現行方式（31,880 円）、CBT 方式（32,492 円）とで若干現行方式の方が低い結果となったが、支出総額は概ね同額となった。2 年目以降については、CBT 方式は、旅費がかからないことに加え、合格した科目の

CBT 手数料負担がなくなるため、単年度の受験コストが現行方式を下回り（現行方式：21,980 円、CBT 方式 2 年目 14,092 円、3 年目 8,592 円）、類型の支出総額において、CBT 方式の方が経済的であるとの結果となった。

表 4-7 公害防止管理者国家試験の新規受験者と免除科目数による合格率

区分	免除 科目数	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
大気 1 種	0	6%	3%	4%	6%	4%	6%	7%	2%	7%
	1	12%	9%	7%	12%	8%	13%	10%	6%	12%
	2	6%	2%	9%	10%	6%	10%	10%	3%	11%
	3	21%	12%	30%	32%	19%	32%	30%	14%	37%
	4	45%	39%	62%	64%	51%	64%	59%	45%	64%
	5	77%	75%	90%	87%	82%	87%	88%	74%	91%
大気 2 種	0	3%	5%	1%	1%	3%	3%	4%	2%	2%
	1	8%	2%	4%	4%	3%	4%	4%	3%	3%
	2	2%	3%	11%	10%	17%	17%	3%	8%	15%
	3	31%	22%	28%	44%	41%	39%	41%	30%	52%
	4	63%	71%	81%	80%	69%	75%	80%	75%	81%
大気 3 種	0	3%	2%	3%	5%	2%	5%	3%	2%	2%
	1	4%	1%	4%	11%	3%	9%	5%	1%	6%
	2	5%	4%	20%	22%	9%	23%	11%	5%	18%
	3	40%	33%	45%	72%	30%	55%	42%	39%	37%
	4	78%	67%	83%	93%	76%	88%	82%	72%	81%
大気 4 種	0	4%	3%	2%	5%	3%	4%	5%	2%	3%
	1	7%	7%	8%	14%	10%	11%	9%	5%	10%
	2	19%	20%	25%	48%	18%	31%	27%	18%	32%
	3	40%	63%	77%	84%	72%	74%	77%	53%	78%
水質 1 種	0	10%	10%	8%	9%	9%	11%	7%	11%	11%
	1	10%	10%	8%	7%	9%	11%	7%	16%	11%
	2	13%	15%	14%	14%	13%	16%	7%	28%	16%
	3	36%	43%	41%	40%	43%	47%	32%	59%	48%
	4	76%	82%	78%	79%	77%	81%	68%	87%	80%

区分	免除 科目数	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
水質 2 種	0	5%	3%	4%	2%	3%	3%	3%	6%	4%
	1	3%	6%	5%	4%	4%	2%	1%	14%	5%
	2	28%	24%	21%	20%	24%	20%	12%	49%	18%
	3	71%	71%	74%	61%	64%	83%	70%	78%	69%
	4	8%	10%	7%	7%	7%	3%	2%	5%	7%
水質 3 種	1	15%	6%	4%	7%	11%	9%	5%	18%	7%
	2	20%	27%	19%	24%	19%	15%	16%	39%	25%
	3	68%	68%	62%	79%	69%	64%	57%	87%	71%
水質 4 種	0	7%	7%	5%	5%	6%	5%	4%	9%	6%
	1	13%	17%	14%	10%	15%	12%	9%	26%	14%
	2	51%	60%	53%	58%	61%	44%	37%	77%	54%
騒音・振動	0	11%	9%	16%	13%	10%	8%	8%	15%	10%
	1	22%	23%	34%	25%	23%	18%	24%	32%	27%
	2	38%	53%	78%	60%	55%	49%	56%	72%	64%
特定粉じん	0	7%	3%	3%	4%	4%	3%	3%	5%	7%
	1	20%	10%	10%	11%	9%	19%	21%	7%	30%
	2	50%	56%	51%	44%	47%	56%	55%	48%	81%
一般粉じん	0	7%	3%	3%	4%	4%	3%	3%	5%	7%
	1	20%	10%	10%	11%	9%	19%	21%	7%	30%
	2	50%	56%	51%	44%	47%	56%	55%	48%	81%
ダイオキシン類	0	11%	12%	22%	22%	27%	16%	18%	12%	28%
	1	23%	33%	55%	59%	58%	41%	45%	55%	62%
	2	32%	62%	81%	82%	79%	53%	78%	77%	78%
主任管理者	0	6%	4%	22%	8%	4%	7%	6%	13%	3%
	1	5%	5%	15%	18%	13%	20%	14%	22%	22%
	2	8%	17%	26%	25%	23%	27%	17%	32%	26%
	3	50%	53%	59%	60%	79%	70%	64%	83%	74%

出典：公害防止管理者試験センター、月刊誌 環境管理 2016 年 10 月号（（一社）産業環境管理協会）より

上記のモデルケース 1 は、ちょうど 1 年目で、現行方式と CBT 方式の費用負担（旅費等の間接費を含めた支出総額）がバランスする結果であったが、モデルケース 1 の条件から受験者居住地を “千葉市（試験地近郊）”、“三条市（試験地遠方）” と変更した 2 ケースでも試算比較を実施した（表 4-8）。

居住地を変えることによって、生じる可変要素は旅費（差額）であるが、居住地を千葉市（試験地近郊）とした場合には、試験地（東京）までにかかる旅費が大きくないため、1 年目から 3 年目までいずれの年においても現行方式の方が経済的であるとの結果であった。

一方、三条市（試験地遠方）とした場合においては、単年でも旅費差額 17,980 円（現行方式旅費：18,820 円、CBT 方式旅費：840 円）あり、1 年目から CBT 方式のほうが経済的（4,088 円の費用軽減）であるとの結果であった。また、実際にはこれより遠方から受験するケースでは、第 1 限公害総論（9：35～）の入室時間に間に合うように移動できる公共交通における移動手段がなく、前泊が必要でありさらに費用負担が膨らむ。

工場は、一般的に都市部から離れて立地している場合が多く、試験地から遠方の工場の受験者は、経済面に加え身体的な負荷軽減という点でも CBT 方式の利点が大きくなる。

表 4-8 居住地別の受験経費（支出総額）

		支出総額※ (2 年目以降は 1 年目からの累計)			備考
受験者居住地	方式	1 年目	2 年目	3 年目	
千葉市 (千葉県) ※試験地近郊	CBT	32,872	47,344	56,316	※京葉工業地帯を想定 【旅費】 CBT：蘇我＝千葉（往復 380 円） 現行：蘇我＝早稲田（往復 1,420 円）
	現行	20,020	30,140	40,260	
	差額	12,852	17,204	16,056	
静岡市 (静岡県) ※モデルケース 1	CBT	32,492	46,584	55,176	※1 年目で両方式がほぼバランスする分水嶺 【旅費】 CBT：移動なし（0 円） 現行：静岡＝東京＝早稲田（往復 13,280 円）
	現行	31,880	53,860	75,840	
	差額	612	-7,276	-20,664	
三条市 (新潟県) ※試験地遠方	CBT	33,332	48,264	57,696	※始発新幹線で第 1 限：公害総論に間に合う距離。これより遠方だと前泊が必要となり、より旅費負担が増える。 【旅費】 CBT：三条＝長岡（往復 840 円） 現行：燕三条＝東京＝早稲田（往復 18,820 円）
	現行	37,420	64,940	92,460	
	差額	-4,088	-16,676	-34,764	

※支出総額＝受験手数料※※＋間接費（旅費（備考欄）、教材費（1 年目のみ：9,900 円））

※※受験手数料：CBT（1 年目：22,592 円、2 年目：14,092 円、3 年目：8,592 円）、現行方式 8,700 円

(2) 資格認定講習の e-ラーニング化

昨年度調査での提言を受け、(一社)産業環境管理協会(公害防止管理者試験センター)では、令和3年度より資格認定講習において、e-ラーニング講習及び修了試験の CBT 化の試行実施を行っており、公害防止管理者試験センターへのヒアリングをもとに実施概要(表4-9)及び資格取得手順(図4-2)について取りまとめた。

表 4-9 資格認定講習のデジタル化試行運用の概要

実施区分	水質関係第1種～第4種
実施方法	講義：e-ラーニング※1 修了試験：CBT (Computer Based Testing)
実施期間	令和3年11月25日～令和4年3月(随時) ※3月末日までに、講義受講と修了試験を終えること
仮申込締切日	令和4年1月27日
会場(修了試験)	全国47都道府県約200か所
受講料	水質1種：46,500円(対面講習と同額)
定員	制限なし

※1：e-ラーニング：講義をインターネット上で配信(オンデマンド)し、聴講する方法。各自パソコンとインターネットで動画が再生できる環境があれば、自宅や職場で聴講が可能。**(受講期間は28日間)**。なお、申込時期によっては受講期間が短くなる場合あり)

人：受講者が行うこと 用：事務局の実施事項



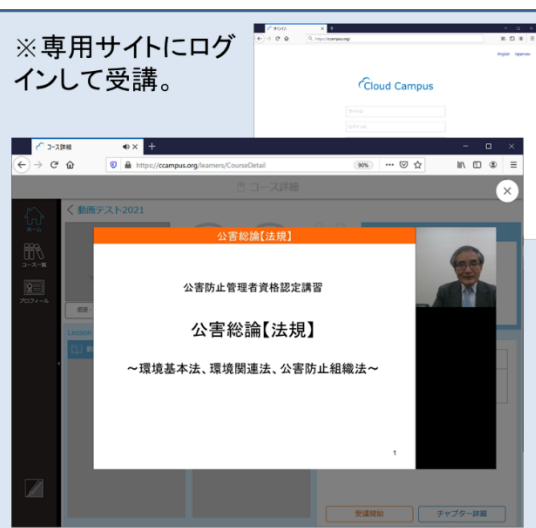
※修了試験後であれば再申込可能



※イメージ：プロメトリック社より

※HP上にテストページを開設し、e-ラーニングとCBTテストを事前に試すことが可能。

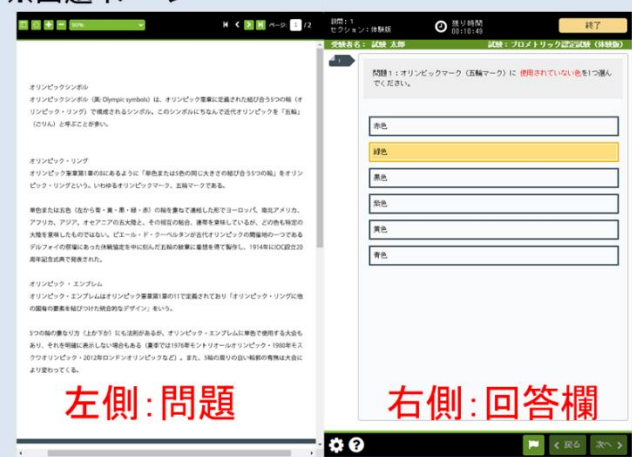
※専用サイトにログインして受講。



※前述の試験会場で受講。

- 受付にて本人確認書類を提示
- すべての荷物は専用のロッカーに預け、持込禁止(机上に、メモとシャープペンシルは用意)
- 試験監督員、監視カメラによるモニタリング
- 指定の座席に着席し、受験

※出題イメージ



左側：問題

右側：回答欄

図 4-2 資格取得手順(イメージ)

第5章 検討会の設置・運営

5-1 検討会の設置・運営

検討会は、表 5-1 に示す通り、全 3 回開催した。なお、検討会の委員構成については、表 2-1 の通りである。

表 5-1 検討会開催概要

	日程/会場	議題
1 回目	令和 3 年 11 月 25 日（木） 15：00～17：00 会場：TKP 神田駅前ビジネスセンター ホール 5F※	1. 事業概要説明 2. 昨年度の調査結果及び本年度調査の方向性について 3. 事業者及び自治体に対するアンケート調査について
2 回目	令和 4 年 2 月 4 日（金） 15：00～17：00 会場：（一社）産業環境管理協会 6 階 F 会議室※	1. アンケート結果報告 2. 必置制度の有用性の確認について （必置制度の意義（廃止した場合の影響）、国家資格である必要性（民間資格とした場合の影響）） 3. 公害防止管理者資格制度の改善点について （資格認定講習の受講資格要件の緩和、公害防止管理者の質維持・改善（再教育）） 4. 国家試験のデジタル化について
3 回目	令和 4 年 2 月 25 日（金） 10：00～12：00 会場：（一社）産業環境管理協会 6 階 F 会議室※	1. 公害防止管理者の質維持・改善（再教育）にかかる今後の方向性 2. 国家試験のデジタル化及び既存リスク対応にかかる今後の方向性 3. 産業構造審議会産業環境対策小委員会での報告資料案について

※WEB 会議(Cisco 社 Webex)及び会場開催の併用

5-2 検討会での議論

以下に各検討会での議論の概要を示す。議論の結果については、第6章で調査結果として述べる。

第1回 検討会（令和3年11月25日（木））

【議題及び議論概要】

1. 事業概要説明

事務局より、本年度調査の実施内容（事業仕様）について説明を行い、年度内のスケジュール（予定）について説明を行った。

2. 昨年度の調査結果及び本年度調査の方向性について

事務局より、昨年度の調査結果について説明を行った。説明資料については、第9回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 産業環境対策小委員会での報告資料（資料4）⁴を基に構成した。また、本年度の調査の方向性（検討会での議論テーマ）として、以下を示し、第1回検討会においては、「論点①：必置制度の有用性の確認について」を中心に議論した。

「1. 必置制度の意義（廃止した場合の影響）」と「2. 国家資格である必要性（民間資格とした場合の影響）」について、制度が持つプラス側面（制度の意義）とマイナス側面（制度（規制）の弊害）の双方に目を向けて、制度の存続が必要であるかについて議論した。

今年度調査の方向性について

第1回検討会での議論

論点①：必置制度の有用性の確認について

1. 必置制度の意義（廃止した場合の影響）
2. 国家資格である必要性（民間資格とした場合の影響）

第2回検討会以降での議論

論点②：公害防止管理者資格制度の改善点等（制度改正・公害防止管理者の質維持・改善）

1. 認定講習の受講資格要件の緩和
2. 公害防止管理者の質の改善・維持（再教育について）
 - 全国での実施状況及びそれをいづれかの機関に集約した場合の影響

論点③：国家試験のデジタル化に関する調査

- CBTに対応した試験制度の検討
- デジタル（CBT）化しない場合の代替策（リスクへの対応という点）

【その他】

- その他、現状制度において優先して改善すべきと考える点

2

3. 事業者及び自治体に対するアンケート調査について

事務局よりアンケート調査の方法及び項目について説明を行い、ご質問・ご意見を頂戴した。質問項目の追加や修正ご意見の他、アンケート対象業種のバランス感について偏りがないう配慮すべきとの意見を頂戴した。

⁴ 資料4 公害防止管理者制度の今後の在り方（第9回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 産業環境対策小委員会）
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/sangyo_kankyo/pdf/009_04_00.pdf

第2回 検討会（令和4年2月4日（金））

【議題及び議論概要】

1. アンケート結果報告

企業アンケート及び自治体アンケートの内容について、事務局より報告を行った（報告内容については、第3章3-2 データの分析参照）。

2. 必置制度の有用性の確認について（必置制度の意義（廃止した場合の影響）、国家資格である必要性（民間資格とした場合の影響））

前回（第1回）検討会からの継続議題として、必置制度の有用性について議論を行った。アンケート調査結果及び前回検討会でご指摘のあった EMS（環境マネジメントシステム（ISO14001 等））、個別規制法（大気汚染防止法等）と公害防止管理者制度の関係について整理を行い、必置制度の有用性について議論を行い、本検討会での結論として、必置制度及び国家資格制度は引き続き維持することが妥当かどうかについて結論を出した。

3. 公害防止管理者資格制度の改善点について（資格認定講習の受講資格要件の緩和、公害防止管理者の質維持・改善（再教育））

（資格認定講習の受講資格要件の緩和について）

企業アンケート、自治体アンケートの結果等を供し、以下の論点について議論を行った。

- 要件を緩和することで制度に阻害がないか。
- 要件を緩和することで、修了者（資格者）の資質が低下する恐れはないか（また、要件を緩和する代わりに、資質担保のために必要な措置はあるか（修了試験の充実等））。
- 緩和する場合の案として、どういった緩和が適当であるか。

①無条件の緩和、②条件付き緩和（緩和に合わせて資質担保措置）、③緩和は不要（公害防止管理者の質維持・改善（再教育））

再教育について、国内での実施状況、企業アンケート、自治体アンケートの結果を供し、以下の論点について議論を行った。

- 再教育をいずれかの機関に集約した場合の影響
- 資格取得者の再教育を効率的に実施するためには、どういった仕組みが必要か。

4. 国家試験のデジタル化について

国家試験のデジタル化（CBT：Computer based testing 化）について議論を行った。企業アンケート結果及び補足調査結果（CBT 化した場合の受験手数料の試算結果）を供し、以下の論点について議論を行った。

- CBT 化の議論を推進すべきか？リスクへの備えとして代替策の検討を進めるべきか？
- （CBT 化を進める場合）実現性の観点から、試験制度改革を実施すべきか
- デジタル（CBT）化しない場合の代替策（リスクへの備え）

第3回 検討会（令和4年2月25日（金））

【議題及び議論概要】

1. 公害防止管理者の質維持・改善（再教育）にかかる今後の方向性

前回（第2回）検討会からの継続議論として、有資格者の再教育の仕組み構築について議論を行った。具体的なアイデアとして、事務局案として、更新制度、定期講習（選任者対象）、選任前講習、フォローアップ状況確認制度の4つの可能性について議論を行った。

2. 国家試験のデジタル化及び既存リスク対応にかかる今後の方向性

前回（第2回）検討会からの継続議論として、前回検討会で懸念の声が多かった国家試験のデジタル化（CBT化）に係る受験手数料上昇を中心に引き続き議論を行った。また、感染症のまん延や激甚災害の増加によって試験中止（資格取得機会の喪失）のリスクが顕在化していることから、CBT化のいかんに関わらず、国家試験が実施できなかった場合の対応（制度的担保）について議論を行った。

3. 産業構造審議会産業環境対策小委員会での報告資料案について

本年度調査の成果として、産業構造審議会産業環境対策小委員会での報告資料案（添付資料1のベース資料）について議論を行った。

第6章 調査結果等

本章では、本年度調査（アンケート調査及び検討会での議論）の結果について、以下の項目ごとに整理した。

【調査結果等の整理項目】

●公害防止管理者制度の意義について（6-1）

- －必置制度の意義（廃止した場合の影響）
- －公害防止管理者資格が国家資格である必要性（民間資格とした場合の影響）

●事業者の公害防止管理状況（実態）について（6-2）

- －事業者の実態を踏まえたうえでの、制度としての今後の展望

●資格取得後の資質を維持する仕組み（再教育）について（6-3）

●公害防止管理者制度の改善点について

- －資格認定講習の受講資格要件（学歴及び実務経験年数）緩和（6-4）
- －その他（公害防止管理者兼務要件の緩和、特定粉じん関係特定工場及び同資格区分の廃止の影響）（6-5）
- －現行制度において優先して改善すべき事項について（6-6）

●資格取得機会喪失（試験中止）リスクへの対応及び国家試験のCBT化について（6-7）

6-1 公害防止管理者制度の意義について

アンケート調査結果及び検討会での議論を整理し、公害防止管理者制度の意義について、検討会提言として整理の方向性を取りまとめた。

調査結果

《アンケート調査結果；必置制度の意義（廃止した場合の影響）》

必置制度の意義に対しては、企業、自治体ともに高い評価であった（企業アンケート（Q1-1）：制度は必要が86.1%、自治体アンケート（Q1-1）：メリットがある95.6%）。

評価の理由として企業が必要とする理由は、法律による公害防止責任や業務の明確化（81%、72%）、自治体におけるメリットについては、事故拡大のリスク低減（55.4%）、対外窓口が明確化（50.8%）との回答が主であった（企業アンケート Q1-2、自治体アンケート Q1-2）。制度を不要と回答したなかでは、EMS など他の仕組みで運用できるとの回答が主（8割）であった（企業アンケート Q1-3）。

《アンケート調査結果；公害防止管理者資格が国家資格である必要性（民間資格とした場合の影響）》

国家資格制度を廃止した場合の影響として、企業、自治体ともに、『公害防止技術・法知識の低下を懸念する』との声が最も多かった（企業 39.9%、自治体 63.2%）。次いで、事業者では『基準がなくなること、意識の高い事業者と低い事業者とで管理レベルが二極化する』（23.7%）、自治体においては、『学ぶ機会がなくなることによる事業者意識の低下』（20.6%）であり、ともに意識の変化を危惧する声であった（企業アンケート Q2-1、自治体アンケート問 2）。

公害防止管理者試験を民間資格とした場合においても 5 割弱の事業者（48.6%）が受験させると回答しており、教育機会として高いニーズがあることがわかった（企業アンケート Q2-2）。一方で、知識レベルの統一、公平性、社内での重要性認識や優先順位低下（予算確保等にも影響）から国家資格でないと価値がないとの指摘があった。

国家資格制度が廃止されても特に影響がないとする意見としては、「資格を持っていたとしてもペーパードライバー的な者が多いこと」、「資格試験の内容で実際の管理実務に役立つ部分が少ないこと」が指摘された（表 6-1）。これら指摘については、前年度調査でも課題として整理されている「試験内容が実務に即していない点」また本年度調査でも検討を進めた「資格取得後の資質を維持する仕組み（再教育）」について対策を進めることで、改善されるものと考えられる。

表 6-1 国家資格制度を廃止した場合に考えられる影響について
（企業アンケートより一部抜粋・要約）

	内 容
知識レベルの低下	➤ 現国家資格制度の内容は過剰に詳しい。しかし、全体を俯瞰して考えることができるようになるにはやはり知識が必要。この制度がある意味足かせとなり現状が保たれている。 ➤ 知識が無いと特定施設の届出漏れや施設維持管理上の法的要求事項の遵守ができなくなる可能性がある。 ➤ 公害防止管理者が担当施設について ISO14001 の遵守評価をしており、国家資格がなくなると遵守評価者のスキルが下がる。
人材育成の負荷が高まる	➤ 資格者を置かなければならないことで、後継者に資格取得の教育を継続的に行える。不要と整理された場合、有資格者は育成しづらくすることは容易に想像がつく。知識取得の動機付けが弱くなる。 ➤ 公的資格であることで従業員の学習意識につながり、結果的に従業員の力量向上（自信にも）につながる。 ➤ 管理者の知識水準・技術水準の検証が出来なくなる。 ➤ 公害防止だけではなく他の環境業務と兼任のため、講習もなくなると知識を持った者がいなくなり、工場運営や法遵守に影響。
公害防止意識の低下を招く	➤ 公害防止管理体制の確立以外にも、資格の受講により、従業員が実務では学べない範囲の知識を得ることができる利点があり、試験を受講すること自体に対して、企業はメリットがある。 ➤ 法定責任者以外に関連業務に携わる者の自己啓発としても資格取得を活用。従業員の公害防止意識の維持・向上に寄与。 ➤ 目指すものがなくなり、公害防止の意識低下につながる恐れ。 ➤ 国家資格制度を維持することにより、身分を保証するとともに、選任された場合のモチベーションの維持にも必要である。

	➤ 資格取得により責任感が生まれる。
ステークホルダーとのコミュニケーション齟齬	➤ ステークホルダーに一定程度の知見があることを証するには、国家資格名称の存在は意義がある。 ➤ 公害施設を改造・改修する時など、メーカー（取引先）と対等に議論（会話）ができる。 ➤ 環境対策・対外アピールの観点からも重要である。
管理レベルの二極化	➤ 現状でも、行政指導等が発生している中で、制度を廃止すると、事業者によっては、財務的或いは人的な面から、公害防止管理が疎かになる可能性があり、国全体での公害防止という本来の目的を果たせなくなる。 ➤ この程度の試験をパス出来るだけの基礎知識を持っている事業者と持たない事業者では、明確に管理レベルの違いがある。
特に影響はない	➤ 資格取得の意義は認めるが、ペーパードライバー的な者が多く、必ずしも公害防止に役立てられているとは言えない現状がある。 ➤ 法要件は当然に満たす必要はあるが、従業員教育により担保できると考えられるため ➤ 公害防止管理者の資格試験の内容に対して、実際に設備の管理業務で使用する知識がかなり少ない為。

《検討会における議論》

公害防止管理者制度の意義については、第 1 回検討会及び第 2 回検討会において議論を行った。検討会での意見を表 6-2、表 6-3 にまとめた。検討会では、制度の維持・廃止については是々非々での議論としたが、制度廃止に関する意見は出なかった。

本制度を必要かどうかという議論において、現状では概ね良い環境状況を維持できているが、本制度があることにより各種公害規制が遵守できている（なくなれば悪化する）、また環境マネジメントシステム（EMS）（ISO14001 等）があるため公害防止管理者制度が不要という考えについては、本来 EMS と公害防止管理者制度は性質の違うものであり、行き過ぎた考えであるとの指摘があり、主にこの両点について整理を行った。

表6-2 必置制度の意義(廃止した場合の影響)

【プラス側面:制度の意義(廃止した場合の影響)】		検討会委員等意見	その他追加のご指摘
1. 事業者の公害防止管理体制の整備(責任の明確化)	●経営者(統括者)の責任意識・関与を維持(現場への押し付け)	①統括者が最高責任者として、管理者の選任・届出を通じて、社内の体制を確認するという点で事故・災害時の体制が確認できる。	○昨今の自然災害を考えると、経営者(統括者)への責任の明確化が必要。東日本大震災が教訓になる。
	●現場管理者(公害防止管理者)の責任・権限を明確化	②人が関与して見なくてはならない部分は必ずあり、その中で事業者内においても世代交代を進めて行く場面があるわけで体制を保つために、制度は必要。	○権限の拡大と、統括者と共に責任の明確化が必要ではないか。
	●事業規模を問わず自主的な管理を維持 ●公害防止管理体制レベルの二極化防止	③現在は法制度が軸となっている。EMS(ISO14001)の話も出たが、どこでも自主的にやっていたわけではないし、民間の認証制度なので、これを持って客観的に見て工場が適切な環境管理体制ができているかをチェックすることは難しいのではないかな。	○EMSとの違いを明確化すべき。
	●個別規制法(大気汚染防止法等)における規制を補完する観点から、面的な管理体制を維持	④個別規制法と公害防止管理者制度がセットになって、環境規制が実効性のあるものとなっている。	○個別規制法の執行に公害防止管理者制度がどうか関わっているのか整理すべき。
2. 事業者の公害防止意識の醸成(規律の維持)	●従業員(社内)の意識低下。環境コンプライアンスの維持	⑤環境規制については、大防法・水濁法と言った個別規制法で定めていて、事業者として遵守するのは当然の義務だが、それを確実に実施するためにこの制度があると考えている。	○統括者、公害防止管理者の権限強化が必要(経営者に意見できる道筋を明確にし、それに従わず事故等が起こった場合は、経営者は責任を問われる。これについては、先の被害、東日本大震災における原発事故が教訓になる)。権限を強化する上で、国家資格であることは必然である。
	●環境管理部門の権限維持(操業<環境管理)	⑥管理者から統括者(経営層)に、公害防止組織を活用して意見を出し、環境管理をつなげていくという点も制度のプラスの側面である。	○統括者、公害防止管理者とともに、環境管理部門の権限が必要。
3. 地方自治体等における環境行政に及ぼす影響(対外窓口の明確化等)	●地方自治体における公害防止行政における事業者の体制把握やコミュニケーション機会の確保 (個別規制法(大気汚染防止法等)には、統括者、管理者の選任・届出規定はない)	⑦対自治体だけでなく、公害防止管理者の役割として、住民への対応といった点も期待される部分であり、制度がなくなった場合の懸念点である ⑧公害防止管理者制度による自主管理体制がなくなることで、自治体として面倒をもう少しみなくてはならないとの考えから、立入検査の回数を増やさなくてはならないと考える自治体はあるのではと思う。	○この制度が、地方自治体行政に与えるメリットを明確にして強調しないと、立ち入り検査等の執行に及ぼす影響があるのでは。

【マイナス側面:制度(規制)の弊害】	検討会委員等意見	その他追加のご指摘
1. EMS (ISO14001 等)による管理と2つの仕組みがあり混乱が生じる。	⑨EMS は制度が正しく運用されているかを判断するツールであり、制度そのものではない。EMS だけでもって公害防止管理ができるというのは言い過ぎである。	○別の仕組みであることを明確化すべきではないか。
2. 法律で公害防止管理者の業務を決められることで業務効率が下がる。 (現場の管理体制と合致しない(環境管理業務はアウトソーシングしている。排出・処理現場と環境管理部門が別。))	⑩機器の点検業務、測定の記録、事故時の対応など法定業務が定められているが、この中には機械化できないことがある。機械化が進んでも、緊急時・事故時には人間の判断が必要。	○排出・処理現場と環境管理部門が別とあるが、それらを一体として管理されるべき。
3. 事業者の主体的な取組を阻害していないか。	⑪今企業の中では、公害防止管理の制度が整い環境事故が減っている。それ故に、マニュアル的な動きは訓練する機会がなく、制度的に縛っておかないといけないと感じる。特に事故時など非日常時の動きなどに影響がでる。	○この制度があって初めて事業者の主体的取り組みが生きてくるのでは。ないと事業者間で取り組みにばらつきが生じる。 ○公害防止管理者はそれだけを業務としているわけではなく、EMS、化学物質管理、安全などの兼務が一般的。たとえば配管からの有害物質漏洩は安全面でも大きな問題で、これを防ぐには、装置・システム全体の管理計画を立てて、メンテナンスを行うことが必要。公害防止管理者が施設の維持管理を行うことで、事故が減るばかりでなく、装置・施設が長持ちし、操業停止の防止など、企業利益に貢献。
4. 制度により公害防止にリソースを配分せざるを得なくなっているが、現在は地球温暖化防止対策にリソースをより配分すべきではないか。	⑫公害問題・違反が少なくなったから、この制度がなくなっても良いという議論は、犯罪が少なくなったから警察がいらないという議論を同じである。現状では問題はなく、排出基準を遵守している事業者でも、将来的にどうなるかは心配であり、この制度がなくていいという考えにはならない。	○将来的には、公害防止、地球環境問題対策の両方がみられる制度に変えていく必要があるのでは。 ○公害防止管理者を活用できていない工場があるのであれば、教育内容を変えていく必要はある。EMS、化学物質管理、事故防止、装置の維持管理といった内容を強化して、工場の環境部署で総合的に活躍できる人材を育成するという方向性があり得る。測定などは原理の理解は重要ですが、自動化や外注が進んでいるとすれば学習の負担を減らす必要があるかもしれません。

5. 届出等による負荷(事業者・地方自治体双方)	・届出の機会、事業者が、適切な公害防止方策について検討するとともに、地方自治体のコミュニケーションを持つ重要な機会として機能している。(H20 効果的な公害防止取組促進方策検討会 報告)(事務局補足) ※公害防止管理者制度における届出件数約1万件/年(R2 環境省調査)	○届出等の手続きの負荷は、届出のオンライン化などにより、今後、軽減が進んでいくものと考えられる。
--------------------------	---	--

表6-3 国家資格である必要性(民間資格とした場合の影響)

【プラス側面:制度の意義(民間資格とした場合の影響)】		検討会委員意見	その他追加のご指摘
1. 事業者(従業員)の技能・知識の向上	●公害防止に係る知見を有した人材確保(教育素材の提供により人材育成の負荷軽減)	⑬もし民間資格としていくつかの資格制度ができた場合においても、果たして統括者の観点から、その人で大丈夫なのかという心配な面が残ると思う。	○統括者、公害防止管理者の責任と権限は強化されるべきで、国家資格には必須性がある。
	●学ぶ機会の確保により、公害防止意識の低下防止	⑭現場技術者(公害防止管理者)の面からも、自分の職責に対する矜持を持つという意味で、それが民間資格となった際に、保てるのかというのは疑問である。士資格と同じで、仕事に対する責任感もそれが裏打ちとして現れると思うので、国家資格である必要があると思う。	○単なる学ぶ機会の確保なら国家資格である必要がないかもしれないが、それだけでなく責任と権限が伴うので国家資格であるのは必然。
2. 国レベルでの技術水準維持(ナショナル・ミニマム)	●専門人材(研究者・技術者)、教材の確保により、日本の公害防止技術の衰退防止	⑮データ管理などもテレメータで管理されている部分はあるが、緊急時・事故時に対応できるのか、そういったプログラミングされているかという完璧ということはないと思う。人が現場でもって、その場の状況で判断していく必要があるということで法律では業務を定めている。資格を取った方は、そういった点できめ細かな対応ができるし、する必要があるということであろうと思う。	○日本の公害防止技術の衰退防止に寄与するだけでなく、将来的には地球環境問題をも取り込んだ制度にしていく考えも必要。
	●基準を示すことで、意識の高い事業者と低い事業者とで管理レベルの二極化を防止		○民間資格になると二極化が起こるのは必然。
	●共通知識により、事業者、自治体、その他ステークホルダー間でのコミュニケーションの円滑化		・義務のある事業者だけでなく環境行政を担う地方自治体職員や環境コンサルタントなどによる資格取得も多く、関係者間における共通知識としての機能(事務局補足)

3. 客観的に環境担当者の資質を担保できる	●国家資格であることで第三者(対行政等)への信頼性を担保	⑩国家試験でなくて民間でやるというのは、立派な民間警備会社があるから警察はいらないというのと同じ。本制度において、国家資格としてしっかりとした資格を付与し、強い権限で職務にあたらせるべきである。	
4. 受験料、教材等を安価に抑えることで受験者の負担軽減(非営利事業)			・積算根拠(必要経費積み上げ方式)に基づく手数料設定及びその公開(事務局補足) https://www.jemai.or.jp/polconman/examination/dd4ht300000005eq-att/kokushi_keisannkonkyo_2018.pdf
【マイナス側面:制度(規制)の弊害】		検討会委員意見	その他追加のご指摘
資格取得負荷に対して、効果が薄い(過剰な負荷) (試験内容が実務から乖離している点が多い。オートメーション化、管理外注等により日常管理において専門知識は要しない)			○試験内容も含め、現状に則さない部分の見直しは必要。
排出管理が環境行政の原則であり、そのノウハウは事業者任せにすべき(国家資格として処理技術を教える必要はない)			○排出基準違反は施設設置者の責任を問われる。管理のノウハウとしては、自動制御や管理外注などが考えられるものの施設設置者として措置が適切かどうか見極める力は必要と考える。 ○排出管理を進める上で、最低限の処理技術の把握、理解は必要。
資格が難しすぎるためハードルが高く、人材育成に繋がらない			○中小企業等で問題になるのかもしれない。兼任等の緩和が必要。

➤ 各種公害規制（大気汚染防止法等）と公害防止管理者制度の関係整理

- 大気汚染防止法をはじめとする公害規制は、基準値による排出管理（一部除く）が主要な規制方法であり、直罰による強いインセンティブにより、事業者には排出基準の遵守を促すことで環境改善を図っている。一方、その排出基準値を満たすため、工場内でどのように処理や対策を進めるかは法律では規定しておらず、原則各事業者の自主性によることとされている（測定などを除く）。
- 公害防止管理者制度は、これら公害規制が抜本的に整備された公害国会（1970 年）の翌年（1971 年）に導入されており、公害国会で整備された公害規制に対して、規制対象となる事業者側の遵法体制が整っていなかったことが、制度導入の背景である。個別規制法における排出規制に加え、本制度により特定工場における公害防止組織（統括者・管理者等選任）及び技術的要件（国家資格制度）を定めることで、事業者の公害防止管理における履行体制を担保している（表 6-4）。
- 排出規制による点の管理（結果責任）に加え、事業者（特定工場）における遵法のための最低限の履行体制（土台）を面としてサポートすることで、事業者の自主管理推進を図る（工場内に一番詳しい事業者自身が対策や管理方法を決定することで効率的かつ実効性の高い公害対策が実現される）（図 6-1）。

表 6-4 公害規制（個別規制法）と公害防止管理者制度の関係

	公害規制法（個別規制法）	公害防止管理者制度
仕組み	✓ 原則、排出基準値による規制（直罰）	✓ 公害防止組織の整備
規制対象	工場及び事業場 ✓ ばい煙発生施設（大防法）、特定施設（水濁法）等	✓ 特定事業者/特定工場（左記のうち一定規模以上のものを保有する工場） ✓ 事業場（飲食店、ホテルなど）は含まない
罰則	✓ 行為者（公害防止管理者等） ✓ 両罰規定（会社ぐるみの場合、行為者に加えて、法人にも罰金刑を課す）	✓ 体制整備を目的としており、特定事業者（経営者）に対する罰則。公害防止管理者等に関する処分はない。
その他	※公害防止管理者による業務上の過失による法違反は個別規制で処分	※公害防止管理者の指示に従う義務を規定（第 9 条第 2 項）⇒環境部門の権限担保

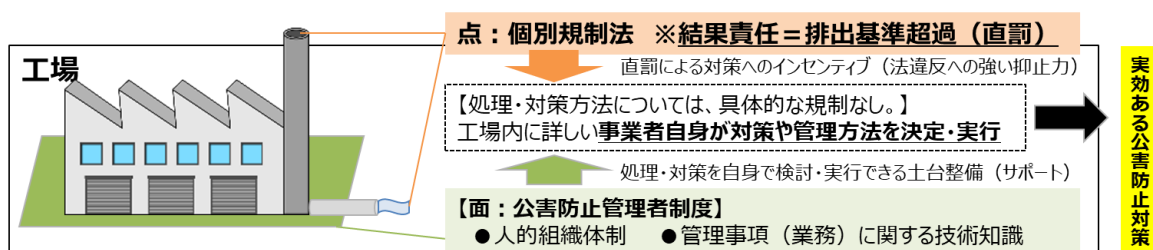


図 6-1 工場における個別規制法と公害防止管理者制度の役割（イメージ）

➤ 環境マネジメントシステム（EMS）と公害防止管理者制度の関係整理

- ISO14001 等の環境マネジメントシステム（EMS）と公害防止管理者制度の大きな違いは、①パフォーマンスレベルと②力量の決定方法にあると整理した（表 6-5）。
- ①EMS においては、事業者自らが目標やパフォーマンスレベルの設定を行い、PDCA サイクルを用いて自己改善を進める自己改善ツールとしての性質が強いのに対し、公害防止管理者制度では規制遵守を根拠に、最低限の管理体制を法定している（法定することで、自己改善意識・能力の低い事業者等においても一定の体制を担保）。
- ②組織に求められる力量においても、EMS では組織自らが決定（自らが設定した目標やパフォーマンスレベルに応じて）するが、公害防止管理者制度においては、目標を規制遵守とし、必要な力量を資格制度により国が担保している（ナショナルミニマム）。本調査における企業アンケートで、ISO14001 の取得企業においても、力量担保の根拠や教育に公害防止管理者制度を活用しているとの回答があり、ISO14001 を取得している企業においても、本制度が有効に活用されている事実も判明した。

表 6-5 環境マネジメントシステム（EMS）と公害防止管理者制度の関係

	環境マネジメントシステム (ISO14001 において)	公害防止管理者制度
概要	・民間規格（国際標準 ISO）《任意取得》 ・認証機関による認証（認証取得・更新に審査料を支払） ※自己宣言も可	・法制度《義務》 ・地方自治体による監督（選任届出）
パフォーマンスレベル	・<u>環境目的・目標、環境パフォーマンスのレベルなどの具体的内容は組織が自ら定める</u>	・工場の公害防止に必要な<u>最低限のパフォーマンスレベル（個別規制法の規制遵守）、それを維持する管理体制を法定</u>
力量担保	・環境パフォーマンスの達成に必要な人材の力量は規定しておらず、組織が自ら決定。それを教育等により担保すること定めている。	・力量（技術水準）を担保するため、国家資格制度を導入し、有資格者を公害防止管理者にあててことを規定
特性	・自己改善ツール（「PDCA」サイクルによる<u>継続的な改善</u>）	・ナショナルミニマム（国レベルでの底上げ）

整理の方向性（検討会による提言）

上記調査結果により、公害防止管理者制度（必置制度・公害防止管理者資格が国家資格である必要性）の意義について、検討会における提言として以下の結論を得た。

- 必置制度については、以下の観点から、制度を維持することが望ましい。
 1. 過去の議論（平成 17 年、19 年、27 年、令和 2 年）においても、時代に応じた事業環境の変化はあったものの、本制度の必要性は引き続き確認されてきた。
 2. アンケート結果により、制度のユーザーである特定工場、自治体のいずれも 9 割程度が重要と認識している。理由として、「事業者においては法律による公害防止責任や業務の明確化」、「自治体においては事故拡大のリスク低減や対外窓口の明確化」といった意見が挙げられた。一方、反対意見の大半は、EMS があるため必置制度は不要とのことであったが、EMS は事業者自らがレベル設定を行い自己改善ツールとしての特性が強いのに対し、公害防止管理者制度では規制遵守を根拠に最低限の管理体制を法定している。
 3. 公害規制は、原則、基準値による排出管理（一部除く）である。公害規制に基づく、排出規制は点の管理（結果責任）であり、工場内でどの様に処理や対策を実施するかなどの工場内での履行体制については定めていない。こうしたことから、本制度により、排出管理に加え、事業者の最低限の履行体制（土台）を面としてサポートすることで、事業者の自主管理推進が図られ相互補完関係がある。
- 資格制度は、国家資格であることにより、知識レベルの統一、公平性に加え、受験者の学習意欲向上（知識取得の動機付け）、選任者の責任感・権限の創出に寄与しており、国家資格を維持することが望ましい。

（本制度の民間資格化は、客観性が劣るという不安に加え、事業者において公害防止の重要性認識・優先順位の低下を招く懸念がある。）

6-2 事業者の公害防止管理状況（実態）について

アンケート調査結果及び検討会での議論を整理し、事業者の実態を踏まえた公害防止管理者制度の今後の展望について、検討会提言として整理の方向性を取りまとめた。

調査結果

《アンケート調査結果》

近年、温暖化対策、有害化学物質・廃棄物管理等の新たな環境管理業務が増えてきていることから、これら新たな環境管理業務が、事業者の公害防止意識、携わる人員数、公害防止施設（設備投資）の状況、公害防止管理業務に係る業務量にどのような影響を与えているか調査を実施したが、意識、人員数、業務量ともに「変わらない」との意見が主で、新たな環境管理業務が、典型的な公害防止管理に、大きく影響を与えている兆候は見られなかった。公害防止施設（設備投資）の状況については、やや不十分なところがある（30.6%）との回

答が3割を超えており、「設備の老朽化」に関する声であった。また「企業（利益追求集団）として環境関連設備は生産設備に比して、重要度が下がる扱いを受ける実状がある」との声もあり、老朽化した設備の更新が一部課題となっている（企業アンケート Q3-3）。

寄せられた個別意見としては、意識という面では、CSR や SDGs などの活動の活発化により意識が高まっているという声が多い傾向にあった。温暖化対策等新たな環境管理業務による公害防止管理業務への影響については、省エネ対策の推進に向け公害防止管理者の意識向上がさらに重要となるなどの意見がある一方、対応部署も異なることから温暖化対策と公害防止管理は直接影響しあわないとの意見もあり、公害防止管理業務との関連については、意見が事業者により分かれる結果となった。

《検討会における議論》

検討会では、6-1 で前述した通り制度維持を当面の方針として結論を得たが、変化していく事業環境を的確に捉えるために公害防止管理者制度がどう対応すべきかという観点から議論を行い、主に以下のご意見を頂戴した。

（事業者の管理体制の変化に関するご意見）

- 自動制御や管理外注等が進んでも、措置が適切か見極める力が必要（排出基準違反は施設設置者が責任を問われるため）であり、そういった知識は引き続き必要
- 今企業の中では、公害防止管理の制度が整い環境事故が減っている。それ故に、マニュアル的な動きは訓練する機会がなく、制度的に縛っておかないといけないと感じる。特に事故時など非定常時の動きなどに影響が生じる。
- 統括者、公害防止管理者の権限強化が必要（経営者に意見できる道筋を明確にし、それに従わず事故等が起こった場合は、経営者は責任を問われる）。

（管理事項（環境問題）の多様化に関するご意見）

- 将来的には、公害防止、地球環境問題対策の両方がみられる制度に変えていく必要があるのではないかと。（試験区分（大気、水質等）については、現行の枠組みのままだと良いとの指摘もあった。）
- EMS、化学物質管理、事故防止、装置の維持管理といった内容を強化して、環境部署で総合的に活躍できる人材を育成するという方向性があり得る。

整理の方向性（検討会による提言）

制度維持を当面の方針（前述 6-1 により）としつつ、公害防止管理者制度の今後の展望について、検討会における提言として以下の結論を得た。

- 制度維持を当面の方針としつつ、変化していく事業環境に応じて、今後の展望についても引き続き検討が必要。

【今後の展望】

- ・ 制度のカバー範囲（環境問題の多様化への対応）の最適化
- ・ 資格の技術レベル・内容（難しい・試験内容が実務に直結しないという指摘に対し）の最適化

6-3 資格取得後の資質を維持する仕組み（再教育）について

アンケート調査結果及び検討会での議論を基に、資格取得後の資質を維持する仕組み（再教育）について、今後の議論のポイントについて取りまとめた。

調査結果

《アンケート調査結果》

資格取得者のフォローアップについては、特段受講していない（63.3%）との回答が、前年度調査の同質問（55%）と同様、最も多かった。受講しているとの回答の中では、産業環境管理協会の実施するリフレッシュ研修が最も多く（20.7%）、次いで自治体講習（11.9%）の順であり、リフレッシュ研修が主要な再教育の機会となっていることが分かった（企業アンケート Q4-1）。

現行制度の改善点に関する調査結果（企業アンケート Q5-1、自治体アンケート問4）でも、企業及び自治体の両アンケートにおいて「資格取得後のフォローアップの仕組み（再教育等）」が資格取得方法に次ぐ改善点として挙げられており、再教育の仕組み構築は、本制度における主要な課題になっている（表6-5（後述）参照）。

自治体アンケートにおいて、再教育講習を集約実施（いずれかの機関において）することの是非について問うた結果、機会が限定されることを懸念し、1自治体において反対（概ね反対）の声があったが、その他自治体（98.4%）については、主に自治体負担軽減（財政面・人員面）、講習の水準維持という観点から賛成であった（自治体アンケート Q8-2）。その他、集約実施への懸念としては、地方条例への対応といった声があった。また、再教育に関連し、更新制度（資格に有効期限を設けること）の導入にメリットがあるかという設問については、メリットがあるとの回答が過半を占めたものの、4割近くが「メリットがない」との回答であり意見が分かれている。その理由として、資質維持は重要である一方、現行制度においても未選任事業者がいる中でさらなる選任率の低下（人材確保による事業者負担増）や自治体による管理負担増を危惧しメリットなし（≒デメリットが上回る）とする指摘が多くあった（自治体アンケート Q8-3）。

《検討会での議論》

上記アンケート調査結果及び補足調査結果（第3章3-3（1））を検討会に供し、再教育を効率的に実施するためには、どういった仕組みが必要か具体的な内容・実施方法及び再教育制度の仕組みについて主に議論を行った。

（内容・実施方法についてのご意見）

- 再教育は、環境法規の改正動向把握といった面で必要性がある。
- 事例のケーススタディ（違反事例等）についても有用なコンテンツと考えられる。
- 既選任者と新たに選任される者では、知識水準が異なることから、レベル分けされた内容が提供されることが望ましい。
- 実施方法については、物理的・時間的拘束をかけない形式での実施が望ましく、オ

ンライン（e-ラーニング等）での実施が望ましい。e-ラーニングにおいては、受講状況管理といった面でもメリットがある。

（再教育の仕組みについてのご意見）

- 再教育の仕組み（制度）については、選任者への定期講習（表 6-6②）又は選任時講習（表 6-6③）が望ましい。
- 環境規制違反は多くはないが、行政による企業への指導件数は多くあり、この件数を減らしていくことが課題（再教育の目的）である。
- 仕組みとしての必要性は認められるが、再教育を事業者の義務とするには、相応の理由が必要。義務とする場合においても段階を踏む（環境規制上で行政指導を受けた場合に限る）等、義務としての導入には慎重な議論が必要。

表 6-6 公害防止管理者制度における再教育制度の仕組み(アイデア)

仕組み	概要	主なメリット/デメリット	備考
①更新制度	・有効期限を設け、期間内に講習受講等の更新手続きをしないと資格が失効	・有資格者の資質を高いレベルで担保。 ・事業者及び制度運用体制（自治体含む）の負荷大。	対象：全有資格者（のべ 70 万人弱）
②定期講習（選任者）	・選任中の管理者に対する定期的な講習	・選任中の管理者のため、管理がしやすい。 ・有資格者の大半が枠組みから外れる。	対象：選任中の管理者（約 4 万人）⇒ 仮に 3 年に 1 度受講とすると、1 万 3 千人強/年
③選任時講習※	・公害防止管理者として選任された場合、一定期間内の講習受講を必要とするもの（類似制度：京都府）	・比較的簡易に導入が可能（負荷少）。資格取得後、長い期間を経過している場合など、管理者として必要な情報をフォローアップできる。 ・選任者のスキルアップについては、フォローできない。	対象：年間届出件数として約 1 万件 ※直近に資格を取得した場合を除くとすると、さらに減る
④フォローアップ状況確認制度	・選任届出時に地方自治体において、届出者の知識フォローアップ状況を確認（図 3-34 参照）。	・上記③をより緩やかに捉え、一般研修・自己学習による CPD を含めたもの。既存講習等をフォローアップの一手段とし、排他せず活用できる。（届出様式の変更要）。 ・自治体運用による差異が生じる。	対象：同③

※第 3 章 3-3（表 3-16）では、選任前講習としているが、検討会において、選任前講習とすると事業者としては、選任される可能性のある者を幅広く受けさせなければならず人事上の影響もあることから、選任時から一定期間内に講習を受講する選任時講習とすべきとの指摘を受け修正したもの。

整理の方向性（今後の議論ポイント）

本年度調査において、再教育の研修内容や仕組み（制度）については、目指すべき方向性が概ね整理できた（検討会による提言には至っていない）。今後の議論については、以下の 2 点を整理することと考えられる。両点の整理が進む段階で、仕組み（②定期講習（選任者対象）とするのか、③選任時講習とするのか）等についても方向性が定まってくるものと考えられる。

《再教育制度に係る目指すべき方向性》

研修内容：環境法規の改正動向を軸に、不適正事案の紹介など事例紹介

実施方法：オンライン形式（実地開催を否定するものではないが、実施効率の点から）

※自治体負担軽減から特定の機関での集約実施が望ましい。

（地方独自規制（条例）への対応が集約実施の課題）

仕組み：②定期講習（選任者対象）、③選任時講習

《今後の議論のポイント》

- 法的義務とするか（運用での実施とするか）：任意講習（義務としない場合）の課題は、意識の低い事業者の参加が望めないこと。
- 費用負担の考え方：『事業者・資格者（≒受益者）負担』なのか『国や自治体による予算措置』とするのか等。国家試験については、受益者負担の考えで実施している。

6-4 資格認定講習の受講資格要件（学歴及び実務経験年数）緩和

アンケート調査結果及び検討会での議論を整理し、検討会提言として整理の方向性を取りまとめた。

調査結果

《アンケート調査結果》

企業アンケートでは、学歴及び実務経験年数を短縮することについては、9割近くが賛成（概ね賛成を含む）であった（企業アンケート Q8-1）。賛成意見としては、「職制変更があり、長い間同じ職種を続けていないため」「転職が多くなった」との理由で必要年数を満たすのが困難といった理由の他、「早い段階で知識を習得させ、業務の意味を理解させたい」「資格取得を機会に、より管理が充実する可能性がある」など、従業員の教育や啓蒙の機会として受講資格要件の緩和を歓迎する意見が多かった。

一方で、自治体アンケートでは、緩和する分、講習日程の追加、修了試験の充実等により修了者の質を担保する取組が必要との指摘があった。また、緩和により取得した資格は中小企業のみ適用とすべきといった声もあった。

緩和幅については、企業アンケートでは、現行制度の実務経験年数より2年程度短い実務経験年数において、講習受講に十分な習熟度に達するとの意見が多かった（企業アンケート Q8-2）。

《検討会での議論》

上記アンケート結果及び補足調査結果（第3章3-3（2））を検討会に供し、緩和する場合の案として、どういった緩和が適当であるか議論を行った。

（実務経験年数の緩和についてのご意見）

- 資格取得機会の拡大という点で緩和は妥当（中小企業では特に人材確保が困難で講習制度が有効であるため）。

- 大学卒業者に設定されている3年という年数は、実務経験として妥当。
- 入試試験のような振り落としの試験ではないため（勉強のための資格制度として、学習機会を増やすことが望ましく）、それ以外の学歴区分については緩和が望ましい。
- 学歴により実務経験年数の差異を設けることに妥当性があるか。
- 資格者がいない事業者もあり、間口として資格にチャレンジする機会を増やすが、最後の試験についてはしっかりと実施するということが良いのではないか。

整理の方向性（検討会による提言）

資格認定講習の受講資格要件（学歴及び実務経験年数）緩和については、検討会における提言として、以下の結論を得た。

- 大学卒業者に課している実務経験3年は維持（実務や社会経験を積む年数として必要）し、一方、短大・専門学校卒以下については一定の短縮が妥当。
- 門戸を広げることによる修了者の資質の低下を防ぐため、講習運営については、そのレベルを下げず厳格に実施することとし、資質担保の措置（追加講習や修了試験の充実等）についても、緩和の幅とともに引き続き検討する。

6-5 その他（公害防止管理者兼務要件の緩和、特定粉じん関係特定工場及び同資格区分の廃止の影響）

本項の両点については、本年度調査では検討会議題として扱っていないが、アンケート調査結果等を基に調査結果を取りまとめた。

《公害防止管理者兼務要件の緩和》

企業アンケート結果では、緩和は特に必要ないとの声が大勢を占め（62.9%）ていた。改正の要望については、同一事業者における別工場での兼務（兼務要件の第1条）に関する要望が30.4%と最も多かった（企業アンケートQ7-1）。これは本年度のアンケート回答者の半数が大企業からの返答であったことも要因と考えられる。なお、自治体アンケート結果でも、緩和は特に必要ないとの回答が多かった（78.5%）（自治体アンケートQ5-1）。

兼務要件の緩和については、前年度調査において「中小事業者の負担への配慮」という観点から検討を進めていた事項であり、本観点からは兼務要件を緩和することに需要は少ないものと想定される。中小事業者の負担への配慮という観点では別の施策を検討することが望ましいと考えられる（本年度の検討会では、中小事業者の多い騒音・振動関係について、大気や水質関係と同様に事業者規模に応じた区分分けがあったほうが良いのではとの指摘があった。）。

《特定粉じん関係特定工場及び同資格区分の廃止の影響》

特定粉じん関係特定工場については、現在ではアスベストを含む製品の製造が実質禁止

されていることから、工場区分及び資格区分としても役目を終えているという点で、廃止の検討が進められている。自治体アンケート結果では、特定粉じんの工場区分及び資格区分の廃止の影響について、不明（3件）を除くと影響なしという回答であった（自治体アンケート問6）。

廃止による影響について、一部可能性があるとする、他法令や条例において組織整備法を引用している場合の条ずれ等が考えられる。また、公害防止管理者制度の試験実施という点では、受験者管理システム改修といった試験事務、試験出題範囲の整理（現在は、主に大気概論において、アスベストの特性などの一般知識、ばいじん粉じん特論において、アスベストの測定法などが出題されている。）が必要になると考えられる。

6-6 現行制度において優先して改善すべき事項について

本項では、アンケート結果（表 6-7）をもとに、現行制度における課題の優先順位について整理した。アンケートは、改善すべき事項について上位3つを選択する方式であり、仮に1位を3点、2位に2点、3位に1点を付与し得点を算出すると、企業アンケート、自治体アンケートともに「③国家試験の実施方法・受験機会（試験のデジタル化等）」が1位であり、国家試験の受験機会改善が一番の課題である。2位と3位は、企業と自治体とで結果が入れ替わるが、企業アンケートでは「④資格認定講習の実施方法・受講要件」、「⑥資格取得後のフォローアップの仕組み（再教育等）」、自治体アンケートでは「⑥資格取得後のフォローアップの仕組み（再教育等）」、「④資格認定講習の実施方法・受講要件」となり、制度の改善点に関する課題は、『資格取得方法』と『資格取得後のフォローアップ（再教育）』と見ることができる。

6-1 で整理したように制度の有用性は企業、自治体の双方から評価されている一方、資格者確保が困難であることも一因に選任率が近年は約 80%となっており、どう資格者を育成するか、またその資質をどう維持していくかという点が、本制度における主要な課題と考えられる。

表 6-7 現行制度の課題（優先順位点数付け）

【企業アンケート（Q5-1）結果】	1位	2位	3位	得点※
①特定工場要件（規制対象業種・施設）	65	22	24	263
②選任・届出要件	26	54	22	208
③国家試験の実施方法・受験機会（試験のデジタル化等）	76	54	39	375(1位)
④資格認定講習の実施方法・受講要件	50	56	37	299(2位)
⑤国家試験・資格認定講習の内容	29	31	44	193
⑥資格取得後のフォローアップの仕組み（再教育等）	56	35	43	281(3位)
⑦その他	6	0	1	19

【自治体アンケート（問４）結果】	1 位	2 位	3 位	得点※
①特定工場要件（規制対象業種・施設）	11	2	4	41
②選任・届出要件	8	6	4	40
③国家試験の実施方法・受験機会（試験のデジタル化等）	20	11	5	87(1 位)
④資格認定講習の実施方法・受講要件	6	14	7	53(3 位)
⑤国家試験・資格認定講習の内容	1	4	3	14
⑥資格取得後のフォローアップの仕組み（再教育等）	14	8	9	67(2 位)
⑦その他	3	1	3	14

※1 位：3 点、2 位：2 点、3 位：1 点として集計した場合

6－7 資格取得機会喪失（試験中止）リスクへの対応及び国家試験の CBT 化について

アンケート調査結果及び検討会での議論を整理し、検討会提言として整理の方向性を取りまとめた。資格取得機会に関して、昨今の感染症まん延や激甚災害増加による資格取得機会の喪失リスク及びそもそもの資格取得機会が少ないという2つの課題解決に向けた策として、前年度より国家試験の CBT 化などデジタルソリューション活用を検討してきたが、CBT 化の実現にあたっては解決すべき課題が多くある一方、資格取得機会の喪失リスクは顕在化していることから「資格取得機会喪失（試験中止）リスクへの対応」及び「国家試験の CBT 化」の2つに論点を分けて整理の方向性を取りまとめている。

調査結果

《アンケート調査結果》

企業へのアンケートでは、国家試験 CBT 化の懸念事項について調査した。結果は、試験問題が人によって違うこと、SNS 等のネットによる試験問題漏洩の点で、『難易度の公平性担保』に係る懸念が最も多く半数以上を占めた（61.5%）※。一方想定する主なデメリットとして挙げた『受験料の上昇』についての懸念は、36.1%であったが、出張費と相殺されるとの声もあった（企業アンケート Q6-1）。

※注：アンケートでは、CBT を自宅のパソコンやスマートフォンなどにより受験する WBT (Web-Based Testing) または IBT (Internet-Based Testing) と誤認しているケースも散見された。

《検討会における議論》

上記アンケート調査結果及び補足調査結果（第4章4-3（1））を検討会に供し、議論を行った。検討会では、国家試験の CBT 化の実現には時間がかかるため、CBT 化の議論に加え、代替策として現行方式での複数開催及び試験中止リスクへの制度的担保※の必要性についても検討を行った（表6-8）。

※試験中止リスクへの制度的担保（検討事項） ● 中止時の法規定（免除申請期限の延長等受験者の救済など） ● 再試験への備え（予備セット試験問題の用意、再試験費用（非常時積立金・催事保険等）	
--	--

表 6-8 国家試験における資格取得機会の確保（機会増・中止リスク低減）への方策案

		CBT 化	現行方式複数開催	参考：現行＋試験中止リスクへの制度的担保
資格取得機会増	受験日	◎ 一定期間から任意選択 (1 か月程度) ※複数回実施も可	○ 2 日/年 (10 月＋α 月)	× 改善なし 1 日/年 (10 月)
	受験会場	◎ 47 都道府県に 100 会場程度	× ・改善なし (9 都市開催)	× ・改善なし (9 都市開催)
中止リスクの低減		◎ 期間内の別日別会場へ 振り替え可	○ 年 2 回開催による リスク分散	△ 中止リスクは低減しない が、担保措置は実施
受験者費用負担		○～× 受験者の在住地により大きく変動 (CBT 手数料↑、旅費負担↓)	× 受験料増加（会場運営、問題作成費）	△ リスク担保措置に係る 追加費用は必要
受験者利便性		◎ 長距離移動回避による身体的負荷 軽減、任意のタイミングでの受験	○ 年 2 回開催による機会 増（全 6 回での資格取得が可能）	× 改善なし
課題		デメリット（公平性、受験料上昇） が受容できるか	会場確保、実施時期	資格取得機会の確保という点では改善されない

（関連議論及びご意見）

- 試験中止リスクへの制度的担保については、CBT 化する、しないに関わらず、対応を検討する必要がある。
- CBT 化に総論賛成であるが、受験料上昇試算結果（第 4 章 4-3 (1)）は事業者インパクトがある。上昇幅が大きいと若い従業員（スキルアップ目的）は受けなくなる。一方で現行方式での複数開催もそれなりの受験料上昇が想定され難しい。
- オンライン技術の活用については、時代の流れとして避けられず、CBT 化は引き続き検討することが望ましい。国によるプラットフォーム提供の可能性や試験機関による受験料上昇幅を低減する努力も必要。
- 公平性にかかる課題については、ある程度許容できる（現行制度でも年度ごとに出題内容が変わっており、同じ基準において合否判定はできていないため。また、漏洩リスク

についても、受験者の記憶に基づく流布は防げないものの、試験教室へのスマートフォンなど記録機器の持ち込みを厳しく管理することで対応可能。）

整理の方向性（検討会による提言）

「資格取得機会喪失（試験中止）リスクへの対応」及び「国家試験の CBT 化等」について、検討会における提言として以下の結論を得た。

（資格取得機会喪失（試験中止）リスクへの対応）

- 今後、感染症まん延や激甚災害により国家試験が実施できない場合、法律により、毎年少なくとも 1 回の試験を実施することなどが定められている※¹ ため、試験の運用等※² で対応を検討する必要。
- リスクが顕在化していることから、試験中止リスクに備えた試験事務等の対応を進める。

※1 関連条文

（国家試験） 法第八条 公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験（以下「国家試験」という。）は、大気汚染、水質汚濁、騒音又は振動の防止に関して必要な知識及び技能について行なう。 2 国家試験は、毎年少なくとも一回、経済産業大臣及び環境大臣が行なう。
（罰則） 法第十六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の規定に違反した者 ※ 公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者、各代理者の選任規定
（国家試験科目の免除） 施行規則第十五条の二 経済産業大臣及び環境大臣は、国家試験の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した国家試験の行われた年の初めから三年以内にその合格した国家試験と同一の区分に係る国家試験を受ける場合は、その者の申請により、その合格した科目を免除する。

※2 試験事務（運用）

再試験への備え：試験が中止となった際に、受験者が大きな不利益なく再受験できるよう、予備日程の確保、本試験と同水準での予備試験問題の用意、また関連費用の担保（非常時積立金制度や催事中止保険への加入等）

（国家試験の CBT 化等）

- 国家試験の CBT 化の実現にあたっては、課題が多く慎重な検討が必要。
（認定講習の e-ラーニング化については、産業環境管理協会において本年度試行実施中）
- 受験者の利便性も向上することから、デジタルソリューション（国家試験の CBT 化、資格認定講習の e-ラーニング普及促進）についても引き続き検討する。

第7章 おわりに

本年度調査では、公害防止管理者制度の意義（必要性）について改めて確認を行った。施行後 50 年を経た今日においても、企業（事業者）及び地方自治体の両者から確かな有用性が認められることから、本検討会にて、制度を維持すべきとの提言をとりまとめた。

参考情報として、前年度調査における制度の課題及び改善点等について、検討状況を整理した（表 7-1）。

企業や地方自治体からも制度自体の有用性が高く評価されている中であり、今後より活用される制度とするため、引き続き諸般の課題解決に向けた検討を進めることが必要である。

表 7-1 前年度調査で整理した課題等に対する進捗状況

論点	整理された課題等(前年度調査)	本年度調査における進捗
1.必置制度の有用性の確認	・制度の有用性は事業者からも評価されており、本制度を維持する。(有用性を向上させるための見直し検討を推進。)	・必置制度、国家資格制度ともに当面維持することを提言 (事業者及び地方自治体からも制度の有用性が確認された。)
2.必置制度の要件等の評価	・必置制度の要件は事業者から妥当と評価する声が多いものの、主に以下の観点で見直しが必要。 (1)中小事業者の負担への配慮 中小企業で従業員が 2,3 人のような場合、正、副(代理者)共に選任することは困難。 【検討の方向性】代理者制度の意義を鑑み、その機能が損なわれることがないという前提のもと、中小企業への負担軽減 策から、兼務要件の緩和等を検討。 (2)特定粉じんの資格について 平成 18 年 8 月の石綿障害予防規則改正により、石綿及び石綿を 0.1wt%を超えて含有する製剤その他の物の製造、輸入、譲渡、提供又は使用禁止(事実上、石綿の全面禁止)となっている。 【検討の方向性】実態として特定粉じん公害防止管理者の選任が必要な工場は現存しておらず、特定粉じんの工場・資格区分について、廃止の方向で検討。 (3)特定工場の対象業種(製造業、電気・ガス・熱供給業) 製造業等 4 業種としているが、見直しの必要はないか。4 業種に限らず、災害や事故時の対応は重要。 【検討の方向性】事業者アンケートにおいては現行制度の維持を求める声が多いことから、早急に再検討する必要性はないものの、制度適用が必要と考えられる業種について、地方自治体等に聞き取りを検討。	・検討会では未議論。アンケート結果の整理としては下記の通り。 (1)関係 ・兼務要件の緩和については、企業アンケートの結果としては、緩和の必要ないとの意見が多かった。 (2)関係 ・自治体アンケートにおいては、不明を除くと影響なしとの結果であった。
3.資格制度(試験／認定講習)の評価	・資格制度の有用性は事業者からも評価されているものの、人材の流動性を高め、必要人材を確保するため主に以下の点について見直しが必要。 (1)認定講習の受講資格要件について 受講資格要件として求める実務経験年数が最長 10 年又は 12 年と長く、受講者が限定される。 【検討の方向性】公害防止管理者には、課長クラスの選任を想定し制度設計をされており、資格認定講習の受講	以下を提言。 (1)関係 ・大学卒業者に課している実務経験 3 年は維持し、短大・専門学校卒以下については一定の短縮が妥当。 ・講習運営については、そのレベルを下げず厳格な実施を確認

	資格（実務経験年数）はこれに対応している。一方で、講習では修了試験において、受講者の技術的適正を判断しており、実務経験年数を下げることにより、最終的な資格者の質が低下する懸念は少ないことから、実務経験年数等の受講資格については緩和の方向で検討。 (2)試験の難易度、試験内容について 国家試験、認定講習ともに、範囲が広範で難易度が高い、かつ内容が実務に即していない面がある。 【検討の方向性】環境規制の強化等により、公害防止管理者に求められる役割は高まっており、学習範囲が多岐に渡っているのは必然。一方で、試験内容と実務の乖離については、科目ごとに精査を行う。資格認定講習は、中小企業などへの資格取得支援策として創設されたものであるが、国家試験と同等の資格として扱っていることから、難易度に差を設けるべきではなく、資格取得者の充足には別の施策での対応を検討。	・資質担保の措置（追加講習や修了試験の充実等）についても、緩和の幅とともに引き続き検討。 (2)関係 下記2点、引き続き検討が必要。 ・制度のカバー範囲（環境問題の多様化への対応）の最適化 ・資格の技術レベル・内容（難しい・試験内容が実務に直結しないという指摘に対し）の最適化
4.資格取得機会の確保	・「実施回数が不足している」または「実施回数を増やし時期も工夫してほしい」の回答が約半数以上あり、現状の実施状況においても、取得機会の不足が指摘。 【検討の方向性】加えて、昨今の感染症問題や激甚災害の増加により、特定の会場へ集合しての、同一日一斉試験方式については、有事の際の中止等のリスクが高まっていることを鑑み、資格取得機会の安定確保かつ受験者の利便性向上に向け、国家試験において CBT 化や認定講習における e-ラーニング化を進めるなど、デジタルソリューションの活用を検討。	以下を提言。 ・感染症のまん延や激甚災害の増加により、リスクが顕在化していることから、試験中止リスクに備えた試験事務等の対応を進める。 ・受験者の利便性も向上することから、デジタルソリューション（国家試験の CBT 化、資格認定講習の e-ラーニング普及促進）についても引き続き検討。
5.有資格者の数と質の確保	・人材の質と数を確保するため主に以下の点について見直しが必要。 (1)再教育(資格取得後のフォローアップ) 事業者には熟練者が不足している課題もあり、有資格者の再教育を自主的に行える事業者は少数である。 【検討の方向性】環境法規制の知識については、法改正等により内容が変わるため、定期的なフォローアップが必要。地方自治体の取組やリフレッシュ研修を活用しつつ、資格取得者の資質を担保する仕組みの構築を検討する。 (2)公害防止に係る専門人材の不足 公害対策技術について近年では研究者等が減少し、試験問題作成に係る試験員や講習講師が高齢化、人材の世代交代が進んでいない。 【検討の方向性】制度を安定的に運営するためには、資格試験に係る運営体制の持続性についても検討が必要。当面はシニア活用による人材確保、中長期的には後継人材の育成と、次世代の専門人材に引き継げる教材（テキスト、講習スライド資料、動画講習素材など）の充実が必要。 (3)未選任率 一部の工場区分で未選任率が高い実態がある。 【検討の方向性】自治体の指導だけでなく、資格取得機会、試験範囲や難易度など、複合的な要因の結果。地方自治体に指導強化を要請するとともに、これまでに挙げた個別課題の改善策を講じ、選任率の向上を目指す。	提言には至らなかったが、(1)について、仕組み(制度)の方向性が整理された。 《再教育に係る方向性》 研修内容：環境法規の改正動向、事例紹介 実施方法：オンライン形式（実地開催を否定するものではないが、実施効率の点から） ※自治体負担軽減から特定の機関での集約実施が望ましい。 （集約実施の課題：地方条例への対応方法） 仕組み：②定期講習（選任者対象）、③選任時講習 《今後の議論のポイント》 ・法的義務とするか（運用での実施とするか） ・費用負担の考え方

(添付資料)

添付資料 1 報告書の要約版

添付資料 2 アンケート調査協力依頼状（企業／自治体宛て）

添付資料 3 アンケート調査票（企業／自治体向け）

添付資料 4 アンケート結果（自由記述部（原文まま））

(産業構造審議会産業環境対策小委員会での報告資料案)

公害防止管理者制度の 今後の在り方

～令和 3 年度公害防止管理者制度の今後の在り方調査検討会～

1. 背景

1. 平成17年制度（政省令）改正

○規制改革推進 3 か年計画（平成 1 4 年 3 月閣議決定）等に基づく、国家資格制度の包括的な見直しにおいて、規制緩和や制度改革を実施

必置制度：公害防止管理者の兼任要件追加、主任管理者の選任要件見直し

資格制度：国家試験科目別合格制の導入、講習受講資格緩和、試験科目見直し

2. 平成19年 公害防止に関する環境管理の在り方報告書

○一部事業者において公害防止管理に係る不適正事案が発生したことを受け、事業者向けに公害管理に係る行動指針（ガイドライン）を作成。

○①公害防止に係る先進事例等の情報発信、②法施行状況の確認・把握、③再教育制度の検討・実施を提言（国及び地方自治体の取組として）

3. 平成27年度 公害防止管理の在り方調査（前回調査）

○事業者の公害防止管理に係る現状や課題を調査。制度を含む公害防止管理の在り方を検討。

○公害防止管理者制度は、意義の重要性に鑑み、現状制度を維持することを提言



令和 2 年度～ 公害防止管理の今後の在り方に関する調査（今回調査：2 か年目）

○前回調査から5年が経過し、事業者の現状と制度を含む公害防止管理の在り方を再検討。

○自然災害や新型コロナウイルス感染症による受験機会喪失リスクへの対応方策の検討。

1. 背景

前年度調査における提言（検討の方向性）

- 公害防止管理者制度については、その重要性に変わりはなく、現状制度の維持が適当。
- 実態に即したものとなるよう、兼任要件の緩和、特定粉じん資格の廃止を検討。
- 必要人材の確保のため、実務経験年数の緩和、実務に即した試験問題の精査を検討。
- 昨今の災害や新型コロナウイルス感染症による資格取得機会喪失リスクの回避、必要人材の確保のため、国家試験のCBT化や認定講習のeラーニング化といったデジタルソリューションの活用を検討。
- 地方自治体の取組やリフレッシュ研修を活用しつつ、資格取得者の資質を担保する仕組みの構築を検討。
- これらの取組を通じ、選任率の向上につなげる。

2

2. 今年度の事業概要

- 特定事業者等（約600社）及び地方自治体（都道府県、指定都市、政令市）に対し、アンケートを実施。
- 有識者、自治体、業界団体からなる検討会を設置し、検討（今年度計3回開催）。

令和3年度公害防止管理者制度の今後の在り方調査 検討会委員

（○：委員長）（五十音順、敬称略）

	氏 名	所 属	役 職
有識者	○新井 充	東京大学	名誉教授
	辰巳 憲司	国立研究開発法人産業技術総合研究所環境創生研究部門	客員研究員
	柳 憲一郎	明治大学法学部	名誉教授
自治体	秋山 幸俊	新潟県県民生活・環境部環境対策課	副参事
	金子 都	埼玉県環境部水環境課	主査
業界団体	磯部 隆	一般社団法人日本砕石協会	専務理事
	四家 豊彦	一般社団法人日本化学工業協会環境安全部	部長
	中村 知道	一般社団法人日本鉄鋼連盟 環境保全委員会	委員
	貫井 洋一郎	一般社団法人東京都金属プレス工業会	専務理事
	藤川 周二	電気事業連合会立地電源環境部	副部長
	細川 浩之	一般社団法人日本セメント協会 生産・環境部門	リーダー

調査請負先：一般社団法人産業環境管理協会

3. 主な論点（報告事項）

- 前年度調査の整理を踏まえつつ、調査を実施。
- 今年度調査においては下記事項について、一定の結論を得た。

【論点】

- 1. 必置制度の有用性の確認
 - 1-1 必置制度の意義（廃止した場合の影響）
 - 1-2 国家資格である必要性（民間資格とした場合の影響）
- 2. 制度の改善点
 - 2-1 資格認定講習の受講資格要件緩和
 - 2-2 資格取得機会の確保
 - ※感染症まん延や激甚災害増加による資格取得機会の喪失リスクへの備えとして

4

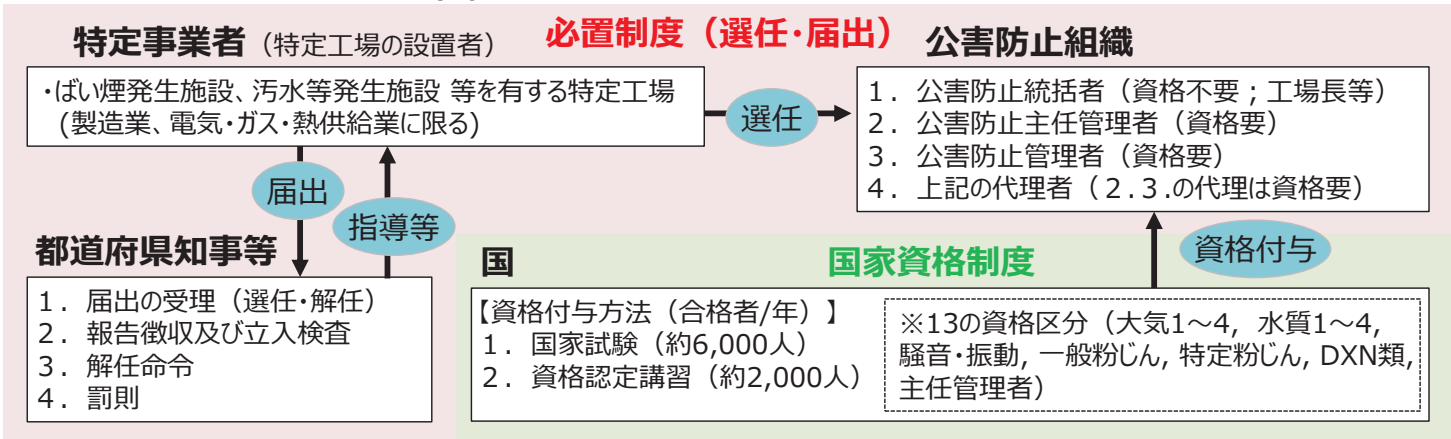
4. 【論点1】必置制度の有用性等

- 前年度調査においても必置制度の有用性を確認しているが、今後、諸般の制度改革を実施するにあたり、制度を維持する必要があるのかという点を改めて確認。
- 本制度の二大要素である「**必置制度**」と「**国家資格制度**」について、制度のメリット・デメリットを検証し、廃止した場合の影響について調査・検討。

【公害防止管理者制度】

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（S47）」に基づき、大気汚染防止法等の各種公害規制法の規制施設が設置されている工場に対し、公害防止管理者等の必置制度による公害防止組織の整備と国家資格制度による技術知識の担保により、産業公害を防止することを目的とした制度

《参考：公害防止管理者制度の仕組み》



4. 【論点1】必置制度の有用性等

《1-1：必置制度の意義（廃止した場合の影響）》

- プラス・マイナス両側面を考慮し、必置制度を存続する意義について検討

【プラス側面：制度の意義（廃止した場合の影響）】

1. 事業者の公害防止管理体制の整備（責任の明確化）：
 - 経営者（統括者）の責任意識・関与を維持（現場への押し付け回避）
 - 現場管理者（公害防止管理者）の責任・権限を明確化
 - 事業規模を問わず自主的な管理を維持（管理体制レベルの二極化防止）
 - 個別規制法（大気汚染防止法等）における規制を補完する観点から、面的な管理体制を維持
2. 事業者の公害防止意識の醸成（規律の維持）：
 - 従業員（社内）の意識向上。環境コンプライアンスの維持
 - 環境管理部門の権限維持（操業＜環境管理）
3. 地方自治体等における環境行政に及ぼす影響（対外窓口の明確化等）：
 - 地方自治体における公害防止行政における事業者の体制把握やコミュニケーション機会の確保（個別規制法（大気汚染防止法等）には、統括者、管理者の選任・届出規定はない）

【マイナス側面：制度（規制）の弊害】

1. EMS（ISO14001等）による管理で良い（2つの仕組みがあり混乱が生じる）。
2. 法律で公害防止管理者の業務を決められることで業務効率が下がる。
（現場の管理体制と合致しない（環境管理業務はアウトソーシングしている。排出・処理現場と環境管理部門が別。））
3. 事業者の主体的な取組を阻害していないか。
4. 必置制度により公害防止にリソースを配分せざるを得なくなっているが、現在は地球温暖化防止対策にリソースをより配分すべきではないか。
5. 届出等による負荷（事業者・地方自治体双方）

6

4. 【論点1】必置制度の有用性等

《1-2：国家資格である必要性（民間資格とした場合の影響）》

- プラス・マイナス両側面を考慮し、国家資格制度を存続する意義について検討

【プラス側面：制度の意義（民間資格とした場合の影響）】

1. 事業者（従業員）の技能・知識の向上 ※公害防止管理者制度の概要（経済産業省HP）より
 - 公害防止に係る知見を有した人材確保（教育素材の提供により人材育成の負荷軽減）
 - 学ぶ機会の確保により、公害防止意識の低下防止
2. 国レベルでの技術水準維持（ナショナル・ミニマム） ※公害防止管理者制度検討会（平成16年）による整理
 - 専門人材（研究者・技術者）、教材の確保により、日本の公害防止技術の衰退防止
 - 基準を示すことで、意識の高い事業者と低い事業者とで管理レベルの二極化を防止
 - 共通知識により、事業者、自治体、その他ステークホルダー間でのコミュニケーションの円滑化
3. 客観的に環境担当者の資質を担保 ※昨年度の事業者アンケートでの回答として
 - 国家資格であることで第三者（対行政等）への信頼性を担保
4. 受験料等を安価に抑えることで受験者の負担軽減（非営利事業）

【マイナス側面：制度（規制）の弊害】

1. 資格取得負荷に対して、効果が薄い（過剰な負荷）
（試験内容が実務から乖離している点が多い。オートメーション化、管理外注等により日常管理において専門知識は要しない）
2. 排出管理が環境行政の原則であり、そのノウハウは事業者任せにすべき（国家資格として処理技術を教える必要はない）
3. 資格取得のハードルが高く、人材育成に繋がらない

7

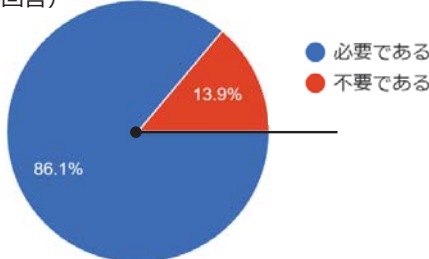
4. 【論点1】必置制度の有用性等

【アンケート結果（必置制度の意義）】

- **事業者、自治体ともに高い評価**であった（事業者：制度は必要86.1%、自治体：メリットがある95.6%）。
- 評価の理由として事業者では、法律による公害防止責任や業務の明確化（81%、72%）、自治体においては、事故拡大のリスク低減（55.4%）、対外窓口が明確化（50.8%）が主であった。
- 制度を不要と回答したなかでは、EMSなど他の仕組みで運用できるとの回答が主（8割）であった。

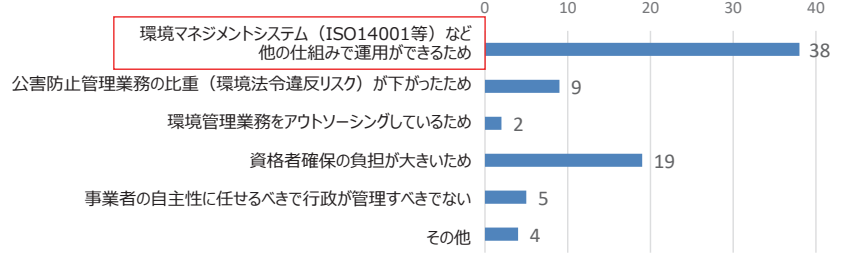
【事業者アンケート】

Q1-1 選任制度（特定工場への必置）は必要であるか。（324件の回答）



- 《必要な理由（個別コメントの一部）》
- ・ 環境対策・対外アピールの観点からも重要である。
 - ・ 知識・経験不足者の選任による環境事故や問題放置の防止に繋がる。
 - ・ ISO14001では内部監査が大変重要で、内部監査員ならびに環境管理責任者等の環境管理に関する知識と技量の向上が必要である。
 - ・ 公害施設を改造・改修する時など、取引先と対等に議論（会話）ができる。
 - ・ **選任義務により「公害防止には社会的責任があり、法で管理された明確な基準がある」企業の重役・責任者が理解する要因の一つ**となる。
 - ・ 管理者がいることで多少でも法的な責務を全うする為、違法行為への抑止力となる。

Q1-3. 「不要である」理由（複数回答可）。45 件の回答



- 《不要とする理由（個別コメントの一部）》
- ・ 資格試験の内容は幅広く、実際の設備の管理業務に関わる部分が少なく、資格がなくても管理業務を遂行できる。
 - ・ 資格取得を実務実態に即した内容に改善してほしい。受験による資格は不要。講習会での資格付与レベルでよいと思う。
 - ・ 休暇の取り方の変化や、人材不足の状況で、新たに有資格者を育てていく環境を整えるのが難しくなっている。

【自治体アンケート】

Q1-1 選任制度（特定工場への必置）はメリットがあるか。（68 件の回答）

メリットあり	95.6%（65件）	メリットない	4.4%（3件）
--------	------------	--------	----------

メリットなしの理由(要約)：個別規制法で対応できる / 対象工場のほとんどがISOを取得している / 資格制度による意識・技術の向上には意義あるが、必置・届出でなく自主管理を促すべき

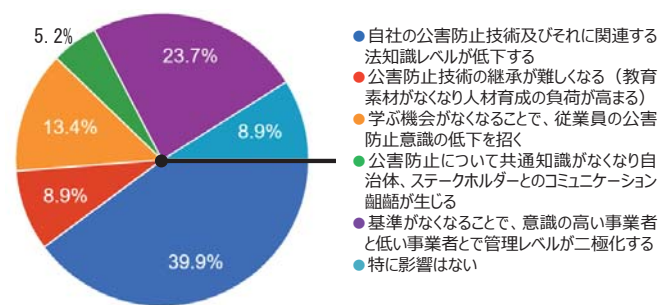
4. 【論点1】必置制度の有用性等

【アンケート結果（国家資格である必要性（民間資格とした場合の影響））】

- 国家資格制度を廃止した場合の影響としては、事業者、自治体ともに**公害防止技術・法知識の低下**を懸念するとの声が最も多かった。
- 次いで、事業者では『管理レベルの二極化』、自治体においては、『学ぶ機会がなくなることによる事業者意識の低下』であり、ともに**意識の変化を危惧**する声であった。
- 民間資格とした場合においても5割弱の事業者が受験させると回答しており、**教育機会として高いニーズ**がある。一方で、**指標性（知識レベルの統一、公平性）、社内での重要性認識や優先順位低下**（予算確保等にも影響）から国家資格でないと価値がないとの指摘があった。

【事業者アンケート】

Q2-1. 国家資格制度を廃止した場合に考えられる影響について（321 件の回答）※回答の理由については、次ページに掲載

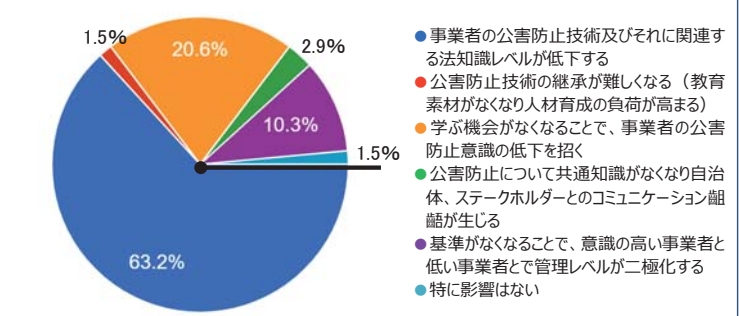


Q2-2. 本試験・講習制度を、法律に基づかない民間資格とした場合でも、本資格について環境業務等を担当する従業員に取得させるか（321 件の回答）

	件数	割合
取得する（させる）	156	48.6%
取得しない（させない）	47	14.6%
わからない	118	36.8%

【自治体アンケート】

問2. 公害防止管理者国家資格制度（国家試験・資格認定講習）を廃止した場合の影響（危惧する点）について（68 件の回答）



- 《取得しない理由（一部）》
- ・ 十分な教育と知識レベル統一のためにも、外部専門機関による試験・講習制度は必要と考える。
 - ・ 国家資格、義務とならないなら予算を組みづらい。
 - ・ 公害防止の観点において法律に基づかない制度が想像できない。
 - ・ 国家資格と民間資格では重さが違う。公平性、透明性に不安。

4. 【論点1】必置制度の有用性等

【アンケート結果（国家資格である必要性（民間資格とした場合の影響））】

国家資格制度を廃止した場合に考えられる影響について（その理由）※事業者アンケートQ2-1より（一部要約）

	内 容
●知識レベルの低下	➢ 現国家資格制度の内容は過剰に詳しい。しかし、全体を俯瞰して考えることができるようになるにはやはり知識が必要。この制度がある意味足かせとなり現状が保たれている。 ➢ 知識が無いと特定施設の届出漏れや施設維持管理上の法的要求事項の遵守ができなくなる可能性がある。 ➢ 公害防止管理者が担当施設についてISO14001の遵守評価をしており、国家資格がなくなると遵守評価者のスキルが下がる。
●人材育成の負荷が高まる	➢ 資格者を置かなければならないことで、後継者に資格取得の教育を継続的に行える。不要と整理された場合、有資格者は育成しづらくなることは容易に想像がつく。知識取得の動機付けが弱くなる。 ➢ 公的資格であることで従業員の学習意識につながる。結果的に従業員の力量向上（自信にも）につながる。 ➢ 管理者の知識水準・技術水準の検証が出来なくなる。 ➢ 公害防止だけではなく他の環境業務と兼任のため、講習もなくなると知識を持った者がいなくなり、工場運営や法遵守に影響。
●公害防止意識の低下を招く	➢ 公害防止管理体制の確立以外にも、資格の受講により、従業員が実務では学べない範囲の知識を得ることができる利点があり、試験を受講すること自体に対して、企業はメリットがある。 ➢ 法定責任者以外に関連業務に携わる者の自己啓発としても資格取得を活用。従業員の公害防止意識の維持・向上に寄与。 ➢ 目指すものがなくなり、公害防止の意識低下につながる恐れ。 ➢ 国家資格制度を維持することにより、身分を保証するとともに、選任された場合のモチベーションの維持にも必要である。 ➢ 資格取得により責任感が生まれる。
●ステークホルダーとのコミュニケーション齟齬	➢ ステークホルダーに一定程度の知見があることを証するには、国家資格名称の存在は意義がある。 ➢ 公害施設を改造・改修する時など、メーカー（取引先）と対等に議論（会話）ができる。 ➢ 環境対策・対外アピールの観点からも重要である。
●管理レベルの二極化	➢ 現状でも、行政指導等が発生している中で、制度を廃止すると、事業者によっては、財務的或いは人的な面から、公害防止管理が疎かになる可能性があり、国全体での公害防止という本来の目的を果たせなくなる。 ➢ この程度の試験をパス出来るだけの基礎知識を持っている事業者と持たない事業者では、明確に管理レベルの違いがある。
●特に影響はない	➢ 資格取得の意義は認めるが、ペーパードライバー的な者が多く、必ずしも公害防止に役立てられているとは言えない現状がある。 ➢ 法要件は当然に満たす必要はあるが、従業員教育により担保できると考えられるため ➢ 公害防止管理者の資格試験の内容に対して、実際に設備の管理業務で使用する知識がかなり少ない為。

10

4. 【論点1】必置制度の有用性等

【環境マネジメントシステム（EMS）と公害防止管理者制度】

- EMSと公害防止管理者制度の大きな違いは、**パフォーマンスレベルと力量の決定方法**。
- **目標やパフォーマンスレベル：EMSは事業者自らがレベル設定を行い自己改善ツールとしての特性が強い**のに対し、**公害防止管理者制度では規制遵守を根拠に最低限の管理体制を法定**している。
- **組織に求められる力量：EMSでは組織自らが決定するが、公害防止管理者制度においては、資格制度により国が担保（ナショナルミニマム）。**
⇒**ISO14001の取得企業においても、力量担保の根拠や教育に公害防止管理者制度を活用しているとの回答あり（事業者アンケート）。**
- EMS（ISO14001）は、仕組みが正しく運用されているかを判断するツールであり、EMS構築だけをもって公害防止が担保されるものではない。

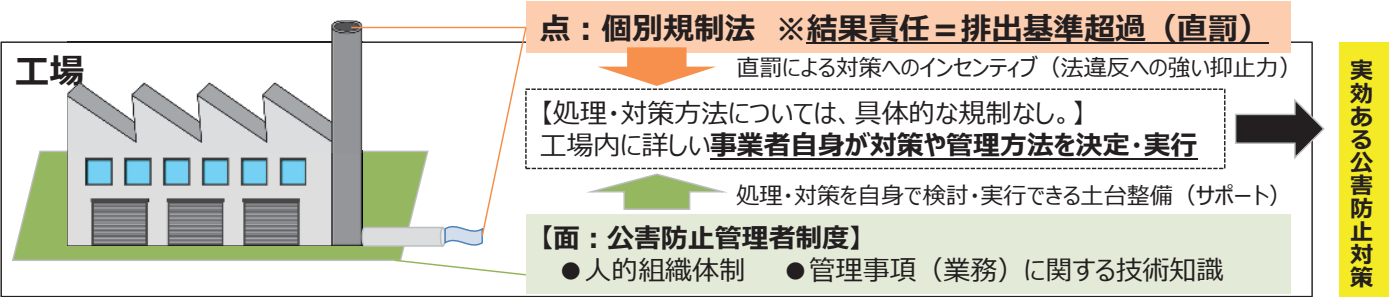
	EMS（環境マネジメントシステムISO14001）	公害防止管理者制度
概要	✓ 民間規格（国際標準ISO）《任意取得》 ✓ 認証機関による認証（認証取得・更新に審査料を支払）、自己宣言も可（平成8年発行）	✓ 法制度《義務》 ✓ 地方自治体による監督（選任・届出）（昭和47年制定）
パフォーマンスレベル	✓ 環境目的・目標、環境パフォーマンスのレベルなどの具体的内容は組織が自ら定める	✓ 工場の公害防止に必要な 最低限のパフォーマンスレベル（個別規制法の規制遵守）、それを維持する管理体制を法定
力量担保	✓ 環境パフォーマンスの達成に必要な人材の力量は規定しておらず、組織が自ら決定 ✓ それを教育等により担保することを定めている	✓ 力量（技術水準）を担保するため、国家資格制度を導入し、有資格者を公害防止管理者にあてることを規定
特性	✓ 自己改善ツール（PDCAによる継続的な改善）	✓ ナショナルミニマム（国レベルでの底上げ）

11

4. 【論点 1】必置制度の有用性等

【各種公害規制と公害防止管理者制度】

- 大気汚染防止法をはじめ公害規制は、原則、基準値による排出管理（一部除く）。工場内でどのように処理や対策を進めるかは各事業者の自主性による。
- 公害防止管理者制度は、個別法における排出規制に加え、特定工場における公害防止に対する組織としての履行体制（統括者・管理者等選任）及び技術的要件（国家資格）を定めている。
- 排出規制による点の管理（結果責任）に加え、事業者の最低限の履行体制（土台）を面としてサポートすることで、事業者の自主管理推進を図る。



	公害規制法（個別規制法）	公害防止管理者管理者制度
仕組み	✓ 原則、排出基準値による規制（直罰）	✓ 公害防止組織の整備
規制対象	工場及び事業場 ✓ ばい煙発生施設（大防法）、特定施設（水濁法）等	✓ 特定事業者/特定工場（左記施設のうち一定規模以上のものを保有する工場） ✓ 事業場（飲食店、ホテルなど）は含まない
罰則	✓ 行為者（公害防止管理者等） ✓ 両罰規定（会社ぐるみの場合、行為者に加えて、法人にも罰金刑を課す）	✓ 体制整備を目的としており、特定事業者（経営者）に対する罰則。公害防止管理者等に関する処分はない。
その他	※公害防止管理者による業務上の過失による法違反は個別規制で処分	✓ 公害防止管理者の指示に従う義務を規定（第9条第2項）⇒環境部門の権限担保

12

4. 【論点 1】必置制度の有用性等

【整理の方向性（提言）】

- 必置制度については、以下の観点から、制度を維持することが望ましい。
 1. 過去の議論（平成17年、19年、27年、令和2年）においても、時代に応じた事業環境の変化はあったものの、本制度の必要性は引き続き確認されてきた。
 2. アンケート結果により、制度のユーザーである特定工場、自治体のいずれも9割程度が重要と認識している。理由として、
 - 事業者においては法律による公害防止責任や業務の明確化
 - 自治体においては事故拡大のリスク低減や対外窓口の明確化といった意見が挙げられた。一方、反対意見の大半は、EMSがあるため必置制度は不要とのことであったが、EMSは事業者自らがレベル設定を行い自己改善ツールとしての特性が強いのにに対し、公害防止管理者制度では規制遵守を根拠に最低限の管理体制を法定している。
 3. 公害規制は、原則、基準値による排出管理（一部除く）。公害規制に基づく、排出規制は点の管理（結果責任）であり、工場内でどのように処理や対策を実施するかなどの工場内での履行体制については定めていない。こうしたことから、本制度により、排出管理に加え、事業者の最低限の履行体制（土台）を面としてサポートすることで、事業者の自主管理推進が図られ相互補完関係がある。
- 資格制度は、国家資格であることにより、指標性(知識レベルの統一、公平性)に加え、受験者の学習意欲向上（知識取得の動機付け）、選任者の責任感・権限の創出に寄与しており、国家資格を維持することが望ましい。（民間資格化は、客観性という不安に加え、事業者において公害防止の重要性認識・優先順位の低下を招く懸念がある。）
- 制度維持を当面の方針としつつ、変化していく事業環境に応じて、今後の展望についても引き続き検討が必要。

【今後の展望】

 - 制度のカバー範囲（環境問題の多様化への対応）の最適化
 - 資格の技術レベル・内容（難しい・試験内容が実務に直結しないという指摘に対し）の最適化

13

5. 【論点2】制度の改善点

➤2-1 資格認定講習の受講資格要件緩和

昨年度事業での提言：資格認定講習の受講資格要件（実務経験年数）が、最長10年又は12年と長く、受講者が限定される。

【検討の方向性】

公害防止管理者制度は、課長クラスの選任を想定し設計をされており、資格認定講習の受講資格（実務経験年数）はこれに対応している。一方で、講習における修了試験によって、受講者の技術的適正を判断しているため、実務経験年数を下げることにより、最終的な資格者の質が低下する懸念は少ないことから、実務経験年数等の受講資格については緩和の方向で検討。

緩和による懸念事項、緩和する場合の案を整理

➤2-2 資格取得機会の確保

昨年度調査での提言：資格取得機会の確保

試験実施回数について：「実施回数が不足している」または「実施回数を増やし時期も工夫してほしい」の回答が約半数以上あり、現状の実施状況においても、取得機会の不足が指摘。（昨年度調査の事業者アンケートにおいて）

昨今の感染症のまん延や激甚災害増加への備え：特定の会場における同一日一斉試験方式については、有事の際の中止等のリスクが高まっていることを鑑み、資格取得機会の安定確保かつ受験者の利便性向上に向け、国家試験においてCBT化や認定講習におけるeラーニング化を進めるなど、デジタルソリューションの活用を検討。

以下の整理検討を実施

1. 感染症まん延や激甚災害への対応（リスクへの備え）
2. CBTに対応した試験制度（CBT化の課題への対応案）

14

5. 【論点2】制度の改善点

➤2-1 資格認定講習の受講資格要件緩和

- 本講習制度については、国家試験の補完制度として、人材育成に一定の困難性を有する中小企業等に対し、「門戸を広く構え教育的に運営しつつ、かつ必要な質を保つ」という前回改正（平成16年）時の方針も踏まえ、「学歴及び実務経験資格」の更なる緩和を検討。

【参考：資格認定講習概要】

目的：国家試験を補完するための制度（省令で規定）。修了者には、国家試験と同等の資格を付与。（中小企業等への支援（資格者確保）の一環）

内容：講習の課程は、国家試験の受験科目と同様。一定時間の講義聴講（14～35時間）とその結果について簡易なテスト（修了試験1～2時間）を実施し可否を判定。

（講習科目・時間、講師要件等は省令で規定）

例）大気関係第2種講習科目 24時間

講義：公害総論（3時間）、大気概論（4時間）、大気特論（5時間）

ばいじん・粉じん特論（7時間）、大気有害物質特論（5時間）

修了試験：筆記テスト（2時間）

受講条件：「技術資格」又は「学歴※1+実務経験※2資格」が必要

*薬学、工学、化学に限る

※1 学歴は、①大学卒*、②短大・専門学校卒*、③高校卒、④その他（中学校卒等）の4区分

※2 組織整備法で定める対象施設及びその処理に係る施設の維持管理業務の年数（3年～12年）

実施機関：平成17年度より、登録制（現在3機関が実施）

- ・（一社）産業環境管理協会（全区分）、（一社）東京都金属プレス工業会（騒音・振動関係）、
- ・（一社）日本砕石協会（一般粉じん関係）

※施行当初から平成初期にかけては、国（関係6省*の予算措置により）の直轄実施及び指定機関による実施

※財務省、厚生省、農林水産省、通産省、運輸省、環境省

15

5. 【論点2】制度の改善点

➤2-1 資格認定講習の受講資格要件緩和（提言）

- 大学卒業者に課している実務経験3年は維持（実務や社会経験を積む年数として必要）し、一方、**短大・専門学校卒以下については一定の短縮が妥当。**
- 門戸を広げることによる修了者の資質の低下を防ぐため、講習運営については、そのレベルを下げず厳格に実施することとし、**資質担保の措置（追加講習や修了試験の充実等）**についても、緩和の幅とともに引き続き検討する。

【**現行の受講資格要件**】 ※緑網掛部が緩和対象

学歴区分	実務経験必要年数	
	大気・水質2,4種、騒音・振動、特定粉じん、一般粉じん、グライコシ類	大気・水質3種,主任
大学卒（専攻：薬学、工学、化学）	3年（維持）	5年
短大・専門学校卒（専攻：薬学、工学、化学）	5年	7年
高校卒	7年	9年
その他（中学校卒等）	10年	12年

【**緩和による懸念事項（自治体アンケート結果より一部抜粋）**】

- ・実務経験が不足すると、講習会の理解度が低下する恐れがあることから、**実務経験の少ない者は講習日程を追加**することや、**試験問題で一定の理解度を求める等**、知識の低下に繋がらないように検討いただきたい。
- ・**緩和により取得した資格は、中小事業者のみの適用とされたい。**
- ・基礎知識の不足から誤認が生じないか。まず、**基礎研修のようなものがあれば受講者も安心できる。**
- ・試験を毎年受けているが合格できず、未選任状態という工場等が散見されることから、受講資格要件を緩和することは望ましい。ただし、**工場の公害防止活動の実効性向上は公害防止管理者にかかっている。よって安易に緩和すればよいものではない。**どの程度まで緩和するかは慎重に検討いただきたい。
- ・受講資格の緩和を行うことに対して懸念はないが、緩和後に修了試験を合格した者の公害防止管理者としての**能力水準が低下しないよう、必要に応じて講習内容や修了試験内容の見直し等**を行ってほしい。

16

5. 【論点2】制度の改善点

➤2-2 資格取得機会の確保

- 資格取得機会が少ないこと、昨今の感染症まん延や激甚災害増加による資格取得機会の喪失リスク回避のため、**試験事務の運用見直しやデジタルソリューション（CBT※化、認定講習のeラーニング化といった）の活用を検討。** ※CBT=Computer Based Testing

【**現行試験制度の課題（デジタルソリューション検討の背景）**】

- 現行方式は、同一日一斉試験（10月第1日曜）、9都市（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇）での実施（マークシートによる筆記試験）。
 - ⇒ 開催日・会場両要件において、**資格取得機会が限られる**
 - ⇒ 特定の会場における同一日一斉試験方式は、**有事における中止リスクが高まっている**

【**国家試験のデジタル（CBT）化の目的**】

- ①**受験機会の増加：**
 - ・**開催日：**1か月程度の期間で、受験者が自由に日時を選択。※年複数回の実施も可能
 - ・**会場：**全国80～120か所程度から、受験者の近地での受験が可能
 - ②**試験中止リスクの軽減：**
 - ・感染症・天災等により特定日・特定会場で中止となっても、期間内の別日、別会場に振り替え可。
- ー**主なデメリット（課題）**ー
- ①**公平性の低下：**ランダムに出題されるため、同一基準での合否判定不可。インターネット上での問題漏洩リスク。
 - ②**受験料の上昇：**同一日一斉試験ではなくなるため複数の問題セットが必要となるため、試験問題作成経費やCBTテスト運用に係る経費の増加により、受験料の上昇が想定
 - ※**本調査による試算で最大で14,000円程度上昇**（現行8,200円、8,700円）

17

5. 【論点2】制度の改善点

➤2-2 資格取得機会の確保（提言）

- 今後、感染症まん延や激甚災害により国家試験が実施できない場合、法律により、毎年少なくとも1回の試験を実施することなどが定められているため、試験の運用等に対応を検討する必要。

【関連条文】

（国家試験）

法第八条 公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験（以下「国家試験」という。）は、大気の汚染、水質の汚濁、騒音又は振動の防止に関して必要な知識及び技能について行なう。

2 国家試験は、毎年少なくとも一回、経済産業大臣及び環境大臣が行なう。

（罰則）

法第十六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第六条第一項の規定に違反した者

※ 公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者、各代理者の選任規定

（国家試験科目の免除）

施行規則第十五条の二 経済産業大臣及び環境大臣は、国家試験の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した国家試験の行われた年の初めから三年以内にその合格した国家試験と同一の区分に係る国家試験を受ける場合は、その者の申請により、その合格した科目を免除する。

【試験事務】

再試験への備え：試験が中止となった際に、受験者が大きな不利益なく再受験できるよう、予備日程の確保、本試験と同水準での予備試験問題の用意、また関連費用の担保（非常時積立金制度や催事中止保険への加入等）

- 国家試験のCBT化の実現にあたっては、課題が多く慎重な検討が必要。
（認定講習のeラーニング化については、産業環境管理協会において本年度試行実施中）

18

6. 今年度調査結果

【検討会提言】

【制度の意義】

- 公害防止管理者の必置制度については、事業者における公害防止責任や業務の明確化に加え、自治体における事故拡大のリスク低減や対外窓口の明確化といったメリットが多く、これらを超越するデメリットは存在しないことから、現在の事業環境においても、必要な仕組みでありこれを当面維持することが望ましい。
- 資格制度については、指標性に加え、受験者の学習意欲向上（知識取得の動機付け）、選任者の責任感・権限の創出に寄与しており、国家資格を維持することが望ましい。

【資格認定講習の受講資格要件緩和】

- 受講資格要件（学歴及び実務経験資格）については、大学卒業者の実務経験年数（3年）を除き、一定の緩和を実施することが望ましい。緩和幅に応じた資質の担保措置の必要性を含めた緩和条件については、引き続き検討が必要。

【資格取得機会喪失（試験中止）リスクへの対応】

- 新型コロナウイルス感染症や激甚災害の増加により、リスクが顕在化していることから、試験中止リスクに備えた試験事務等の対応を進める。
- 受験者の利便性も向上することから、デジタルソリューション（国家試験のCBT化、資格認定講習のeラーニング普及促進）についても引き続き検討する。

19

参考資料

- 参考資料1：資格認定講習の直近見直し（平成17年政省令改正による）
参考資料2：アンケート調査結果 実務経験短縮への賛否及び懸念事項等
参考資料3：他の環境関係の類似国家資格における講習制度

20

参考資料 1

資格認定講習の直近見直し（平成17年改正による）（1）

規制改革推進3か年計画（平成14年3月閣議決定）において、規制緩和、行政改革の観点から必置制度、国家資格制度について見直しの必要性が指摘を受け、公害防止管理者制度検討会（平成16年3月報告書）において、必置制度、国家試験制度の改革とともに認定講習の見直しが検討。
平成16年12月政令改正、平成17年3月省令改正。

【基本的な考え方】

国家試験を補完し、人材育成が一定の困難性の在する中小企業も含め必要な人材を確保するため、資格認定講習については、門戸を広く構え教育的に運営しつつ、かつ必要な質を保つという観点から検討することが必要である。（後略）

【受講資格について】

（前略）実際の実務の実態からすると、ことから、基本的に学歴によらず適切に実務経験を積むことにより、相当程度の知識・技能を有していると考えられるは学歴に応じた適切な実務経験を条件として、学歴に限定を設けず受講資格を与えることが適当である。（後略）

【講習内容等について】

受講資格の間口を広げることによる講習修了者の質の低下を防ぐため、講習内容や知識習熟度の確認の仕方等について、受講資格の拡大に合わせた講習の実施の適正化を行うことが必要である。

資格認定講習の直近見直し（平成17年改正による）（2）

【資格認定講習に係る見直し項目】

- 受講に必要な技術資格の追加（略）
- 受講に必要な学歴及び実務経験資格の要件緩和（規則第11条関係）**
 - 学歴（高校卒業以上）による制限を撤廃。一定の実務経験があれば受講可能とした。
 - 大学卒業者が卒業後、実務経験3年（5年）を積む年次を基準として**、他の学歴要件はそれと横並びになるように設定。

【学歴及び実務経験による受講資格要件】

A区分：大気・水質2,4種、騒音・振動、特定粉じん、一般粉じん、ダイオキシン類

	各学校在籍期間と実務経験									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大学※	高校			大学				実務経験3年		
短大※				短大		実務経験5年				
高校				実務経験7年						
その他				追加：実務経験10年						

B区分：大気・水質3種、主任

	各学校在籍期間と実務経験											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
大学※	高校			大学				実務経験5年				
短大※				短大		実務経験7年						
高校				実務経験10年→9年								
その他	追加：実務経験12年											

※薬学、工学、化学の専攻に限る 22

資格認定講習の直近見直し（平成17年改正による）（3）

【資格認定講習に係る見直し項目】

3. 講習科目・時間・修了試験時間の見直し

- 講習科目の見直し
 - ・「公害総論」の追加。「測定技術」科目を廃し、各科目内に振り分け。
 - ・「大規模大気（水質）特論」の独立
- 講義時間の調整：上記科目見直し等による講義時間の調整
- 修了試験時間の変更：一律60分から、一般粉じんを基準に講義時間に応じた時間数に変更

【区分ごとの講義時間及び修了試験時間（旧制度と現行制度の比較）】

区分	講義時間（hr）		修了試験	
	旧	現行	旧	現行
大気1種	41	31	60分	120分
大気2種	23	24		90分
大気3種	34	26		120分
大気4種	19	19		60分
水質1種	41	31		120分
水質2種	23	24		90分
水質3種	34	26		120分
水質4種	19	19		60分
騒音・振動	38	29		120分
特定粉じん	17	14		60分
一般粉じん	14	13		60分
ダイオキシン類	23	24		60分
主任管理者	41	35		150分

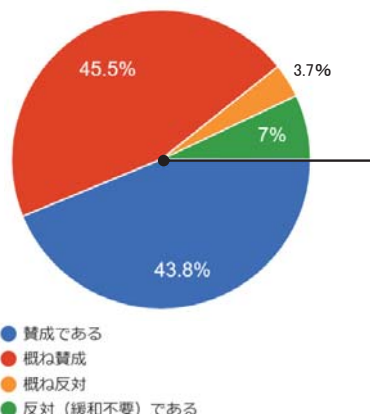
※赤：減少、緑：増加

アンケート調査結果 実務経験短縮への賛否及び懸念事項等（1）

- 実務経験年数を短縮することについては、**9割近くが賛成**（概ね賛成含む）であった。
- 自治体からは、**緩和する分について質を担保する取組が必要**との指摘あり。

【事業者アンケート結果】

Q8-1 資格認定講習における実務経験年数の緩和すること（年数を短くする）について。※個別コメントについては、次ページに掲載



【自治体アンケート結果問7；緩和による懸念事項（抜粋）】

- ・実務経験が不足すると、講習会の理解度が低下する恐れがあることから、**実務経験の少ない者は講習日程を追加することや、試験問題で一定の理解度を求める等**、知識の低下に繋がらないように検討いただきたい。
- ・緩和する分、講習はその分の知識・技能を十分に補う内容とする必要がある。
- ・**緩和により取得した資格は、中小事業者のみの適用とされたい。**
- ・基礎知識の不足から誤認が生じないか。まず、**基礎研修のようなものがあれば受講者も安心できる。**
- ・試験を毎年受けているが合格できず、未選任状態という工場等が散見されることから、受講資格要件を緩和することは望ましい。ただし、学歴及び実務試験資格の緩和は資格取得機会を増やすという観点では効果が見込めるが、資格取得が容易になることによる公害防止管理者の質の低下が懸念される。公害防止管理者は高度に専門技術的内容にわたる業務を行うため、**工場の公害防止活動の実効性向上は公害防止管理者にかかっている。よって安易に緩和すればよいものではない。**どの程度まで緩和するかは慎重に検討いただきたい。
- ・受講資格の緩和を行うことに対して懸念はないが、緩和後に修了試験を合格した者の公害防止管理者としての能力水準が低下しないよう、必要に応じて講習内容や修了試験内容の見直し等を行ってほしい。

24

アンケート調査結果 実務経験短縮への賛否及び懸念事項等（2）

※事業者アンケート個別コメント（同種の意見については、一つに集約）

【賛成意見】

- ・資格保有者の確保のため。前提となる知識はもちろん必要ですが、短くても実務経験がある方が試験だけ合格するより公害防止に精通している。
- ・**職制変更があり、長い間同じ職種を続けていないから**。現行教育制度の高度化/専門化を勘案して概ね賛成。
- ・人材育成の円滑化の為。有資格者の確保がしやすくなると考える。
- ・**早い段階で知識を習得させ、作業の意味を深く理解させたい**
- ・資格取得機会の増加につながり、資格取得意識の向上等につながると考えるため。
- ・経験が多少浅くても、公害防止管理者資格取得を機会に、より管理が充実する可能性がある。
- ・資格取得がゴールではなく、むしろ取得後にも定期的にフォローアップ研修等を行い、知識レベルを維持する事の方が重要と考える為。

【反対意見】

・**現行の制度で問題が生じていないため**

・**資質の低下を招く**

- ・ある程度の年数を経過し、社内での地位がないと公害防止の指示が困難なため
- ・受験によって得た資格であれば、当人の知識が公正に判断されたものとして、認定講習は受験なしに資格を与えるものであるから、一定の資格要件は設けるべきと考える。

【学歴による区分について】

- ・実務経験は学歴によらず一律でよい。学歴区分に関わらず経験年数を統一して実務経験重視とする方がよい気がする。
- ・修了試験で理解度を確実にチェックできれば、経験年数は一律同じでも問題ないと考えます。
- ・大卒が3年は妥当。それ以外は最長でも5年で十分。
- ・高校卒とその他に対しては、年数の差異は必要ないのではないかと考える。専門分野を専攻して学んでいるわけではない為、基本的な公害等に対する知識量に明確な差異があるとは思えない。ここを分けることは区別ではなく、差別のようにすら捉えられる。

【実務経験について】

- ・実務の長さが適正を担保するものではない。実務経験年数と公害防止管理能力は、比例しないと考える。
- ・受験者の意思や責任が最重要であり、外面的な「実務経験」は評価に値しないと思います。
- ・昨今、一つの会社に対して勤続年数10年以下というのが珍しくない転職の多い時代である。そんな中で実務経験が10年以上等と設定するとそもそも条件を満たせる人員がかなり限られており、現実的ではない。
- ・資格を取ってから実務を経験すればよいだけのこと。

25

アンケート調査結果 実務経験短縮への賛否及び懸念事項等（３）

- A区分については、専門性（専攻）を求める**大学卒・短大卒については3年程度**の実務経験、高校卒、その他については、5年程度の実務経験で十分との指摘が多かった。
- B区分は、**大学卒については3年程度**の実務経験、**短大卒では5年、高校卒では7年、その他で10年程度**の実務経験で十分であるとの意見が主流（いずれも現行制度で求めている実務経験より2年の短縮）。

【事業者アンケート結果】Q8-2 何年程度の実務経験を積み、資格を取得するのに十分な習熟度に達すると思いますか？

【A区分】大気（水質）第2・4種、騒音・振動、粉じん（一般・特定）、ダイオキシン類

	1年以上	2年以上	3年以上	5年以上	7年以上	10年以上	現行のまま
大学卒/現行3年	45	63	82 (143)	9	0	1	61
短大卒/現行5年	19	31	128	37 (85)	0	1	48
高校卒/現行7年	12	13	76	112	13 (54)	1	41
その他/現行10年	11	9	51	71	53	17 (62)	45

【B区分】大気第3種、水質第3種、主任管理者

B区分：	1年以上	2年以上	3年以上	5年以上	7年以上	10年以上	現行のまま
大学卒/現行5年	29	29	111	37 (87)	2	2	50
短大卒/現行7年	17	21	67	97	18 (58)	1	40
高校卒/現行9年	12	12	52	73	71 (109)	5	38
その他/現行12年	11	8	39	58	45	54 (99)	45

※カッコ内の数値は現行のままで良いとの回答を加算した場合、オレンジの網掛けは現行制度で求める実務経験年数

26

参考資料 3

他の環境関係の類似国家資格における講習制度（１）

● エネルギー管理士

資格概要	省エネ法※に基づき、「第一種エネルギー管理指定工場等」の製造業など5業種について、選任が義務がある管理者資格 ※エネルギーの使用の合理化等に関する法律
資格取得方法	①エネルギー管理士試験に合格する（国家試験） ②エネルギー 管理研修を修了 する
講習受講資格	3年以上 のエネルギー管理の実務経験があり知識、素養を有すること。 ※エネルギー管理研修は、3年以上の十分なエネルギー管理の実務経験を備え、実務経験で培われたエネルギー管理者として求められる 相応の知識、技術的素養を「既にある程度保持された方」 を対象とした国家資格の認定制度。この研修は、講義及び修了試験により行われる。
講習概要	講習：6日間（33時間20分（熱分野、電気分野）） 修了試験： 1日間（4科目：360分） ※下表参照
講習運営団体	（一財）省エネルギーセンター

	1時限目 9:30～10:50 (80分)	2時限目 11:20～12:50 (90分)	3時限目 13:50～15:40 (110分)	4時限目 16:10～17:30 (80分)
試験科目	I エネルギー総合管理 及び法規	IV 熱利用設備 及びその管理	II 熱と流体の流れ の基礎	III 燃料と燃焼
課目内容 ()内は問数	- エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び命令(1) - エネルギー総合管理 - エネルギー概論(1) - エネルギー管理技術の基礎(1)	- 計測及び制御(2) - 熱利用設備 - ボイラ、蒸気輸送・貯蔵装置、蒸気原動機・内燃機関、ガスタービン(2) - 熱交換器・熱回収装置(1) - 冷凍・空気調和設備(1) - 工業炉、熱設備材料(1) - 蒸留・蒸発・濃縮装置、乾燥装置、乾留・ガス化装置(1)	- 熱力学の基礎(2) - 流体工学の基礎(1) - 伝熱工学の基礎(1)	- 燃料及び燃焼管理(2) - 燃焼計算(1)

注 ※印は選択問題であり、4問題の中から1問題を選択し、解答します。
ただし、講義はすべて受けなければなりません。

27

他の環境関係の類似国家資格における講習制度（２）

●浄化槽管理士

資格概要	浄化槽法において、浄化槽の保守点検業務に従事する者の資格として定められた「浄化槽管理士」の制度。																							
資格取得方法	①国家試験 ②講習																							
講習受講資格	<u>学歴、実務経験等の資格要件なし</u>																							
講習概要	1. 講習時間：80時間(13日間) 2. 講習科目：右表 3. 考査（試験）時間：2時間	<table><thead><tr><th>教科目</th><th>時間数</th><th>教科目</th><th>時間数</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) 浄化槽概論</td><td>8時間</td><td>(5) 浄化槽の点検、調整及び修理</td><td>30時間</td></tr><tr><td>(2) 浄化槽行政</td><td>4時間</td><td>(6) 水質管理</td><td>10時間</td></tr><tr><td>(3) 浄化槽の構造及び機能</td><td>22時間</td><td>(7) 浄化槽の清掃概論</td><td>2時間</td></tr><tr><td>(4) 浄化槽工事概論</td><td>4時間</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	教科目	時間数	教科目	時間数	(1) 浄化槽概論	8時間	(5) 浄化槽の点検、調整及び修理	30時間	(2) 浄化槽行政	4時間	(6) 水質管理	10時間	(3) 浄化槽の構造及び機能	22時間	(7) 浄化槽の清掃概論	2時間	(4) 浄化槽工事概論	4時間				
教科目	時間数	教科目	時間数																					
(1) 浄化槽概論	8時間	(5) 浄化槽の点検、調整及び修理	30時間																					
(2) 浄化槽行政	4時間	(6) 水質管理	10時間																					
(3) 浄化槽の構造及び機能	22時間	(7) 浄化槽の清掃概論	2時間																					
(4) 浄化槽工事概論	4時間																							
講習運営団体	公益財団法人日本環境整備教育センター																							

- 両資格とも、本制度より受講資格要件は緩いものの、修了試験時間が充実（エネルギー管理士：360分）または、講習自体（浄化槽管理士：講習80時間）が充実している。

参考：大気1種公害防止管理者の講習・修了試験時間(施行規則別表4より)

区分	講義科目	講義	修了試験	参考：国家試験の試験時間
大気関係第一種	一 公害総論	3時間	計31時間 2時間(120分)	4時間15分(255分)
	二 大気概論	4時間		
	三 大気特論	5時間		
	四 ばいじん・粉じん特論	7時間		
	五 大気有害物質特論	5時間		
	六 大規模大気特論	7時間		

《企業アンケート》

発送先情報

環境管理部門 ご担当者様

経済産業省「公害防止管理者制度」に係るアンケート在中

令和 3 年 12 月 3 日

一般社団法人産業環境管理協会
会長 富澤 龍一経済産業省「令和 3 年度 公害防止管理者制度の今後の在り方に関する調査」
に係る事業者アンケートへのご協力をお願い

拝啓 時下益々ご清祥のことお慶び申し上げます。

日頃から弊協会の活動に対してご指導ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、弊協会では本年度、経済産業省より「令和 3 年度 公害防止管理者制度の今後の在り方に関する調査」を受託し、この業務の一環として、表題のアンケートを実施することとなりました。

公害防止管理者制度については、制度導入後半世紀が過ぎたところであり、本業務においては、事業者の皆様の実状を踏まえ、必置制度や資格制度のあり方について再点検を行っております。

また昨今、大規模自然災害、新型コロナウイルス感染症問題などの外部要因によって試験中止等による資格取得機会喪失のリスクが生じており、これを回避できるような資格制度等を模索する必要があります。

このような情勢の中、本アンケートを通じ、事業者の皆様における公害防止管理の実態を把握するとともに、現在の公害防止管理者制度の必置制度や資格制度についてのご意見をお伺いしたく存じます。頂いたご回答は、本業務内の検討会において、公害防止管理者制度の今後の在り方について議論するための基礎情報として活用させていただきます。

本アンケートは、組織整備法の特定工場を有すると思われる約 600 社の皆様に発出しております。ご回答いただいた内容につきましては、守秘義務を厳守し、適正に管理をいたします。社名、回答者名、個票の内容につきましては、検討会や報告書に記載されることはございません。

年末年始を迎え、お忙しいところ誠にお手数ですが、何卒本調査の主旨をご賢察の上、本アンケートにご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

【アンケートの記入・提出方法】

専用 Web サイト：<https://www.e-jemai.jp/R03chousaE.html>記入・提出方法： 上記 Web サイトにアクセスいただき、オンラインにてご回答ください。
(Google Forms によるオンライン入力)

※オンラインでのご回答が難しい場合は、上記サイトに Word の回答様式をご用意しております。ダウンロード、ご記入の上、メール添付にて送信ください。【提出先：kenshu@jemai.or.jp】

ご提出期限：令和 4 年 1 月 12 日（水）

調査事務局（連絡先・アンケート提出先）

(一社) 産業環境管理協会 人材育成・出版センター

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル 7 階

TEL：03-5209-7703 FAX：03-5209-7717 E-Mail：kenshu@jemai.or.jp

担当者：遠藤、柏木、程田（ほとだ）

調査事業名：令和 3 年度公害防止管理者制度の今後の在り方に関する調査事業（経済産業省 産業技術環境局 環境管理推進室）

《自治体アンケート》

発送先情報

公害防止管理者制度ご担当者様

経済産業省「公害防止管理者制度」に係るアンケート調査在中

令和 3 年 12 月 3 日

一般社団法人産業環境管理協会
会長 富澤 龍一

経済産業省「令和 3 年度 公害防止管理者制度の今後の在り方に関する調査」
に係るアンケートへのご協力をお願い

拝啓 時下益々ご清祥のことお慶び申し上げます。

日頃から公害防止管理者等国家試験ほか弊協会の活動に対してご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、弊協会では本年度、経済産業省より「令和 3 年度 公害防止管理者制度の今後の在り方に関する調査」を受託し、この業務の一環として、表題のアンケートを実施することとなりました。

公害防止管理者制度については、制度導入後半世紀が過ぎたところであり、本件業務においては、事業者の公害防止管理を取り巻く現状を踏まえ、必置制度や資格制度のあり方について再点検を行っております。

本アンケートを通じ、環境行政における本制度の意義や役割等についてご意見頂戴するとともに、現在の公害防止管理者制度の必置制度や資格制度の改善点についてご意見をお伺いしたく存じます。

頂いたご回答は、本業務内の検討会において、公害防止管理者制度の今後の在り方について議論するための基礎情報として活用させていただきます。

年末年始を迎え、お忙しいところ誠にお手数ですが、何卒本調査の主旨をご賢察の上、本アンケートにご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

【アンケートの記入・提出方法】

専用 Web サイト：<https://www.e-jemai.jp/R03chousaL.html>

記入・提出方法： 上記 Web サイトにアクセスいただき、オンラインにてご回答ください。

(Google Forms によるオンライン入力)

※オンラインでのご回答が難しい場合は、上記サイトに Word の回答様式をご用意しております。ダウンロード、ご記入の上、メール添付にて送信ください。【提出先：kenshu@jemai.or.jp】

ご提出期限：令和 4 年 1 月 12 日（水）

調査事務局（連絡先・アンケート提出先）

（一社）産業環境管理協会 人材育成・出版センター

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル 7 階

TEL：03-5209-7703 FAX：03-5209-7717 E-Mail：kenshu@jemai.or.jp

担当者：遠藤、柏木、程田（ほとだ）

事業名：令和 3 年度公害防止管理者制度の今後の在り方に係る調査事業（経済産業省 産業技術環境局 環境管理推進室）

事業者アンケート(Word 様式/電子メール添付提出用)

令和 3 年度公害防止管理者制度の今後の在り方に係る調査業務

公害防止管理者制度の 今後の在り方に関するアンケート調査

●この調査は、経済産業省（産業技術環境局環境管理推進室）が、公害防止管理者制度※の今後の在り方を検討するために実施するものです。

*特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）（以下、「組織整備法」といいます）

●本調査では、公害防止管理者を選任されている事業者の皆様（大企業 100、中小企業 500 社程度）から、現行制度における課題点や改善点などの声を集めることを目的としています。

●ご回答内容につきましては、法人名・個人名が伴う形で公開されることありません。

【ご提出にあたってのお願い】

●本アンケートは [Google フォームによるオンライン方式](https://www.e-jemai.jp/R03chousaE.html) により実施致します。

下記 URL よりアンケートへのリンクを開き、ご記入後、送信ボタンを押してご提出お願いいたします。

※本アンケート専用 URL: <https://www.e-jemai.jp/R03chousaE.html>

●上記サイトには、アンケート回答の操作方法・記入方法をご案内しております。

●提出期限: **令和 4 年 1 月 12 日(水)**

●必須回答の設問が5問、任意回答の設問が3問です。(所要時間の目安は 20 分程度)

※オンラインでのご回答が難しい場合、上記アンケートサイトに、[Microsoft Word\(ワード\)形式のアンケート書式もご用意](#)しております。ご記入後、電子メール添付にてご提出お願いします。

【ご記入担当者情報】

※お手数ですが必ずご記入お願いします。選択式のものはチェック（☑）ください

事業者名	ここをクリックしてテキストを入力してください。	
規模	☐ 大企業 ☐ 中小企業(常時使用従業員数 300 名以下、資本金 3 億円以下いずれかに該当)	
属性	☐ 本社(管理部門) ☐ 工場(本社工場含む)	
特定工場種別	☐ 特定工場である(又は特定工場を保有している)。当てはまる区分すべて選択 ☐ 大気 ☐ 水質 ☐ 騒音/振動 ☐ 粉じん ☐ ダイオキシン類 ☐ 特定工場ではない(又は特定工場を保有していない)。	
部署	お役職	入力欄 入力欄
連絡担当者	ここをクリックしてテキストを入力してください。様	
連絡先	TEL: 入力欄	FAX: 入力欄
E-mail	ここをクリックしてテキストを入力してください。	

※ご記入いただきました個人情報に関しましては、個人情報保護方針に基づき、適切に管理いたします。 個人情報保護方針: <https://www.jemai.or.jp/global/privacy/index.html>

本アンケートについてご不明な点・ご質問等がございましたら下記までご連絡下さい。

(調査事務局) 一般社団法人産業環境管理協会

担当者: 遠藤/柏木/程田(ホトダ)(人材育成・出版センター)

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル

TEL 03-5209-7703 FAX 03-5209-7717 E-mail kenshu@jemai.or.jp

1. 公害防止管理者制度の意義について

【調査主旨】

公害防止管理者制度について、経済産業省が行った直近の調査¹においても、7割以上の事業者において有用性（役に立っている）が評価されたところです。一方で、役に立っていないと回答する事業者も一定数おり、制度の意義について、事業者の皆様のご意見を直近調査と別の観点から再確認し、今後の制度の在り方について検討していきたいと考えています。

問1 公害防止管理者を必置としない（必置制度を廃止する）場合の影響について、当てはまるものにチェック（☑）を入れてください。（**必須回答※**）
※必須回答となっている設問については、お手数ですが必ずご回答の記入をお願いします。

Q1-1 選任制度（特定工場への必置）は必要だと思いますか。
☐ 必要である ☐ 不要である
Q1-2 Q1-1 で「必要である」と回答した理由で当てはまるものすべてにチェックを入れてください。（複数回答可）
☐ 公害防止管理責任が明確になる ☐ 工場内の規律（環境遵法意識）が維持される ☐ 対外窓口の明確化 ☐ 法律により工場全体の公害防止管理体制が明確化され、必要最低限の業務が明確になる ☐ 公害防止統括者（工場長や経営者）が関わることで設備投資や対策が進む ☐ 緊急時（事故や災害時）に速やかに対応できる ☐ その他（ここをクリックしてテキストを入力してください。）
【その他の理由・補足事項など】 Q1-2 の回答に当てはまらない場合、または補足事項があればお書きください（自由記述）。 ここをクリックしてテキストを入力してください。
Q1-3 Q1-1 で「不要である」と回答した理由で当てはまるものすべてにチェックを入れてください。
☐ 環境マネジメントシステム（ISO14001 等）など他の仕組みで運用ができるため ☐ 公害防止管理業務の比重（環境法令違反リスク）が下がったため ☐ 環境管理業務をアウトソーシングしているため ☐ 資格者確保の負担が大きいため ☐ 事業者の自主性に任せるべきで行政が管理すべきでない ☐ その他（ここをクリックしてテキストを入力してください。）
【その他の理由・補足事項など】 Q1-3 の回答に当てはまらない場合、または補足事項があればお書きください（自由記述）。 ここをクリックしてテキストを入力してください。

¹ 経済産業省：令和2年度公害防止管理者制度の今後の在り方に係る調査報告書（令和3年3月）
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/kougaiboushi/r2_houkokusyo.pdf

問2 公害防止管理者資格については、国家試験及び資格認定講習において資格付与を行っていますが、本国家資格制度を廃止した場合の影響等について、お答えください（必須回答）。

Q2-1 国家資格制度を廃止した場合に考えられる影響について、最も当てはまる項目にチェックを入れてください。 ☐ 自社の公害防止技術及びそれに関連する法知識レベルが低下する ☐ 公害防止技術の継承が難しくなる（教育素材がなくなり人材育成の負荷が高まる） ☐ 学ぶ機会がなくなること、従業員の公害防止意識の低下を招く ☐ 公害防止について共通知識がなくなり自治体、ステークホルダーとのコミュニケーション齟齬が生じる ☐ 基準がなくなること、意識の高い事業者と低い事業者とで管理レベルが二極化する ☐ 特に影響はない ※その理由について（自由記述）
Q2-2 本試験・講習制度を、法律に基づかない民間資格とした場合でも、本資格について環境業務等を担当する従業員に取得させますか。当てはまるもの1つにチェックを入れ、その理由についてご記載ください。 ☐ 取得する ☐ 取得しない ☐ わからない ※その理由について（自由記述）
Q2-3 貴社において、公害防止管理者の国家資格を取得する社員に対する補助やインセンティブはありますか？当てはまるものにチェックを入れてください。（複数回答可） ☐ 国家試験受験料の費用負担 ☐ 資格認定講習受講料の費用負担 ☐ 教材購入・勉強会等参加時の費用負担 ☐ 社内研修の開催による学習支援 ☐ オンラインでの教材提供（e-ラーニング） ☐ 資格取得時の一時金の支給 ☐ 資格取得後の資格手当支給 ☐ 昇格基準等への反映 ☐ その他（ここをクリックしてテキストを入力してください。）

2. 事業者の公害防止管理状況（実態）について

【調査主旨】

近年では、従来の公害防止管理に加え、温暖化対策、有害化学物質・廃棄物管理等の新たな環境管理業務に対応するため、事業者における環境管理業務が変化し、多岐に渡っています。2015 年の ISO14001 の改定、2020 年、政府による「カーボンニュートラル 2050」の目標提示など、新たな動きも活発になっています。

その一方で、平成 19 年の「公害防止ガイドライン²」及び平成 22 年の大防法、水濁法の罰則強化のように、環境コンプライアンスの確保も求められています。近年の新たな環境管理業務が、従来の公害防止管理業務に与えている影響について、伺います。

問3 貴社における日頃の業務を通じて、近年（概ね平成 19 年以降）の新たな環境管理業務（温暖化対策等）が、従来の公害防止管理（典型公害対策）に与えている影響について、ご記入ください（**必須回答**）。

当てはまるものにチェックを入れ、その理由についてご記載ください。

Q3-1 公害防止管理業務への意識	☐ 変わらない ☐ 高くなっている ☐ 低下している ☐ その他（ここをクリックしてテキストを入力してください。） ※その理由について（自由記述）
Q3-2 公害防止管理業務に携わる人員数	☐ 変わらない ☐ 増えている ☐ 減っている ☐ その他（ここをクリックしてテキストを入力してください。） ※その理由について（自由記述）
Q3-3 公害防止施設（設備投資）の状況	☐ 万全である ☐ 十分である ☐ やや不十分なところがある ☐ 不十分である ☐ その他（ここをクリックしてテキストを入力してください。） ※その理由について（自由記述）
Q3-4 公害防止管理者の公害防止管理業務に係る業務量 （個人単位での推計が難しければ、公害防止管理を管轄する部署全体の業務割合としてでも結構です。）	☐ 変わらない ☐ 相対的*に増加 ☐ 相対的*に減少（温暖化対策等の新たな業務の比重が増えたため） ☐ 相対的*に減少（典型公害対策の効率化が進んだため） ☐ その他（ここをクリックしてテキストを入力してください。） *公害防止管理業務とその他業務（環境に限らず）との比率として ※その理由について（自由記述）

²公害防止ガイドライン（「公害防止に関する環境管理の在り方」に関する報告書：平成 19 年 3 月 15 日、環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会）<https://www.env.go.jp/press/files/jp/9311.pdf>

3. 資格取得後の資質を維持するしくみについて

問4 公害防止管理者の有資格者の資質の維持のために研修等の仕組みについて、当
てはまるものにチェックを入れてください（必須回答）。

Q4-1 公害防止管理者資格を取得後に、知識の更新、アップデートのために、研修・講習会を受講していますか？利用しているものにチェックを入れてください。（複数回答可）	
☐ （一社）産業環境管理協会が開催する公害防止管理者等リフレッシュ研修 ☐ 自治体が開催する研修 →（自治体名：テキスト入力欄） ☐ 業界団体・民間事業者等が開催する研修 →（主催者名：テキスト入力欄） ☐ 自社で実施 ☐ 特段受講していない	
Q4-2 公害防止管理者等のリフレッシュ研修（再教育）において、その内容として、必要と思われる項目は何ですか？次のうち、聴講したい内容として、優先度の高いものにチェックを入れてください。（複数回答可）	
☐ 環境関連法の改正内容に関する紹介 ☐ 最新の環境装置、環境管理技術に関する動向紹介 ☐ 優良な環境管理・公害防止管理の事例紹介 ☐ 不適切事案の要因、再発防止策についての事例紹介 ☐ その他（Q4-3にご希望の研修内容をお書きください）	
Q4-3 研修内容等について補足事項がありましたらご記載ください（自由記述）。	
ここをクリックしてテキストを入力してください。 	

4. 現行制度において優先して改善すべきと考える点

問5 貴社において、公害防止管理者制度について改善して欲しいと思う事項は何ですか？アンケートの中で優先順位が高いと思われる事項、または、本アンケートの設問に無い事項でも結構です（項目が複数ある場合は、上位3つまで優先順位を付けていただけますと幸いです）（必須回答）。

優先順位 (1~3)	事項
入力欄	特定工場要件（規制対象業種・施設）
入力欄	選任・届出要件
入力欄	国家試験の実施方法・受験機会（試験のデジタル化等）
入力欄	資格認定講習の実施方法・受講要件
入力欄	国家試験・資格認定講習の内容
入力欄	資格取得後のフォローアップの仕組み（再教育等）
入力欄	その他(ここをクリックしてテキストを入力してください。)
その理由等（自由記述欄）	
ここをクリックしてテキストを入力してください。 	

(以下、任意回答の設問になります。)

5. 公害防止管理者等国家試験のデジタル化について

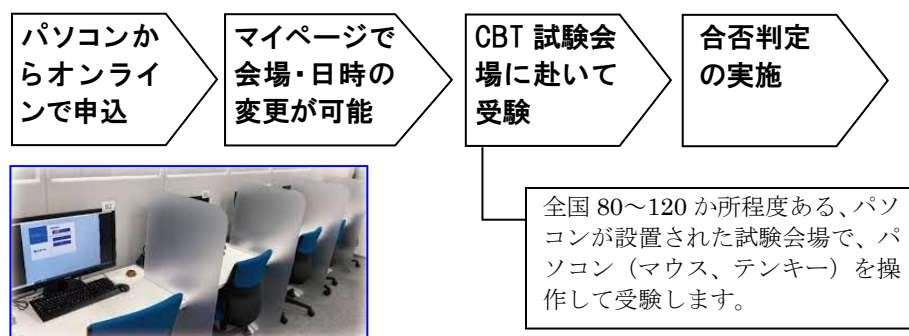
【調査主旨】

公害防止管理者等国家試験は、現行では「筆記試験によること」、「年に1回以上実施すること」が法令で定められていますが、受験者の利便性を高め、国家試験中止リスクを回避するための1つの方法として、国家試験のデジタル化（CBT試験の導入）が考えられますが、昨年の調査において、以下のことが明らかになりました。

- ・ 公害防止管理者等国家試験の試験時間が比較的長いこと
- ・ それにより CBT 化を図った場合に、受験料の値上げになる可能性が高いこと

今後さらに様々な課題を詳細に検討し、デジタル化の実現性を判断するための一助として、事業者の皆様のご懸念点などについて伺います。

参考：CBT 試験（Computer Based Test）のイメージ



想定する主なメリット：

①受験機会の増加

- ・ 1 か月程度の期間を設け、自由に日時を選択して受験できる。（現在は、同一日一斉試験）
- ・ 全国 80～120 か所程度から、受験者の近地での受験が可能になる。（現在は、原則9都市（札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、高松市、福岡市、那覇市）での開催）

②試験中止リスクの軽減

- ・ 期間内の別日、別会場に振り替えできるため、天災等により特定日・特定会場において、万一中止となっても延期措置が容易。

想定する主なデメリット：

①公平性の低下

- ・ 受験者ごとにランダムに問題が出題されるため、同一基準での合否判定が難しい

②受験料の上昇

- ・ 同一日一斉試験ではなくなるため複数の問題セットを用意する必要があり、試験問題作成経費や CBT テスト運用に係る経費の増加により、受験料の上昇が想定

問6 公害防止管理者等国家試験をデジタル（CBT）化した場合に、想定される課題や懸念点、疑問点について教えてください。

Q6-1 CBT 化の懸念点について、当てはまるものにチェックを入れてください（複数回答可）。

- ☐ カンニングなどの不正行為防止対策
- ☐ パソコン等の操作に不慣れな者への対応
- ☐ 身体障害者が受験する場合のサポート
- ☐ 難易度の公平性担保（受験者ごとに試験内容が異なることへの懸念）
- ☐ 受験料の上昇

Q6-2 Q6-1 の選択肢以外で、懸念事項、疑問点などございましたらご記載ください（自由記述）。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

6. 公害防止管理者制度の改善点について

【調査主旨】

前述の直近調査（脚注 1）の中で、制度の今後の改善の方向性を中心に、以下のような提言を取りまとめました。この内容は、産構審小委員会（令和 3 年 2 月 8 日開催）でも資料として示されています³。これらの今後の検討項目について、具体的に事業者の方のご要望・ご意見を伺います。

〔令和 2 年度調査 提言内容〕

- ・公害防止管理者制度については、その重要性に変わりはなく、現状制度の維持が適当。
- ・実態に即したものとなるよう、兼任要件の緩和（問 7）、特定粉じん資格の廃止を検討。
- ・必要人材の確保のため、実務経験年数の緩和（問 8）、実務に即した国家試験問題の精査を検討。
- ・昨今の災害や新型コロナウイルス感染症による資格取得リスク機会喪失リスクの回避、必要人材の確保のため、国家試験の CBT 化や認定講習の e-ラーニング化といったデジタルソリューション（問 6）の活用を検討。
- ・地方自治体の取組やリフレッシュ研修を活用しつつ、資格取得者の資質を担保する仕組み（問 4）の構築を検討。
- ・これらの取組を通じ、選任率の向上につなげる。

問 7 公害防止管理者制度の兼任要件の緩和について、当てはまるものにチェックを入れてください。

Q7-1. 公害防止管理者の兼任要件⁴について、緩和が必要と考えられる項目について、当てはまるものにチェックを入れてください。（複数回答可）

- ☐ 参考表 1 の第 1 条関係
☐ 参考表 1 の第 2 条関係
☐ 参考表 1 の第 3 条関係
☐ 参考表 1 の第 4 条関係
☐ その他（ここをクリックしてテキストを入力してください。）
☐ 兼任要件の緩和は特に必要ない（現行制度のままでよい）

参考表 1 規則第 5 条第 2 号ただし書に基づく基準の要約

基準条文	場合分け	兼務に必要な条件
第 1 条	・同一社ではあるが同一敷地内でない複数の工場において、同一人を選任する場合	① 2 時間以内に到達できる ② 同業種か密接な関連 ③ 業務規程（体制、指揮命令系統） ④ 業務範囲、責任、権限、異常時または緊急時の連絡体制と応急措置 ⑤ 兼務工場の公害発生状況の監視・通信手段 ⑥ 兼務工場数 5 以下
第 2 条	親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において、同一人を選任する場合	① 同一敷地内 ② 同業種か密接な関連 ③ 親子会社の契約（相互の義務等） ④ 業務規程 ⑤ 兼務工場数 5 以下
第 3 条	事業協同組合等（50 名以下）の組合員が共同で公害防止業務を行う場合に、同一人を選任する場合	① 原則、同一市町村内 ② 兼務工場数 10 以下
第 4 条	近隣の同業種の中小企業者（50 名以下）が共同で公害防止業務を行う場合に、同一人を選任する場合	① 原則、同一市町村内

³ 参考：産業構造審議会産業環境技術分科会産業環境対策小委員会第 9 回（令和 3 年 2 月 8 日開催）資料 4「公害防止管理者制度の今後の在り方」https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/sangyo_kankyo/pdf/009_04_00.pdf

⁴ 組織整備法 施行規則第 5 条第 2 号ただし書（第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく基準（平成 17 年 3 月 7 日、財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号）（概要については、参考表 1 参照）
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/kougaiboushi/download/tadashigaki.pdf

Q7-2 Q7-1 で回答された項目について、具体的な緩和内容と、緩和が必要な理由があればお書きください（自由記述）。

例：第1条①到達時間が2時間までのところ、3時間までとする。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

Q7-3 兼務要件の緩和を可能とする条件の1つとして、兼務工場の公害発生状況を監視・通信する手段が、IT技術の進歩とともに発達している可能性があります。貴社において、有効に活用されている遠隔管理技術等があれば、差し支えない範囲でご教示ください（自由記述）。

例：遠隔的にスマートフォン等を利用して、測定値や設備の運転状況を監視する技術

ここをクリックしてテキストを入力してください。

問8 公害防止管理者等資格認定講習の受講資格要件⁵の1つである「学歴に応じた実務経験年数」の緩和について、当てはまるものにチェックを入れてください。

Q8-1 資格認定講習における実務経験年数の緩和すること（年数を短くする）について、当てはまるものに✓を入れてください。

☐賛成である ☐概ね賛成 ☐概ね反対 ☐反対（緩和不要）である

※その理由について（自由記述）

ここをクリックしてテキストを入力してください。

Q8-2 資格認定講習の受講資格要件である「学歴に応じた実務経験年数」（規則別表第1）に関して、環境管理や公害防止管理の職務に就いてから、何年程度の実務経験を積み、資格を取得するのに十分な習熟度に達すると思いますか？必要十分と思われる実務経験年数について、記入してください。

資格区分	学歴区分	現行の実務経験 必要年数	必要十分な実務経験 年数（希望年数）
大気または水質 の2,4種、騒音・ 振動、特定粉じん、 一般粉じん、 ダイオキシン類	大学卒（工学部等）	3年	（入力欄）年
	短大・専門学校卒	5年	（入力欄）年
	高校卒	7年	（入力欄）年
	その他（中卒等）	10年	（入力欄）年
大気または水質 の3種	大学卒（工学部等）	5年	（入力欄）年
	短大・専門学校卒	7年	（入力欄）年
	高校卒	9年	（入力欄）年
	その他（中卒等）	12年	（入力欄）年

※学歴による年数の差がない回答でも可能です。

※お忙しい中、本アンケートへのご協力、誠にありがとうございました。

⁵資格認定講習の受講資格要件については、組織整備法施行規則別表第1及び第2、又は（一社）産業環境管理協会の同講習案内書をご参照ください。 https://www.jemai.or.jp/polconman/competency/dd4ht3000000005f1-att/R03_ALL1130.pdf

公害防止管理者制度の 今後の在り方に関するアンケート調査

●この調査は、経済産業省（産業技術環境局環境管理推進室）が、公害防止管理者制度^{*}の今後の在り方を検討するために実施するものです。

^{*}特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）（以下、「組織整備法」といいます）

●本調査では、制度運用を行う地方自治体（都道府県、指定都市、政令市）から、現行制度における課題点や改善点などの声を集めることを目的としています。

●ご回答内容につきましては、自治体名・個人名が伴う形で公開されることはありません。

【ご提出にあたってのお願い】

●本アンケートは [Google フォーム](https://www.e-jemai.jp/R03chousaL.html) によるオンライン方式により実施致します。

下記 URL よりアンケートへのリンクを開き、ご記入後、送信ボタンを押してご提出お願いいたします。

※本アンケート専用 URL: <https://www.e-jemai.jp/R03chousaL.html>

●上記サイトには、アンケート回答の操作方法・記入方法をご案内しております。

●提出期限: **令和4年1月12日(水)**

●設問が全9問です。(所要時間の目安は20分程度となっております。)

※オンラインでのご回答が難しい場合、上記サイトに、[Microsoft Word\(ワード\)形式のアンケート書式](#)もご用意しております。ご記入後、電子メール添付にてご提出をお願いします。

【ご記入担当者情報】

※お手数ですが必ずご記入をお願いします。選択式のものは□にチェック（☑）ください。

自治体名	ここをクリックしてテキストを入力してください。		
種別	☐ 都道府県 ☐ 指定都市 ☐ 政令市		
部局	課・室	入力欄	入力欄
連絡担当者	入力欄 様		
連絡先	TEL 入力欄	FAX 入力欄	
E-mail	ここをクリックしてテキストを入力してください。		

※ご記入いただきました個人情報に関しましては、個人情報保護方針に基づき、適切に管理いたします。 個人情報保護方針: <https://www.jemai.or.jp/global/privacy/index.html>

本アンケートについてご不明な点・ご質問等がございましたら下記までご連絡下さい。

(調査事務局) 一般社団法人産業環境管理協会 東京都千代田区鍛冶町 2-2-1

担当者: 遠藤/柏木/程田(ホトダ)(人材育成・出版センター)

TEL 03-5209-7703 FAX 03-5209-7717 E-mail kenshu@jemai.or.jp

1. 公害防止管理者制度の在り方（意義）について

【調査主旨】

公害防止管理者制度について、経済産業省が事業者に対して行った直近の調査¹においては、7割以上の事業者において有用性（役に立っている）が評価されたところです。一方で、役に立っていないと回答する事業者も一定数おり、制度の意義について、日ごろ事業者の指導を行う地方自治体のご意見を頂戴し、今後の制度の在り方について検討していきたいと考えています。

問1 必置制度（特定工場への公害防止組織の整備義務）は必要であるか。当てはまるものにチェック（☑）を入れてください。

Q1-1 選任制度（特定工場への必置）はメリットがあるか。
☐ ある ☐ ない
Q1-2a 「1. ある」と回答した理由で当てはまるものすべてにチェックを入れてください。（複数回答可）
☐ 事業者の公害防止管理責任が明確になる ☐ 事業者の規律（環境遵法意識）が維持される ☐ 対外窓口（担当者）の明確化 ☐ 公害防止統括者（工場長や経営者）が関わることで設備投資や対策が進む ☐ 緊急時（事故や災害時）の対応が担保され、事故拡大リスクが下がる ☐ 法律により工場全体の自主管理体制が最低限担保されるため、大防法など個別規制法による監督業務の負荷が下がる（制度がない場合に比べ、立入検査や指導等を減らすことができる） ☐ その他（ここをクリックしてテキストを入力してください。）
Q1-2b 上記で選択した理由について、補足等あればご記載ください（自由記述）。 ここをクリックしてテキストを入力してください。
Q1-3a 「2. ない」と回答した理由で当てはまるものすべてにチェックを入れてください。
☐ 環境マネジメントシステム（ISO14001 等）など他の仕組みで運用ができるため ☐ 事業者の環境法令違反リスクが下がったため ☐ 環境管理業務をアウトソーシングしている事業者等、制度と現状が一致しないことがある ☐ 事業者の資格取得が進まず、遵守させることが難しいため ☐ 事業者の自主性に任せるべきで行政が管理すべきでない ☐ その他（ここをクリックしてテキストを入力してください。）
Q1-3b 上記で選択した理由について、補足等あればご記載ください（自由記述）。 ここをクリックしてテキストを入力してください。

問2 公害防止管理者国家資格制度（国家試験・資格認定講習）を廃止した場合の影響（危惧する点）について、最も当てはまるもの1つにチェックを入れ、その理由についてご記載ください。

☐ 事業者の公害防止技術及びそれに関連する法知識レベルが低下する ☐ 公害防止技術の継承が難しくなる（教育素材がなくなり人材育成の負荷が高まる） ☐ 学ぶ機会がなくなること、事業者の公害防止意識の低下を招く ☐ 公害防止について共通知識がなくなり事業者とのコミュニケーション齟齬が生じる ☐ 基準がなくなること、意識の高い事業者と低い事業者とで管理レベルが二極化する ☐ 特に影響はない
※その理由について（自由記述） ここをクリックしてテキストを入力してください。

¹ 経済産業省：令和2年度公害防止管理者制度の今後の在り方に係る調査報告書（令和3年3月）
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/kougaiouboushi/r2_houkokusyo.pdf

2. 事業者の公害防止管理状況（実態）について

【調査主旨】

近年では、従来の公害防止管理に加え、温暖化対策、有害化学物質・廃棄物管理等に対応するため、事業者における環境管理業務が変化し、多岐に渡っています。2015 年の ISO14001 の改定、2020 年、政府による「カーボンニュートラル 2050」の目標提示など、新たな動きも活発になっています。

その一方で、平成 19 年の「公害防止ガイドライン²」及び平成 22 年の大防法、水濁法の罰則強化のように、環境コンプライアンスの確保も求められています。近年の新たな環境管理動向が、事業者における従来の公害防止管理業務に与えている影響について、伺います。

問3 事業者への立入や指導等を通じて、近年（概ね平成 19 年以降）の新たな環境管理業務（温暖化対策等）が、従来の公害防止管理（典型公害対策）に与える影響等について感じていることをご記入ください。（貴自治体管内の事業者の状況を平均化してご記載ください。）

当てはまるものにチェックを入れ、その理由についてご記載ください。

Q3-1 公害防止管理業務（典型公害対策）への事業者意識	☐ 変わらない ☐ 高くなっているように感じる ☐ 低下しているように感じる ☐ その他（ここをクリックしてテキストを入力してください。） ※その理由について（自由記述）
Q3-2 公害防止管理業務（典型公害対策）に携わる人員数	☐ 変わらない ☐ 増えているように感じる ☐ 減っているように感じる ☐ その他（ここをクリックしてテキストを入力してください。） ※その理由について（自由記述）
Q3-3 公害防止施設（設備投資）の状況	☐ 十分である ☐ 概ね十分である ☐ 不十分な事業者が散見される ☐ 不十分な事業者が多いように感じる ☐ その他（ここをクリックしてテキストを入力してください。） ※その理由について（自由記述）
Q3-4 その他（自由記載）	

² 公害防止ガイドライン（「公害防止に関する環境管理の在り方」に関する報告書：平成 19 年 3 月 15 日、環境管理における公害防止体制の整備の在り方に関する検討会）<https://www.env.go.jp/press/files/jp/9311.pdf>

3. 現行制度において優先して改善すべきと考える点

問4 貴自治体において、公害防止管理者制度について、改善して欲しいと思う事項は何ですか？本アンケートの中で最も優先順位が高いと思われる事項、または、本アンケートの設問に無い事項でも結構です。（項目が複数ある場合は、上位3つまで優先順位を付けていただけますと幸いです）

優先順位 (1～3)	事項
入力欄	特定工場要件（規制対象業種・施設）
入力欄	選任・届出要件
入力欄	国家試験の実施方法・受験機会（試験のデジタル化等）
入力欄	資格認定講習の実施方法・受講要件
入力欄	国家試験・資格認定講習の内容
入力欄	資格取得後のフォローアップの仕組み（再教育等）
入力欄	その他(ここをクリックしてテキストを入力してください。)
その理由等（自由記述欄）	
ここをクリックしてテキストを入力してください。	

4. その他公害防止管理者制度の改善点について（個別テーマ）

【調査主旨】

前述の直近調査（脚注1）の中で、制度の今後の改善の方向性を中心に、以下のような提言を取りまとめたところです。これらの検討項目について、より具体的に検討を進めたく、自治体の方のご要望・ご意見を伺います。

〔令和2年度調査 提言概要〕

- ・公害防止管理者制度については、その重要性に変わりはなく、現状制度の維持が適当。
- ・実態に即したものとなるよう、兼任要件の緩和（問5）、特定粉じん資格の廃止（問6）を検討。
- ・必要人材の確保のため、実務経験年数の緩和（問7）、実務に即した試験問題の精査を検討。
- ・昨今の災害や新型コロナウイルス感染症による資格取得リスク機会喪失リスクの回避、必要人材の確保のため、国家試験のCBT化や認定講習のeラーニング化といったデジタルソリューションの活用を検討。
- ・地方自治体の取組やリフレッシュ研修を活用しつつ、資格取得者の資質を担保する仕組み（問8）の構築を検討。
- ・これらの取組を通じ、選任率の向上（問9）につなげる。

公害防止管理者制度の今後の在り方（産業構造審議会産業環境技術分科会産業環境対策小委員会第9回（令和3年2月8日開催）資料4）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/sangyo_kankyo/pdf/009_04_00.pdf

問5 公害防止管理者制度の兼務要件の緩和について、当てはまるものにチェックを入れてください。

Q5-1 公害防止管理者の兼務要件³について、緩和しても支障がない項目について、当てはまるものにチェックを入れてください。(複数回答可)

- ☐ 参考表1の第1条関係
☐ 参考表1の第2条関係
☐ 参考表1の第3条関係
☐ 参考表1の第4条関係
☐ その他(ここをクリックしてテキストを入力してください。)
☐ 兼務要件の緩和は特に必要ない(現行制度のままでよい)

参考表1 規則第5条第2号ただし書に基づく基準の要約

基準条文	場合分け	兼務に必要な条件
第1条	同一社ではあるが同一敷地内にはない複数の工場において、同一人を選任する場合	①2時間以内に到達できる ②同業種が密接な関連 ③業務規程(体制、指揮命令系統) ④業務範囲、責任、権限、異常時または緊急時の連絡体制と応急措置 ⑤兼務工場の公害発生状況の監視・通信手段 ⑥兼務工場数5以下
第2条	親子会社等の関係にあるものが同一敷地内に設置する複数の工場において、同一人を選任する場合	①同一敷地内 ②同業種が密接な関連 ③親子会社の契約(相互の義務等) ④業務規程 ⑤兼務工場数5以下
第3条	事業協同組合等(50名以下)の組合員が共同で公害防止業務を行う場合に、同一人を選任する場合	①原則、同一市町村内 ②兼務工場数10以下
第4条	近隣の同業種の中小企業者(50名以下)が共同で公害防止業務を行う場合に、同一人を選任する場合	① 原則、同一市町村内

【具体的な緩和内容・補足事項など】

Q5-2 Q5-1で回答された項目について、具体的な緩和内容と、緩和が必要な理由があればお書きください(自由記述)。

例：第1条①到達時間が2時間までのところ、3時間までとする。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

³特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号ただし書(第10条第2項において準用する場合を含む。)に基づく基準(平成17年3月7日、財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)(→概要については、参考表1参照)

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/kougaiboushi/download/tadashigaki.pdf

問6 アスベストについては、平成 18 年に重量比 0.1%以上含有する製品の製造等が禁止されており、現状、特定粉じん（アスベスト）関係の特定工場は現存していないことが確認されている。ついては、特定粉じん関係の特定工場及び同資格区分については廃止検討を行いたい。貴自治体において、これらの廃止に伴う影響について、当てはまるものにチェックを入れてください。

☐ 影響なし ☐ 影響あり ☐ 不明
※影響ありとする場合は、具体的にご記載ください（自由記述）。
ここをクリックしてテキストを入力してください。

問7 資格認定講習の受講にあたっては、受講資格要件（「技術資格」又は「学歴及び実務経験資格」）⁴を満たす必要があり、中小事業者の資格取得機会の増やすという観点において、受講資格要件のうち学歴及び実務経験資格の緩和を検討しています。緩和にあたりご懸念事項などありましたらご記載ください。

※学歴及び実務経験資格の緩和に関する懸念事項等（自由記述）
ここをクリックしてテキストを入力してください。

受講資格要件（学歴及び実務経験資格）

資格区分	学歴区分	現行の実務経験必要年数
大気または水質の 2, 4 種、騒音・振動、特定粉じん、一般粉じん、ダイオキシン類	大学卒（工学部等）	3 年
	短大・専門学校卒	5 年
	高校卒	7 年
	その他（中卒等）	10 年
大気または水質の 3 種	大学卒（工学部等）	5 年
	短大・専門学校卒	7 年
	高校卒	9 年
	その他（中卒等）	12 年

⁴資格認定講習の受講資格要件については、組織整備法施行規則別表第 1 及び第 2、又は（一社）産業環境管理協会の同講習案内書をご参照ください。 https://www.jemai.or.jp/polconman/competency/dd4ht300000005f1-att/R03_ALL1130.pdf

問8 組織整備法においては、第 12 条において「国及び地方公共団体は、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を習得させるため必要な指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。」とされているところ、貴自治体における本項の実施状況や再教育（既資格取得者向け教育）について、ご意見をお聞かせください。

Q8-1 貴自治体において、公害防止管理者(既資格取得者)向けの措置に該当する取組があれば、その概要を記入して下さい。(環境法令改正を契機に実施する説明会等を除く)	
措置・取組	概要
ここをクリックしてテキストを入力してください。	ここをクリックしてテキストを入力してください。
Q8-2 国においては、過去に組織整備法第 12 条を担保するため、公害防止管理者等の再教育実施要領を定め既資格取得者の再教育講習を実施してきた。今日においては、(一社)産業環境管理協会が同趣旨において公害防止管理者等リフレッシュ研修を実施しているところであるが、再教育講習をいずれかの機関が集約し実施する*ことについて、当てはまるものにチェックを入れ、その理由をご記載ください。 ※地方自治体等が独自に実施することを否定するものではありません。 ☐ 賛成である ☐ 概ね賛成 ☐ 概ね反対 ☐ 反対である ※その理由について（自由記述）	
Q8-3. 公害防止管理者等国家資格に有効期限（更新制度）を設けることについて、当てはまるものにチェックを入れ、その理由をご記載ください。 ☐ 有効期限（更新制度）を設けることはメリットがある。 ☐ 有効期限（更新制度）を設けることはメリットがない。 ※その理由について（自由記述）	

問9 令和 2 年度の組織整備法の施行状況調査⁵では、公害防止管理者の選任率は約 80%となっており、2 割近い事業者においては、公害防止管理者及びその代理者等が選任できていない状況にあります。未選任となっている事業者が選任の義務を果たすために、貴自治体の取組として、工夫されていることがあれば、お聞かせください（自由記述）。

ここをクリックしてテキストを入力してください。

※以上となります。お忙しい中、本アンケートへのご協力、誠にありがとうございました。

⁵ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行状況調査の結果（環境省 HP）
https://www.env.go.jp/air/folder13911/post_77.html

【アンケート結果（回答の理由等の自由記述部）（原文まま）】

（事業者アンケート）

1. 公害防止管理者制度の意義について

【Q1-2 Q1-1 の理由・補足事項など（自由記述）】

（選任制度（特定工場への必置）は必要だと思う理由）

- 最低限の法律・基礎知識を理解していないとリスクは大きい
- 資格はあくまで資質を示す基盤であって、実際に責任者として任命するには、行政機関やその他外部利害関係者、社内関係部門などとのコミュニケーション能力が重要な要素と思っている。
- 公害施設を改造・改修する時など、メーカー（取引先）と対等に議論（会話）ができる。
- 知識・経験不足者選任による環境事故や問題放置を防止することに繋がる。
- 公害防止管理者制度の必要性は認識していますが、資格対象の環境法の法令順守の実務、運用面からは、ISO14001 などの仕組みを有効活用する方が組織としては効果的です。当制度を従業員（運転員、管理者など）に社内教育する場合がありますが、受講者が分かり難いのも事実かと感じています。そのため、ISO14001 を通じて個別の環境法を分かり易く、深耕した内容を社内教育することも重要と認識しています。
- ISO14001 の環境マネジメントシステムが 2015 年度版で改正されたことにより、内部監査が大変重要になったことから、内部監査員ならびに環境管理責任者等の環境管理に関する知識と技量の向上が必要である。
- 環境対策・対外アピールの観点からも重要である。
- 高度成長期の公害問題を知らない実務者への環境管理教育として重要である。
- 公害防止管理者の選任義務があることで「公害防止には、社会的責任があり、法で管理された明確な基準がある」と帰属する企業の重役・責任者が理解する要因の一つとなる。また管理者がいることで多少でも法的な責務を全うする為、違法行為を行わない抑止力となる。
- 環境関係運転実績他に対するけん制機能として有効と思う。
- 公害の知識（物質）が増す。

【Q1-3 Q1-1 の回答理由・補足事項など（自由記述）】

（選任制度（特定工場への必置）が不要と思う理由）

- 資格取得を実務実態に即した内容に改善してほしい。受験による資格は不要。講習会での資格付与レベルでよいと思う。
- 当社は金属プレス加工。振動騒音内容が難しい。対数計算もある。プレス作業中卒もいる。騒音計の操作方法の講習位で済めぬか？
- 資格試験の内容は幅広く、実際の設備の管理業務に関わる部分が少ない為、資格がなくても管理業務を遂行できるため。また、休暇の取り方の変化や、人材不足の状況で、新たに有資格者を育てていく環境を整えるのが難しくなっている。
- 試験・講習内容が現場の業務と一致しない。
- 常に一定の年月にて常勤するものが必ずしも担当するとは限らない為
- 選任者自身が対して作業しなくても管理できる
- 弊社だと東部環境管理事務所など定期立入りやチェックされているため

【Q2-1 の回答の理由（自由記述）】

（国家資格制度を廃止した場合に考えられる影響について）

● 自社の公害防止技術及びそれに関連する法知識レベルが低下する

- 現国家資格制度の内容は自社内を管理するうえでは過剰に詳しい。しかし、全体を俯瞰して考えることができるようになるにはやはり知識が必要。この制度がある意味足かせとなり現状が保たれている。

- 法規制の知識が無いと特定施設の届出漏れや施設維持管理上の法的要求事項の遵守ができなくなる可能性がある
- 公害防止に関する技術および知識を持つことで、環境に対する意識向上も図る事が出来る。
- 弊社では公害防止管理者が担当する施設について ISO14001 順守評価を実施しており、国家資格がなくなると順守評価者のスキルが下がるとされる。
- 国家資格が廃止される事で公害に関する注意、関心が低下し公害防止技術の低下、知識レベルの低下につながるものとする
- 資格者を置かなければならないことで、後継者に資格取得の教育を継続的に行える。不要と整理された場合、有資格者は育成しづらくなることは容易に想像がつく。
- 環境対応についての知識を持っている人が少ない
- 実務担当者の知識レベルの低下
- 自分自身が資格取得する中で得られた知識は業務において大いに役に立っていると感じる。
- 資格試験は負担だが力量が担保できるし自信にもつながる
- 法改正情報、最新技術情報が入手しにくくなる。
- 公害防止に関する責任が無くなり、学ぶ機会が減少する等で知識レベルが低下することが考えられる
- 法改正もめまぐるしい中で、法律の基礎知識が無いとついていけなくなる。
- 公害防止に関する一定の知識を得るために、資格取得を利用している。
- 公的資格であることで従業員に学習するという意識につながり、結果的に従業員の力量向上につながる
- 担当者だけが勉強すればいいとの風潮になっていくリスクがある
- 関連する法知識を学べる場が減る
- 資格の試験には相当高度な知識が要求されており、それがなくなると影響は大きい。
- 国家試験を受験するための勉強をしなくなるため
- 公害防止管理を行うにあたり、一定の知識は必要であるため
- OJT の機会がなくなるため。
- 技術・法知識を習得する機会が無くなる為。
- 各工場の責任や判断能力の継承が難しくなり、公害防止に対する認識が低下する。
- 一定の情報の提供に影響が出る可能性がある。法改正等。
- 公害防止管理者の業務等はマニュアル類を整備しているが、環境基法等の関係法令の詳細は、業務に直結することが少ないため取り扱う機会が少ないのが実情であるため。
- 資格修得の意欲が低下するため。
- 公害防止技術の継承が難しくなる(教育素材がなくなり人材育成の負荷が高まる)
 - 管理者の知識水準・技術水準の検証が出来なくなる。
 - 公害防止管理だけを選任で行っているわけではなく、他の環境関連の業務と兼任している為、認定講習もなくなると基礎知識を持った者がいなくなり、工場運営や法順守に影響が出る可能性がある。
 - 公害防止管理者制度の必要性は認識しています。一方、国家資格制度を廃止した場合にあっても、従来の資格試験用教書「公害防止の技術と法規」などが継続公開によって、公害防止技術のレベル低下はある程度、抑止可能と認識しています。法令順守、公害防止などの環境保全業務は、公害防止管理者主体よりも組織全体での取組が肝要と認識しています。
 - 管理者としての必要最低限のレベルを保持することが困難なこと。またそのスキルを担保できなくなることが想定されるため
 - 法規制は変わらず、管理者の資格が無くなると管理水準の維持に支障をきたすとする。特に中小企業では教育もままならない人、前任者からの引継ぎもほぼ無い状態での選任になると考えられ、今までの技術の維持すら出来ない事も考えられると思う。
 - 資格がなくなることによって任意となる為、必要性がないと判断されがちである
 - 資格制度の廃止に関わらず、法律により基準・共通知識等は保たれるものの、それらを学ぶ機会がなくなり、技術継承・公害防止意識への影響があると考えられる。
- 学ぶ機会がなくなることによって、従業員の公害防止意識の低下を招く
 - 大気、水質の基礎知識の習得の機会がなくなる。
 - 公害防止管理者制度は、多くの企業の公害防止管理体制の確立に寄与しているが、それ以外にも資格の受講により、従業員が実務では学べない範囲の知識を得ることができる利点があり、試験を受講すること自体に対して、企業はメリットがある。
 - 業務内容が多岐に渡るとともに、必要な資格も多く、公害防止管理者の国家資格制度が廃止されると、他の資格取得が優先され、必然的に公害防止に関する意識が下がると感じる。
 - 資格の取得が不要になれば、知識取得の動機付けが弱くなる。
 - 国家資格制度を維持することにより、公害防止管理者の身分を保証するとともに、選任された場合のモチベーショ

- ンを維持するためにも必要である。
- 資格取得により責任感が生まれる
- 目指すものがなくなり、公害防止、環境保全の意識低下につながる恐れがある。
- 人材の不足
- 法定責任者の確保以外に関連業務に携わる者の自己啓発としても資格取得が活用されており、従業員の公害防止意識の維持・向上に寄与している。
- 公害防止について共通知識がなくなり自治体、ステークホルダーとのコミュニケーション齟齬が生じる
 - 資格制度が廃止されることにより、公害防止技術や法対応について学ぶ機会がなくなってしまうため
 - 現状、工場に資格者がいないため
 - ステークホルダーに一定程度の知見があることを証するには、国家資格名称の存在は意義がある。
- 基準がなくなることで、意識の高い事業者と低い事業者とで管理レベルが二極化する
 - 公害防止管理者を選任する必要がなくなることで、企業の環境意識はより低下すると考えられる。
 - 法知識を得る機会がなくなり、法知識を持たない人ができる可能性がある
 - 環境社会を守るためにはそれぞれの責任感が必要。
 - 国家資格でなくなることでのモチベーション低下
 - 公害防止管理制度を廃止すると、事業者により財務的もしくは人的な面から公害防止管理にバラツキが発生する可能性が考えられるため。
 - 資格取得には、学習が必要なため、自身の知識及び意識の向上につながる。
 - 現状でも、大防法や水濁法に基づく行政指導等が発生している中で、公害防止管理制度を廃止すると、事業者によっては、財務的或いは人的な面から、公害防止管理が疎かになる可能性があり、国全体での公害防止という本来の目的を果たせなくなる。(2 社)公害防止管理者制度が廃止されると、管理者の質にばらつきが出て、事業者によっては管理業務がおろそかになる恐れがある。
 - 工場などを運営することにおいて、資格の有無は必ずしも重要ではありませんが、この程度の試験をパス出来るだけの基礎知識を持っている事業者と持たない事業者では、明確に管理レベルの違いがございますので、それを区別する意味でも重要な制度かと思います。
 - ただでさえ大手の不祥事で規制が強化。まともにやっている中小企業がその割を食っている状況なのでよろしくない。且つての公害及び公害訴訟であっても、経営者が直接に懲罰を受けていない。それなのに国家のライセンスを持たない者が管理担当者であったり、工場の運営責任者になることが可能となるのは無法化としか感じない。
- 特に影響はない
 - 特に国家資格である必要はなく、一定以上の知識を有している事を担保できる資格が別にあれば良い。
 - 国家資格でなくとも公害防止に関する知識を得ることができるため
 - 公害防止組織法対象外の工場でも環境管理体制を持っているから。
 - 国や自治体が特定工場を管理すれば、企業とすればやらざるを得ないので資格があろうがなかろうが関係ないと思われる。知識については工場の管理者に情報提供を行えば問題ない。
 - 弊社にて資格保有者の法知識レベルが高いとは思えない為。(資格認定講習にて取得)
 - 本資格がなくとも管理はできていると思います。
 - 資格取得の意義(環境負荷低減など公害防止意識の向上)は認めるが、ペーパードライバー的な有資格者が多く、必ずしも公害防止に役立てられているとは言えない現状がある。
 - 法要件は当然に満たす必要はあるが、従業員教育により担保できると考えられるため
 - 担当部署が責任を以て管理している
 - 公害防止管理者の資格試験の内容に対して、実際に設備の管理業務で使用する知識がかなり少なく、設備の維持管理に対して有資格者が必要な理由が実務的には無い為。
 - 自社に関わる大防法、水濁法、下水道法等の法律が遵守できる知識があれば必要ないと考えます。

【Q2-2 の回答の理由（自由記述）】

(本試験・講習制度を、法律に基づかない民間資格とした場合でも、取得するか否かについて)

- 公害防止技術習得のため。
- 公害防止管理体制水準の維持、従業員への教育の為
- ある程度の知識は必要になるので
- 民間資格が内容的に妥当であるかわからないため。
- 民間が運営するにしても、法律とは紐づけるべき。
- QC 検定の様に確実なスキルが必要と思うから

- 資格取得により責任感が生まれる
- 知識や技術として必要な物だと思います。
- 公害防止に関する意識を向上させるため
- そもそも資格が必要なものなのか、という思いがあるのでなくてもいいと考える。
- 資格取得のメリットが分からない。研修等で代用可能かもしれない。
- 知識が必要なため
- 法的要件ではないため費用を予算に計上できない。しかし、ISO14001 の構成上ある程度の知識を持った者（力量保持者）に業務を任せているという証になるとの考えもある。
- 設置義務が問題で、国家資格・民間資格の区分は関係ない。技能講習レベルであっても、民間資格であっても設置義務があれば取得させる。
- 資格の企業としての必要性がわからないため
- 当事業所は、環境負荷が大きい設備を有しております。管理者、利用者には一定以上の知識を持たせうえて事業を操業する必要があると考えております。 資格の取得は、その知識を体系的に得る手段としては最も着手しやすいです。
- 知識取得には試験講習は有効な制度と考えられるため。第三者にも理解が得られやすい。
- 国家資格であることで、国が公害防止に明確に取り組ませるための指標として扱えるが。民間の資格となると、資格自体に後ろ盾も保証も弱くなり、何の為に取得し、誰がその権限を保証しているか不明瞭になる。ひいては、企業に対する公害防止を遂行させる拘束力がより弱くなる。
- 現在法律に基づく資格であれば故、順次育成を行う必要性を感じることになる。法律に基づかない民間資格となると、資格が持つ価値観が下がることは明らかである。
- 国家資格・民間資格に関わらず、工場を安全に運営するために必要であれば取得します
- 資格を取得したことが一定の知識レベルを保有していることを担保（証明）すると思っている。
- 環境負荷低減への意識付けとしてこの資格が必要な為
- 当社は非特定工場であるため
- 取得している方が知識が得られており、業務に従事しやすい。しかし、取得していてもレベルが高いとはいえない者もあり、取得しなければならないとは言いたくない。
- 社内の管理に有効であれば取得を検討したいと思います。
- 公害防止管理を高いレベルで継続したい。
- 担当者のスキル維持向上のため
- 国家資格であろうと民間資格であろうと何かしらの拠所とするものが必要と考える
- 資格の有効性がわからない
- 公害防止技術及びそれに関連する法知識レベル向上のために取得させる。ただし、民間資格となったことで社内の資格取得補助対象から除外された場合は、推奨程度に留める。
- 企業責務を全うすることが重要。
- 従業員のレベル維持のために必要と考えます。
- 民間資格化であれば、受験のハードルが下がることが期待できるが「必ず資格者を立てないといけない」という意識が低くなり、本来資格取得の上、選任及び専任させなければいけないところ、それが行われなくなる恐れがある。つまり、国家資格であることであることに意味があると考えます。
- 知識の習得の機会として
- 現時点では、必要性の判断ができない。
- 法で資格者から公害防止管理者を選任するということが必要である限り必要に応じ取得させる。現在はほぼ技術系社員は全員資格取得を進めているが民間資格ということであれば 限定しての受講となるのではとおもう。

- 民間資格として取得することが企業運用上必要ならば取得する
- 従業員の力量向上のため
- 公害防止技術の修得
- 公的資格の方が望ましいが、民間資格しかなければ取得させる。
- 管理者には資格手当を与えているので。
- 担当者が必要と思うか不明
- 資格を習得することで社内の力量判定に利用できる
- 環境分野は従来の公害関係以外にも幅広い関連法規制がある為
- 当社の環境方針に基づく活動の維持・推進のため。
- 国家資格を社内で優先している。義務とならないなら予算を組みづらい
- 公平性、透明性に不安
- 民間資格でも運用がしっかりしていれば受け入れられる。
- 法律に義務化が無ければ取得させなくなると思う
- 民間になって取得する意義やメリットがあれば取得する。
- 公害防止の観点において法律に基づかない制度が想像できない
- 設備担当者の選任要件として当該資格の取得を義務としていない。
- 資格取得理由がなくなる。
- 公害防止担当者の法知識レベル及び管理意識向上のため。
- 技術を正しく理解する人のすそ野を広げておきたい
- 国家資格と民間資格では重さが違う
- 関連する講習会に参加はしても、法令上必要な資格制限がなければ取得はしない企業が多いのでは。それこそ上記の「基準がなくなること、意識の高い事業者と低い事業者とで管理レベルが二極化する」が起こる。現状の法令により統制が執れていると思います。
- 法律に基づかないと意味が無いと思うから
- 民間資格とした場合の有用性が疑問となる
- ISO14001 等、自社既存の仕組みの中で運用する事になる。
- 民間資格の位置付けでも公害防止技術の知識は必要不可欠であるため取得を進めたい。
- 管理者としてのレベル維持と責任を持ってもらう意義付け
- 公害防止技術、関連法令知識、公害防止意識等の向上に繋がる。
- 法律に基づかないのであれば、積極的な取得は無くなると思う。
- 国家資格としての重さは欲しい
- 民間資格では必要性が不明確になると感じる
- 但し、特定工場として必要な資格と法で定めてある限り、取得する以外の選択肢は無いと考えます。
- 管理に対する意識の継続および管理担当者の明確化として必要と考える。
- 業務上必要な知識のため
- 公害防止技術及びそれに関連する法知識レベルを維持する為。
- 民間資格となった時点で、懲憑することは考えられるが、義務とはならないと考えるため。
- 国家資格だからこそ価値がある
- 法条例の最新情報や動向の情報を得る機会や、独学ではない教育の機会が必要。
- 資格取得を通して公害防止業務担当者の技術、知識レベルの向上を図るため
- 公害防止意識向上及び関連する法知識習得のため
- 取得のための費用、期間による
- 法律で定められているから設置している。法に基づかない資格は不要。

- 産廃管理者のようにデファクトスタンダードとなると考えられるため
- 民間資格の代表として、産業廃棄物適正管理能力検定があるが、取得が進んでいるとは思われない。公害防止管理者も民間の資格になれば同様なことが起こりかねない。
- 主業務とは別に+αとして環境業務を行うのが現状であることを考えると法律で決められていることで資格を取らせるが、それ以外では検討することになると思う。
- 技術・法知識を習得する必要があると思うため。
- 人材育成の観点で有用と判断できれば取得させます。
- 民間資格にしてしまうと取得する必要性を感じにくくなる。知識の習得には民間資格でも良いと思うが、現状よりも資格として軽いものにかんじてしまいどうするかはわからない。
- 法的に定められていることは確認、取得を進めるが、民間資格までは確認していないため
- 自社内で教育できる範囲には限りがあり、教育者によって教育レベルも異なることもあるため、十分な教育と知識レベルを統一するためにも外部専門機関による試験・講習制度は必要と考える。
- レベルも保証が確定していないため。
- 公害防止技術及びそれに関する法知識レベル維持向上させるため、推奨することにはなると考える。
- ある程度の知識の継承
- 取得させるかは、内容による。
- 法規制に関する智識レベルを担保する為
- 取得の目的があいまいになるため
- 法律に関わらず公害防止は、工場の運営にとって必要な事であるため。
- 法的な足かせが無いとその時点での社内状況によっては余裕がないかもしれない。
- 公害防止管理を重要な管理項目と認識させる事が出来るため。
- 公害防止に関する管理者と担当者の力量確保のために有効と考えるが、法的要件でなくなった場合は、優先度は下がり必ずしも取得することにならないと考える。
- 大気、水質の基礎知識の習得の機会がなくなる。
- 公害防止意識、技術の継承のため
- 民間資格制度の内容による。

2. 事業者の公害防止管理状況(実態)について

【Q3-1 の回答の理由（自由記述）】

(公害防止管理業務への意識について)

- 区分上、公害防止管理と環境管理は同一部門で実施することが多いため、新規発生業務は少なからず既存業務に影響するため。
- 温暖化とは、別次元の話である。
- 他者が担当している。また、取り扱っている事項がほぼ該当しない。
- 温暖化対策等は別の物が担当しているため
- 規制が厳しくなり、管理業務にかかる負担が増える。
- 法的に要求される業務は以前から変化していない。近年の SDGS の取組みは、法的要求を上回る、あるいは自社が追求しうる方策・目標への努力を表現するもので質的に同等ではない。
- SDS の改定、不含証明書の作成などの頻度、重要性が高くなっている点から
- 企業の社会的責任が、益々重大になっている。
- エネルギー管理や温暖化対策等の業務が増加している。

- 所属する会社の本社管理部門が自主的に動かず、他の製造拠点任せの運用としている為、グループ会社として意識レベルの向上につながない。
- 公害防止管理は現地工場で行うが、脱炭素を含む地球温暖化対策は、全社で計画的に取り組む事案であり、検討部署が異なる。
- 環境がより重要視されている時代になっている為
- SDGs、CSRなどの活動が活発になっている
- 特に環境的变化が無い為。
- 近隣地域へご迷惑をかけない事への活動は変わりません。
- 弊社は水質の公害防止管理のみを行っており、温暖化対策と業務重複がない。
- 環境問題に対しての意識改革が求められている。
- 法改正に対する対応強化の必要性など意識が高くなっている
- 企業の責務を全うする責任感が重要。
- 公害も GHG も管理する部署が同じであるため
- そもそも公害防止の対象でないため
- 環境問題への取り組みと公害防止業務の関連性が現在不明確
- 温暖化対策の検討が必要となったが、従来の公害防止管理業務の意識への影響はないと判断している。
- 省エネは結果環境への負荷低減につながるものであり、今後より一層公害防止管理者としての意識向上が求められると考えている。
- 公害防止体制を再編したことで、意識が高くなっている
- 省エネ法、改正フロン法、さらに自治体条例に基づく定期点検、報告等が増加
- 工場等の周りが住宅地化しており、公害防止意識は高まっている。
- 公害防止業務と温暖化対策は密接な関係にないと考えている
- 公害防止と温暖化対策は別物との意識が強く、個別に取り組んでいるため。
- 既に高い意識で公害防止に取り組んでいるから
- 対策が変わらないため
- 地球環境と連動している
- 基本的な業務内容が変わらないから
- 温暖化対策(省エネ対策)等の業務が増加している。
- 会社全体の環境目標は、省エネ・温暖化重視の動きであり、その次が、水資源、廃棄物、有害物、公害 である。法規制順守は当たり前であって、目標に掲げることはない。
- 脱炭素社会に対する意識が向上している。
- 温暖化対策や廃棄物管理等についても従来から継続実施しているため
- 環境管理意識の高まりの中、その一つとして公害防止にも取り組んでいる為。
- 発電所は、かねてから、法令よりも管理値が厳しい環境保全協定を、立地自治体と締結しており、この協定の順守を第一義に設備の運用を行っているため。
- 環境問題に限らず会社として法令順守の意識や監視体制が強化されてきている為。
- 会社として SDGs の取組を始めた
- どちらも同じレベルで管理している
- やることは変わらない。
- もともと意識が高い
- 公害防止業務と省エネ対策業務は別対応(別の委員会で審議)
- 種別項目の内容から温暖化等に大きく影響が無いと考えている為
- 従来業務に加え、ISO 事務局としての役割も担当しているため

- 温暖化対策に関する目標、実施状況報告 1 回/年を以前から市の方に報告している。
- 以前から高い意識をもって取り組んでいるため
- 公害防止に関わらず、環境管理全般における意識や関心の向上が見られる
- 環境基準、排出基準への影響がないため。
- 経営者の意識が変わらない
- CSR、SDGs への関心が高まっている。
- 具体的な目標値や日程が基準として新たに掲げられたことで、より高い取り組みを要求されているから。
- 現施設の維持管理で定常化している。
- 新たな環境管理業務が増えている為、必要性が増加
- 法規制の強化による法規内容確認及び社内法規教育を実施している
- 温暖化対策が公害防止対策に関連しているという認識が無い為
- ただし、温暖化対策については、主にエネルギー管理士を中心として対応するので、直接的ではない。
- フロン管理強化やGHG削減活動の強化への取組
- 環境コンプライアンスを重視し、法規制等の遵守実行。
- 社内環境教育などを通じて、環境法令順守および環境保全活動の意識向上に努めているため。
- 切り離して動いています
- 従来の管理業務はシステム化出来ているが、新たな環境管理業務は担当者の力量に依るところが多い。
- 公害防止管理業務への意識は変わらないが、業務が確実に増えているため、個人への業務負担が増加した。
- 【「変わらない」の理由】・発電所は、かねてから、法令よりも管理値が厳しい環境保全協定を、立地自治体と締結しており、この協定の順守を第一義に設備の運用を行っているため。(6 社) ・従来の公害防止管理(典型公害対策)に関する実施内容は変わらないため。【「高くなっている」の理由】・テレビ等の広告媒体でも、カーボンニュートラルのワードをよく目にするため。・熱効率改善や省エネ対策が求められていることもあり、これまで以上に公害防止と効率のバランスに対する意識は高くなっている。・二酸化炭素排出抑制に向け熱効率向上・省エネ対策への意識が高まった。
- 排出量が少ないため影響がない

【Q3-2 の回答の理由（自由記述）】

（公害防止管理業務に携わる人員数について）

- 増やすほど必要性はないため。
- 経営的にどの部署でも人員減傾向
- 大気と水でそれぞれ責任者と代理者の計4名のままなので。
- 上記、同様負担増による人員増。
- 資格取得者の退職
- かなり以前から必要量の要員を確保しているので変化なし
- SDS の改定、不含証明書の作成などに関与する人数が増えているため
- 新規工場の設置に伴う設備の増加のため。
- 定年退職などで人員減
- 新型コロナの影響もあり、人を増やすという考え方は少なくとも神奈川の拠点では見えない。
- 各事業所に資格を持った人員を増員する事で、管理意識が高まり、なおかつ人事異動の際に管理人員に不都合が発生しづらくなる。
- 人手不足、実務経験不足
- 正、副責任者のみで活動の全体を担っているため
- 係る人数は最低数しか割けない為。

- 増減ありません。
- 弊社は水質の公害防止管理のみを行っており、温暖化対策と業務重複がない。
- 公害防止管理者後継者を育成中。
- 既に十分確保できているため
- 現在の規模から変更が無い為
- 業務の大枠は変っていないため。
- 多少の増減はあるも基本的には変わらない。但し、今後は温暖化対策(省エネ)への対応から人員増となっていくのではと考える。
- 若年層が減っており引継ぎできない
- それ程、スタッフがいる工場ではない為、兼ね人員数は変動しない。
- 人材不足
- 設備に大きな増減がないため。
- きめ細かな対応が求められる状況となっている。
- 管理に十分な人数だから
- 担当部署人数が変わらない為、新たな環境管理業務が増加した分、各人の負荷が増加している。
- 『減っている』と回答した事業場からは、「対象業務が増えているが、増員の余裕がないため、相対的に減少している」との理由の回答がありました。
- 増員したいが新卒・中途求人を出しても応募がほとんどない。
- 携わる人員は変わらないが、会議等で情報提供や協力を要請する機会は増えた。
- 特定工場でないこともあり、専門知識を持った人員の減少
- 従業員数は減っているが管理者は必要として減らしていない。
- 部署員数に変更がないため
- 担当者のレベル向上により人数増加を抑制している。
- 現に変わらないため。
- 人員の手配がつかない
- 人事異動により特定工場に有資格者の在籍人数が減っている
- 公害防止と別に SDGs と省エネ担当を配置
- 継続的な採用と新人教育により、人員は変化していない
- 人員削減の為
- 進んで資格に挑戦する人員がいるため、積極的に関わろうとするようだ
- 公害防止業務と省エネ対策業務は別対応(別の委員会で審議)
- 業務内容に変更が無い為
- 当社では排水処理を自社では実施しておらず、全て業者に引取依頼している。温暖化対策、PRTR 報告等も以前から実施しており業務量として変化していない。
- 対象設備の廃止に伴い、管理者も減っているため
- 公害防止に限定した人員数は変化なし
- 後継者不足
- 従業員の減少
- なかなか増やせないなので、個人負担が増加
- 定期的に資格取得し、人員を保っている。
- 公害防止に関わる業務を受け持つ部署の、全体の業務の量が変わっていない為。
- 現状の人員で対応可能と思われる。

- 製造設備の増設(特定施設)、特定施設を管理する部署毎の管理者任命、また適切な管理維持などにより、公害防止管理者資格取得を推進、励行しているため。
- 環境リスク対策を強化したいが人員に限られている。スキルが必要であるが時間を要す。
- 公害防止管理施設の運転自動化、省力化等により、携わる人員は減少している。
- もともと公害防止関連は、3～4人で行っており、高齢化に伴い人員増を希望しているが、募集をしても応募がない状態が続いている。
- 【「変わらない」の理由】・旧発電所休止、新設発電所運開により大きな増減なし。・現状、必要な人員を維持、配置しているが、将来的な現地要員 の全体的な削減はある程度想定される。・大きな変更はない。(2 社) ・発電所ごとの業務量はあまり変わっていないため。【「増えている」の理由】・環境に関する法改正等による対応業務の増加に伴い増加している。また、発電所の新規運開等による増加もある。【「減っている」の理由】・業務委託を進めていることから、職員数が減っているため。・資格取得者の高齢化及び新規取得者の減少による。・火力発電所の人員数の減少に伴い、公害防止管理業務に携わる 人員も減少しているため。
- 事業所で定員を定めているため

【Q3-3 の回答の理由（自由記述）】

（公害防止施設（設備投資）の状況について）

- 設備の老朽化
- 通常運転水準であれば特に問題ないと考えているため。
- 最低限のコンプライアンスに関する設備投資は計画的に実施している。
- ほぼ環境に影響のないものを排水しているため
- 現状測定も行い、設備としても問題がない
- 法的要求に合うよう、これまでに設備の配備を進めてきた。今後は老朽化に対する点検や補修の継続が中心になる。
- 設備の老朽化等があり、すぐに対応することは難しいことがある。
- 企業は利益追求集団であるという本質から、やはり環境関連設備は生産設備に比して、重要度が下がる扱いを受ける実状がある。
- 老朽化が認められる設備がある。
- 老朽化が一部見受けられる
- 法規制、自主管理基準を十分満足し、かつ周辺からの環境苦情もない状態で操業できている。温暖化防止に向けた設備投資も十分に行っている。
- 問題ありません。
- 理想的とは言えないが、必要な投資を行っている。
- 排水処理設備において、基準を逸脱しないように十分な措置が取られている。
- 法対応、日常管理面の整備を実施してきたため
- 作業従事者を始め、工場内でより多くの人員へ洗浄液の扱いに関する教育訓練に注力している。
- 定期的な管理のもと、適切な投資を継続しているため。
- 3-1 に同じ
- 設置から年数が経過しているが、現在使用に問題ない。
- 施設の老朽化が目立ってきているが、全ての予防保全実施することは難しいため、リスク等を考慮して対応している。
- 今までの取組(投資)として大型の設備投資が順次なされており満足できるのではとおもう。
- 大きな設備更新となる為、工事・資金のタイミングが難しい。
- 我が国の CN 達成の本気度があまり感じられない

- 意識の高まりから、環境施設の整備には趣をおいている。
- 設備の経年劣化
- 環境 ISO 認証取得しシステム構築済み
- 「規制基準を守る」という点に関して言えば十分。
- 最新の設備を導入したいが、全体投資の中で補修で凌いでいる面はある。
- 特に問題が無いから
- 新たな環境管理業務の増加と、公害防止施設(設備投資)は、別の問題である。
- 温暖化対策が不十分。
- 環境管理より生産重視
- 万全とは言えないまでも定期保全は実施している。
- 毎年環境関連設備の更新・新設のための予算を計上している
- 特に不備は認められない為
- 設備自体は、環境保全協定の順守を第一義に設計しているので、公害防止能力は十分である。
- 顕在化しているリスク対策を検討中であるが、今年度は予算枠がなく、次年度以降での対応となる。
- 設備の老朽化によるもの
- エネルギー源が重油となっている為
- 特に異常なところはない
- 老朽化した設備の更新が思うようにいかない。
- 過去の事故等を参考に十分な対応がなされている。
- 基準値に余裕を持たせたいと考えている
- 多額の設備投資及び施設・設備の設置場所等の問題
- 市(中核都市)の指導に基づいた管理の実施、設備の設置、漏洩防止対策を実施しており十分と考えます。
- 適切に管理・運用出来ている
- 従来より測定結果は低い数値で推移しており、また異常事態の発生もないことから十分であると考えます。
- 定期的な設備管理の実施。
- 公害防止施設は、法令・協定等の管理値を十分満足するよう設計しており、公害防止能力は十分である。
- 排出基準を外れることは、今までにありません。
- 総じてインフラの老朽化が進んできている中で、規制が引き上がっているので投資必要額は上昇し続けている。
- 会社としてはそれなりの設備投資を容認していますが、工場単位で最善な設備を模索している。
- 老朽化が進んでいる。
- 施設の老朽化は正が追い付いていない
- 公害防止の基準を守って管理できている為
- 緊急時の対応設備等を追加設置。
- 公害防止施設は概ね支障なく稼働しているが、一部の設備では老朽化などの影響により、定期的な補修・設備更新などの費用面の負担が大きい。
- 万全であるとはしたいのですが、まだ設備でリスクを減らすことが出来るところがあるのではと思います
- 意識は高くなっているが設備投資(費用)までは至っていない
- 不具合時、緊急時には一時的に基準を順守できない場合がある。
- 設備の経年劣化等の懸念
- 排水管理強化、省力化に対応したDCSや自動化などの強化を行っている。
- 設備の更新などで対応出来ている。

- 排水処理設備が老朽化しているので、設備投資で改善・更新したいが、費用対効果を考えると、投資しにくく、後手後手になってしまっていると感じている。
- 【「十分である」の理由】・設備自体は、関係法令及び環境保全協定の順守を第一義に設計しているので、公害防止能力は十分である。(7 社) ・設備の不具合に対しては、優先順位を明確化し計画的に改修を行っている。・必要に応じて設備更新等を行い、特段支障が生じていないため。

【Q3-4 の回答の理由（自由記述）】

（公害防止管理者の公害防止管理業務に係る業務量について）

- 公害事案、リスクの低下
- 公害防止管理者としての業務は殆どないため（組織として対応することが多いため）。
- 本業務自体は、変りないがその他の業務や監査業務対応などが増加している。
- 扱う排水量が増えているため
- 温暖化対策まで進んでない
- 公害防止の観点では、分析機器等を含む設備メンテナンスを外部委託している事が多いので実業務の増減はそれほど無い。但し「公害防止管理者」の業務に分類されない環境管理業務の増加はある。例として廃棄物の分類・処理委託契約の管理・对外報告データの集計等。
- 温暖化対応等は別の者が担当している
- 特定工場ではないため。
- 水質の公害防止という点では、既定の条件下で既定の業務を適正に行い、その制度であり、精度を維持することが重要である為、変えてはならないと捉えている。
- 従来の管理を継続することで基準値が守られているため。
- 年々報告事項が増えているように思われる
- 業務内容が変化していない為。
- 温暖化対策等の新たな業務の比重が増えたため
- 弊社は水質の公害防止管理のみを行っており、温暖化対策と業務重複がない。
- 環境に関する業務が多岐にわたるようになってきたため
- 責務上当り前のことであり、業務負荷という考え方そのものがない。
- 従来公害対策業務はそのままですが、明らかに GHG 等の業務は増加しています。
- 設備、工場規模が変わらないため
- 公害防止管理者の業務量に変化はないが、温暖化対策等の新たな業務が増えたため、全体に占める割合は少し減少している。
- 連続排水分析機器の導入による監視業務が増えた
- 設備に大きな増減がないため。
- きめ細かな対応が求められる状況となっている
- 基本的な業務内容が変わらないから
- ISO14001 システム管理面での業務増加
- 従来の公害防止管理が無くなる/減少する訳では無い。
- カーボンニュートラルへの対応作業等の増加
- 環境管理より生産重視
- 管理人数は減らしていないので量も変わっていない。
- 温暖化対策や廃棄物管理等についても従来から継続実施しているため
- 新たに温暖化対策が求められるが、その事が公害防止の意識に影響はしていない。但し、物理的に索時間は、業務効率化推進により以前より相対的に減少している。

- 現に変わらないため。
- これまであまり行われていなかった協定書や届出書の見直しを定期的実施している為
- 公害防止と別に SDGs と省エネ担当を配置
- 国及び自治体による監視強化による
- 日々の管理業務は標準化されており、通常業務の一部としている為
- 排水処理を実施しておらず全て業者に引取依頼。環境問合せ回答や、市への温暖化対策状況報告、県への PRTR 報告等業務量は変化していない。
- 管理業務は増えているが、電子申請等により効率化、簡素化出来ているため
- 施設の新増設等があった際には都度管理業務が増えるが、従来からのことなので特に変化はない。
- 管理業務の中に情報開示の業務を含むため。
- 施設の老化にともなう更新ができない
- 環境規制の強化による法規内容確認及び教育時間の増加、事業の拡大による管理業務の増加
- 公害防止の設備について特に増えていない為、管理業務の量も増えていない
- 新規に設置された設備等の日常点検作業及びメンテナンスの増加。
- 新たな業務については、その分の担当者を設けている。
- 弊社だけだと思うが、1名本社に引き抜かれ、その補充をしてもらえないので、業務はかなり増加していると感じている。
- 【「変わらない」の理由】・石炭火力発電所の水銀測定等の規制が一部強化されているものの、業務量に大きな変化はない。・公害防止管理者の職務には温暖化対策等の業務は含まれていないため。・大きな変更はない。(2 社) 【「相対的に増加」の理由】・新たな規制が次々導入され、作成する記録類が増加しているため・環境に関する法改正等による対応業務の増加に伴い増加している。また、発電所の新規運開等による増加もある。・環境を管理する人員が少なくなる中、環境関連法令の改正が多く、対応に苦慮しているため。 【「相対的に減少(新たな業務の比重増)」の理由】・発電所員の減少や部署の統合により、公害防止管理者が、公害 防止管理以外の業務も受け持つようになったため。

3. 資格取得後の資質を維持するしくみについて

【Q4-1 で「自治体」または「業界団体・民間事業者等」の具体記述】

(知識の更新・アップデートのために受けた研修・講習（自治体、業界団体・民間事業者開催分）)

- (一社)千葉県環境保全協議会
- 滋賀県大津市
- 栃木県産業環境管理協会
- 県・加入団体による環境に関する講習会等。
- 茨城県
- 岡山県環境保全事業団
- 京都府 府民環境部環境管理課
- 兵庫県
- 静岡県環境保全協会
- 埼玉県検査環境協会の研修や講演会に参加している。また埼玉県から来る河川の汚染予防の連絡書類等を社内の研修で周知している。
- アスファルト合材協会
- 湖南・甲賀環境協会

- 横浜市主催
- 埼玉県、埼玉県鍍金工業組合
- 山口県
- 産業環境管理協会、埼玉県
- 千葉県環境保全協議会
- 富山県
- 横浜市
- めっき工業組合、硬質クロム工業会、千葉県環境保全協議会 等が実施したもの、定期的な知識の更新の為ではなく、水濁法の改正時に理解するために受講したものです。自社での実施もこれらの講習会での知識をまとめて社内勉強会を実施した程度。
- 移動距離、経費、キャリアによりケースバイケース。

【Q4-3. Q4-2 の研修内容等について記載（自由記述）】

（公害防止管理者等のリフレッシュ研修（再教育）の内容について）

- 通達だけでは見落としが怖い。
- 講習などは人数も厳しい中小企業にとっては参加しにくいので資料でほしい。
- 土対法の内容、土壌改良に係る工事・実費の事例。瀬戸法、設備変更に係る承認手続き。天災（地震、暴風水害）による設備被害と周辺汚染事例と処理弁済費用の実態。といった実務内容を充実させて頂きたい。
- 法改正はもとより、他社の状況など情報収集により自社管理を強化したいため
- 研修の受講者は既に資格を有して実務に励んでいることが予測されますので、一般教養では無く、実務上の知見、事例、事故、対応方法などがあると、理解を深める上で望ましいと思います。
- 業務に支障のない日時や方法が望ましい。
- 横浜市条例の改正等
- 上記の研修があることを知らなかった。
- 特にありませんが、資格の取得に関係なく聴講していた。
- 一般的ではない、管理の具体的事例による教育が良い。
- 内容よりも伝え方が重要。
- 前述の通り、人員が少ないので毎回研修に参加させたいが、できない場合もある。規模を小さくするか、コロナ禍のリモートを利用し、年数回実施してもらえると助かる。
- 自社で、発電所単位又は部門大で、法令教育（環境関連法の改正内容に関する紹介を含む）や、環境管理技術に関する研修を行っている。（3 社）・法定管理者として業務に従事している者への講習案内を実施した方がよい。

4. 現状制度において事業者が優先して改善すべきと考える点

【問 5 の回答の理由について（自由記述）】

（改善してほしい事項の詳細）

①特定工場要件（規制対象業種・施設）

- 特にないですが、大気、水質は 1 種と 3 種の 2 水準位でよいと思います。
- 特定工場、特定設備等よくわからない部分が多いことと、排水量だけで指定されることは冷却水のみに使用している工場にとっては意味があるのかと思います。

- 特定施設の基準を緩める(台数が少ない場合は免除など)
- 規制対象施設が多すぎる中で且つ、能力等の要件が厳しいものがある
- 特定施設条件、選任時期などの緩和

②選任・届出要件

- 届出作業の負担
- 特定施設の簡易な変更時の届出見直し。認定講習者の実務経験年数の見直し。
- 事務処理負担軽減のため選解任届出は省エネ組織の選解任届出のように年1回の定期届出にしてほしい。
- 選任・届出等も含めてデジタル対応を進めて頂きたい。
- 事務作業の合理化が必要、書類保管期間も含めて。

③国家試験の実施方法・受験機会（試験のデジタル化等）

- 試験は年に数回実施し、受験の機会を多く与える方向にしてほしい
- 試験が年1回で、難しすぎる。管理者を増やそうという意図が感じられず、資格にプレミアをつけているとしか思えない。
- 人手が少ない状況資格を取るのはいかなりの不可と感ずます。資格がなければできないことなのか。
- 国家試験について、「法的な要求」、「計測に関わる分析技術」、「人と環境への影響」を中心とした三本立てに分けて試験を行って欲しい。特定工場の要件について、工業団地のようなエリアでの管理部分を強化して無知・有害・無対策の事業者が放置されないようにしていただきたい。
- 法令等は毎年のように改正される。試験は簡単でなく、受験機会を増えればよい。
- 将来的には試験のデジタル化を採用すべきである。
- 受験機会を増やしてほしい。急な選任時に間に合わない懸念がある。
- コロナ禍ということもあり、試験会場が近場の方が好ましい
- 開催場所の多元化。現在は遠いため。
- 国家試験の受験機会を増やしてほしい。(1回/年では機会が少ない)
- 受験で資格取得したケースでは、科目合格を生かしながら、4種⇒2種⇒1種というような管理の上位資格を取得できるが、認定講習で資格を取得した場合、免除制度が無いと理解しており、認定講習でもこれを可能とする方法について検討を行ってほしい。
- 試験をデジタル化してペーパーレスを図ることを希望します。
- 試験会場が限られており、遠方からの受講に日数を要する。
- 試験会場が近くても福岡か広島と遠い。
- 新型コロナウイルス感染防止の為、試験のデジタル化
- 代理を置くことになっているが年1の試験だと資格保有者の確保が難しい
- 公害防止管理者取得機会が少ない。
- 1年で他分野(大気と水質など)の試験が受けられないのは、効率的でないと思います。
- 受験しやすい環境整備
- 国家試験の回数や受験場所が少ないため、受験機会を増やしてほしい。
- 新型コロナウイルス流行時、大都市の試験に従業員を参加させることは企業として推奨が難しい。デジタル化以外にも、試験会場を増やす等の措置をとってほしい。(現状、北陸は東京、大阪もしくは名古屋までいかないと受験ができない。)
- 試験会場が限られており、前泊が必要で旅費や身体的負担が大きい。
- 年2回以上の実施を希望します

④資格認定講習の実施方法・受講要件

- 資格認定講習の受講要件が厳しい
- 資格認定講習受講までの年数が長い。
- 沖縄県で資格認定講習が開催されていない。

- 資格認定講習の実施場所を増加して欲しい。
- 資格認定講習受講要件、実務経験年数の見直し(人材確保のため)
- 当社では認定講習での資格取得を行っているが、年に2回開催など資格取得の機会を増やしていただきたい
- 第2種および第4種については、技能講習程度でも良いように思う
- 一定の実務経験を満たせば、講習のみで資格取得できるようにしてほしい
- 資格認定講習を受講する前にインターネットや、通信教育で要点を事前学習できるようにしたい(認定講習とセットにする、事前学習の成績を認定講習修了試験にプラスする等)。
- 大気、水質一種については認定講習制度外である・年1回の試験では管理者不備になる恐れあり
- 講習・受験要件の緩和と受験機会を多くしてほしい。
- 資格認定講習の回数と開催地域を増やして欲しい

⑤国家試験・資格認定講習の内容

- 国家試験問題について改善すべき。基本事項が理解出来ていれば合格出来るレベルでよいと考える(必要以上に細かな内容の問題や微妙なひっかけ問題などは不要)。
- 水質ならびに大気の1種と2種、3種と4種の統合、大気の実験教科数の統合等の試験制度見直しは必須と考える。さらに、選任する前の講習を義務づけることが必要である。
- 人材育成やスキル維持に必要な点を強化してほしいため
- 大気・水質関係の第1種 テキストを見る限り 記載内容が多すぎる。必要ないものは割愛すべき。試験問題にでないところは割愛でよい。また試験内容で実務とはあまり関係のない暗記問題が多すぎる。今時ネットで調べればわかる内容が多く記憶するより考え方を覚えたほうがよい。昔の共通一次試験のようです。実務に使える試験問題に改革が必要。また、現行制度では、選任に必要な人員数が多すぎる。試験区分での科目別合格は永久に消えないようにしてほしい。危険物の種別合格と同じ扱いが良い。
- 過去、受験してみた実感として、分野にもよりますが最低でも高校の理系の知識(物理・化学・数学)がないと合格困難に感じており、文系出身者ではかなりハードルが高いです。例えばさらに分野の細分化をするなどして、試験問題のハードルを下げるのが必要かと思います。(ただしボーダーフリーではなく、一定のハードルは必要) また、試験が年一度しかなく、一度不合格となると受験が翌年となりモチベーション維持や環境変化により学習が困難になる懸念があります。年複数回の受験機会が必要と考えます。
- 試験や認定講習の科目量、範囲が広すぎると感じる。自分たちが関連する設備、化学物質、業務に全く関係しない内容が相当量あり、資格取得までが大変。もう少し絞った内容にしていきたい。もしくは、技術的なことはメーカーが理解していればよいと思う。実際に管理する側としては流出や地下浸透などの環境破壊をしないようにするための体制の整備、責任、法律の理解程度でよいと思う。
- 試験問題が引っ掛け問題が多く、資格取得の目的と乖離している。このような資格取得ならば資格自体は必要ように思われます。
- 国家試験内容について改善すべき。現在の試験問題は重箱の隅をつつくようなものが多い。簡単な基本事項が理解出来ていれば合格出来るレベルでよいと考える。
- 国家試験の問題の難易度が高すぎではないか
- 国家試験は受験の機会を増やすや、科目取得による免除期間の延長 3年を5年にする等。国家試験、認定講習の学習対象範囲も広すぎるのももっと絞れると良いと思う。
- 必要な知識の範囲が広く、実際に自事業場にはあまり関係のない事項も多く、内容過多に感じます。また試験が年1回であるのは、機会が少ないと思います。
- 公害防止管理者の研修内容は幅が広く、実際に業務で使用する内容が少ない為、実際の業務に活かせる様な講習内容になっていけばありがたい。

- 資格者の人数確保に苦勞する側面があるため、広範な知識を求める資格や講習会の他、当該社の実務を行なう上で必要な限定的要件についてのみの知識ですむような準資格的扱いなどがあると良いと思います。実務としてはレベルを落とさず、過剰な知識は不要、とする。

⑥資格取得後のフォローアップの仕組み（再教育等）

- ペーパードライバー対策が重要と考えます。
- 公害防止管理者等リフレッシュ研修関しての知識がなかった
- 法令改正や最新技術のフォローは必要で、個社や都度だけでは抜けが出やすいため
- 法規制の改正等、変化のあった時だけでも良いので資格取得後のフォローアップがあると助かると思う。
- 資格取得後に当該業務に携わっていないと、知識がアップデートされないまま有資格者としての認識だけが残る。
- 資格取得後の技量低下防止

⑦その他

- まずは公害防止管理者の社内での発言権及び地位、収入等を保証するよう国が企業に対して働きかけが絶対に必要である。現行、平社員等を公害防止管理者に選任し、社内的な地位や圧力で発言権を弱めさせることができる為であり、管理に支障が出かねない為である。また資格取得後の教育に関して、無償や格安の講習会を2～3年に1度は受けることを義務化すべきである。自主的に知識を取り入れるものとそうでないもののスキルの差異が開き、それがそのまま企業間の公害防止への差異につながりかねないと考える。また資格認定講習が存在するのに、国家試験という形式は必要性が低い様に思われる。講習会のみの一歩化で十分ではないだろうか。(弊社ではその講習会ですら数名脱落している始末であり、知識量の確保という意味でのフィルターリングの効果はちゃんとある為である。)

- 公害防止に関する知識を保持し、社内において人材を育成する仕組みが必要と考えます。
- 現行制度でのシステムが出来上がっているため変更は混乱の原因と成り得る
- 【「選任・届出要件」関連】

・必置制度にあるにも関わらず、代行者も有資格者から選任する必要がある、今後の AI や DX の発展を受け、人員が削減されるとなった場合、現在の要件では人繰りに支障が生じると考えられるため。・日本は既に公害問題を克服している現状に鑑み、高いレベルで環境基準等を連続して達成している事業者(所)に対しては、インセンティブとして選任要件等の緩和を検討すべき。・有資格者の常駐および兼任の緩和がなされることで、公害防止管理者の配置の制限がなくなるため。

【「国家試験の実施方法・受験機会(試験のデジタル化等)」関連】・必置制度であるにもかかわらず資格取得者が少ないため、まずは、資格取得者を増やすことが急務であり、そのためには、国家試験(年 1 回)及び講習会の複数回開催等、資格取得の機会を増やすことが有意であるため。(5 社)・新型コロナウイルスの流行時、大都市の試験に従業員を参加させることは企業として推奨が難しい。デジタル化以外にも、試験会場を増やす等の措置をとってほしい。(受験者の勤務地によっては、受験時に大都市に赴く必要があるため)・国家試験には科目別合格制度が採用されており科目合格の有効期間は 3 年に設定されているが、業務等により受験機会を逃すおそれがあることから、有効期間を廃止し、公害防止に携わる有資格者を確保しやすい制度づくりを要望する。・試験区分毎の受験とするのではなく、合格した科目に応じた資格区分の免状交付とすべき。試験の問題数が少なく 1 問の配点が高すぎるにより、年毎の出題分野によって合否を大きく左右する。実務は浅くても広い知見が必要であり、出題においても分野が偏るべきでなく、平易でも広範囲の知見の有無を問うべき。・資格取得者を増やすことで公害防止管理の意識向上・知識の共通化を図ることができ、適切な管理ができる。そのためには、資格取得の機会を増やすことが有意であるため。(2 社)

【「資格認定講習の実施方法・受講要件」関連】・オンライン(リアルタイム、オンデマンド)での認定講習の実施が可能となれば、講習会参加の敷居が下がり、資格取得機会の増加につながるため。【その他(資格認定講

習の受講機会)関連】・資格認定講習の地方開催が少ない。他県開催地への派遣費用の負担があるため、地方での 受講の機会を増やすように改善してほしい。

5. 公害防止管理者等国家試験のデジタル化について

【Q6-2 Q6-1 懸念点に関する自由記述】

(CBT 化の懸念事項について)

- 合格者の質の劣化。
- 費用面では出張費が不要となる文で、イーブンとなれば良いのではないか。
- 不正が横行し、試験の難易度も受験者により変われば明らかに不平等なシステムとなる。実施するならば手法を再度検討すべきである。
- 受験者に対して、公平性は確保して欲しい。
- ランダムに問題を出題したとしても全く同じ問題が出ないことを保証していない。日程初期に受験した問題をネット等にリークする者が出るのは必至。従って後半の日程で受ける者が有利となる可能性が高く、公平性は確実に損なわれる。日時の分散は反対である。
- 公害防止管理者資格取得機会が増えるのであれば歓迎。環境意識を高めるためにはより多く人が資格取得することが望ましい。
- PC のオンライントラブル対応については、十分ルールを詰めていく必要があるかと思います。また受験生が監視下に置かれていないので不正行為が容易に行えると予想されますため、対策は必須だと思います。例としては計算問題の比率を上げる、設問ごとに回答時間を設けるなど(選択問題は短く、計算問題は長く)。
- 当日の機器のエラー、バグ。SNS 等での問題流出により、公平性の担保(期間が開くので問題と答えが出回るとまたまた出題されればラッキーになってしまう)
- ネット環境により障害が出ないか
- 不慣れによるマークミスが発生し易くないか。自信がない設問にチェックし後から見直しを紙での試験では行うが、デジタルでも実施できるようにしてもらいたい。
- 試験は有資格者(有識者)を増やすことが目的だと思うので、落とすことが目的でないならば受験時の参考書参照は可で良いと思う。
- Q6-1 のような問題がはっきりしている中で CBT を議論することに意味はあるのか。それよりも年2回実施とすれば、1 回が感染症蔓延等で中止となっても受験機会を確保でき費用増も抑えられるのではないか。CBT を進めるのであれば他の試験と併用できるようにしては。
- カンニングを恐れるような試験にしなければいい
- 筆記試験と同様にモニターを立てるのではなく、タブレット等で机に寝かせた状態での試験環境が良いと思う。カンニング対策にもなると思うし、試験管からも不正が無い確認しやすいのではないか。机の上はタブレットとタッチペンだけ。
- システム障害により試験継続不能となった場合の対応。
- 当社の場合、幸いにして試験場の制限はあまり問題となっておりません。それに対し、試験問題が人によって異なることや不正行為など、公平性に懸念がある点で要改善と思います。
- 完全デジタル化ではなく、従来筆記試験型との選択制にして需要動向を見極めて欲しい
- 受験機会が増えれば受験者も増加することが期待でき、民間の教育・受験産業の受託競争参加と汎用 IT 技術を利用すれば、受験料が今以上に上昇するとは考え難い。問題数を多くすることで、難易度の公平性は担保できる。現状こそ問題数が少なく、年度により出題分野の偏り、難易度が変動している。・試験難易度の公平性についてはこれまでも年度で問題が異なることと差異はないと考える。・CBT での計算問題について、計算用紙や電卓の持込み等はできないと考えられるため、そのことを考慮した問題としていただきたい

6. 公害防止管理者制度の改善点について

【Q7-2 具体的な緩和内容と、緩和が必要な理由】

(公害防止管理者の兼務要件について)

- 同業種である必要があるのか。
- 第1条①到達時間が2時間までのところ、3時間までとする。
- 第1条の⑤は公害発生状況の監視ができるシステムか、現場担当者との通信手段だけで要件としては十分のように考えられる。
- 同敷地内だけでなく近隣なら可能とする。
- オンライン等で適切な対応ができる場合、到達時間や兼務工場数の撤廃
- デジタル機器を使用しての管理が出来れば到着時間等の必要性はないとする
- 現在特に問題を感じていない
- 到達時間の制限拡大
- 第1条① 到達時間要件の緩和
- リモート勤務が一般化している現状で2時間到達は意味がない
- 同一会社の社員であることを条件とし、他の必要条件をなくす。
- 同一市町村に限らなくてよい。
- 第1条①到達時間の廃止。
- 兼務に必要な条件を①、②のみとして欲しい。
- 兼務工場数の廃止
- 到着時間の緩和。但し、管理する工場との情報収集、指示連絡が十分に取れる通信環境等を整備している事。
- 第1条①到達時間が2時間までのところ、3時間までとする。理由:資格取得難易度が高く、合格者がなかなか輩出できない。
- 第1条①到達時間が2時間までのところ、4時間までとする。
- 親子関係とあれば、同一敷地内に拘る必要はないのではないか
- 到達時間が2時間までのところ、5時間までとする。
- 到達時間2時間以内の廃止。
- 第1条①到達時間が2時間までのところ、規定しない。
- 第1条①到着時間が2時間までのところ、3時間までとする。
- 一定以上の監視装置が遠隔で監視でき、技術上の基準が満たされた場合
- 第1条①到達時間が2時間までのところ、3時間までとする。(県外含む)
- 第2条③同一敷地内の兼務工場5以下⇒同一敷地内すべて(但し敷地面積による)
- 第1条①到達時間の記載を削除して欲しい(携帯電話等で連絡が繋がれば、到達時間に束縛される必要はないと考える)例えば、普段電車通勤で車を所有していない場合、夜中の緊急事態発生で2時間以内の到達は現実的に無理。
- 「2時間以内に到達できる」の制限不要
- 第二条 ④業務規程は不要
- 第2条②同業種が密接な関係⇒事業内容を理解していること
- 現行の居住地制限を撤廃して、現在のIoT技術に応じた兼務要件として新たに兼任条件を検討すべきと考える。
- 【第1条①関連】・到達時間が2時間までのところ、4時間までとする。・事業所同士が離れている場合や、交通アクセスに制限がある場合は、事業所の行き来に時間がかかり、2時間以内の到達が難しいため、

到達時間を 1 日まで等大幅に拡大してもらいたい。(2 社) ・到達時間 2 時間以内を廃止する。 ・到達時間 2 時間を 3 時間までとし、特例要件としてオンラインでの状況確認ができる場合には、この限りではないとする。 ・到達可能時間の条件は、場合によりなくても問題ない。現状は IT を利用して環境対策状況を確認でき、かつ指示・指導を遠隔にて発信することも可能。このようなインターネット環境の整備を条件として、到達時間を削除あるいは緩和可能と考える。【第 1 条⑥関連】 ・兼務工場数 5 以下のところ、8 以下とする。【第 1 条、第 2 条全般】 ・複数の発電所の運転状態を遠隔で監視でき、かつ、各発電所に公害防止管理の担当者(資格取得者でなくてもよい)を配置することを条件に、公害防止管理者の選任を、本店勤務者から選任する。(2 社) ・事業者が複数の特定工場を有している場合、例えば有資格者が本社に常駐し、各特定工場に対して通信回線等により必要に応じて指示できる環境を整備し、かつ業務の実施体制 及び指揮命令システムを定めれば、各特定工場に有資格者を常駐させなくてもよい、という規制緩和をご検討いただきたい。

【Q7-3. 兼務要件の緩和を可能とする条件の 1 つとして、兼務工場の公害発生状況を監視・通信する手段が、IT 技術の進歩とともに発達している可能性があります。有効に活用されている遠隔管理技術等（自由記述）】

- 場内 LAN によって全環境設備が各施設場所で閲覧が可能。当然異常信号が出れば全個所で確認可能。
- 測定値を常時監視し、異常値となれば担当者へメールを送信する技術
- オンラインシステムを用いたデータの常時監視など
- 現場に行かなくても個人パソコンで測定値や設備の運転状況を確認している
- 測定値(社内管理基準値)に異常があった場合、関係者全員の携帯にメールが送信される。
- 工場内のみだが、排水、ばい煙の連続監視状況を事務所、詰所で確認できる
- 燃料使用量監視モニター
- 測定値や設備の運転状況を自動監視、異常警報を警備会社経由で担当者へ電話連絡する
- 監視データを関係者のスマホで見られるようにし、異常時はスマホに警報が入る仕組み 3
- スマートフォンによる通信
- 遠隔的にスマートフォン等を利用して、測定値や設備の運転状況を監視する技術
- チャットアプリ
- 東日本震災以降遠隔管理の難しさがあると思っています。停電になり、通信が途絶え、遠隔地の状況がわからず、打つ手も無くなるのではと考えています。
- 社内システムを構築し、PC、スマホで設備運転、自動測定機器データを監視する技術
- 必要に応じWebでのリモート監視を行う。
- VIDEO、TEAMS など
- 社内専用ネットワーク回線を利用し、工場内の映像を共有できる。
- 操業監視システムを利用した水質分析値等遠隔監視
- 他地区プラントでは、1 プラントは有人、2プラントは無人数として、有人プラントで遠隔監視を行っている。
- 根本的には3現主義が原則だが、緊急時には管理技術というよりも工場オペ等従業員がスマホ等で動画撮影して公害防止管理者に送付して確認してもらい、状況判断を仰ぐ形で十分に機能する方法ではないか、と考える。
- Web会議で必要に応じて管理状態の確認等が可能
- 遠隔的でカメラ、センサー等を使用し、スマートフォン等を利用して測定値や設備の運転状況を監視する装置を利用している。
- 複数の発電所の運転状態を遠隔で監視できる。ただし、操作はできない。(5 社) ・測定値の確認、運用状況の確認については、メールで対応しており、兼務工場の公害発生 状況を監視することは十分に可能。 ・PC を利用した運転状態監視や情報共有、スマートフォンを利用したオンラインでの状況 把握(テレビ通話) ・異常兆候検知システムを使用したオンラインでの監視技術 ・環境対策設備を制御、操作する運転員を 24 時

間常駐させており、この運転員に指示、指導が可能なようパソコン、スマートフォンを配備している。パソコンでは運転データを確認可能、またカメラを現地に設置すれば映像も確認可能。

- ボイラの運転状態を遠隔監視している。異常発生時はボイラメーカーに自動通報し、トラブルに対応してもらう。

【Q8-1 理由等の自由記述】

(資格認定講習の受講資格要件の緩和について)

- 知識については資格認定講習で担保できるので実務経験年数は3年で十分と考える。
- そもそも認知講習自体不要なので緩和する必要はないと考えられるため。
- 人材育成の円滑化の為
- 3年～5年程度実務を積みればある程度の知識が身につくと思われる
- 認定講習を受講しやすくしてほしいです。
- 資格を取ってから実務を経験すればよいだけのこと。
- 学歴によって年数が違うのはどうかと思われる。高卒でも有能な人材はいる。
- 本法規の設定とは時代が違う。同じ職種に10年も留まる者の数が減っている。担当者一人で多重の業務をこなす時代に経験年数を長く設定する意味など無い。
- 学歴によって必要な実務経験年数に差をつける必要は無い
- 昨今、一つの会社に対して勤続年数10年以下というのが珍しくない転職の多い時代である。そんな中で実務経験が10年以上等と設定するとそもそも条件を満たせる人員がかなり限られており、現実的ではない。また高校卒とその他に対しては、年数の差異は必要ないのではないかと考える。専門分野を専攻して学んでいるわけではない為、基本的な公害等に対する知識量に明確な差異があるとは思えない。ここを分けることは区別ではなく、差別のようにすら捉えられる。
- 従来からの要件の条件で不自由を感じていない
- 大学で専門に学んできたもの以外は、どの学歴でもほぼ知識ゼロのと思われるから。また、すべて実経験年数が長い。
- 学歴による知識、スキルレベルの差は、結果的に試験の結果に反映されると思うから。
- 学歴区分に関わらず経験年数を統一して実務経験重視とする方がよい気がする。
- 学歴で選別する必要があるとは思えない。
- 実務経験が5年もあれば十分と判断する。
- 実務経験は年数ではなく、内容によるものだと思う。
- 実務経験年齢は学歴によらず一律でよいと考えるため
- 受験によって得た資格であれば、当人の知識が公正に判断されたものとして、実務経験は一律(合格者にはないでよいが)認定講習は受験なしに資格を与えるものであるから、一定の資格要件は設けるべきと考える。
- 講習会をうけられる要件に制限をなくしてほしい。
- 経験が多少浅くても、公害防止管理者資格取得を機会に、より管理が充実する可能性がある。
- ある程度の年数を経過し、社内での地位がないと公害防止の指示が困難なため
- 受験者の意思や責任が最重要であり、外面的な「実務経験」は評価に値しないと思います。
- 職制変更があり、長い間同じ職種を続けていないから
- 早い段階で知識を習得させ、作業の意味を深く理解させたい
- 修了試験で理解度を確実にチェックできれば、経験年数は一律同じでも問題ないと考えます。
- 実務経験年数と公害防止管理能力は、比例しないと考える。
- 大卒が3年は妥当。それ以外は最長でも5年で十分。

- 資格者人材の確保が難しいため
 - 若い方に資格を取得していただきたいため(中途採用が多く年齢層が高い為)。
 - 学歴区分ごとの実務経験年数が不要に感じる。重要なのは実務年数であり、そこに学歴は関係ないように思います。
 - 資格保有者の確保のため。前提となる知識はもちろん必要ですが、短くても実務経験ある方が試験だけ合格するよりも公害防止に精通している。
 - 実務経験年はあまり重要ではないと思われる 個々の資質を選入者が判断すべき
 - 現行教育制度の高度化/専門化を勘案して概ね緩和に賛成。
 - 学生や研究者も受験しており、実務経験年数の定義がはっきりしていないので設ける必要もないと思います。
 - 学歴によりどれほどの差があるかわからない。
 - 経験内容は会社工場により、様々である。 経験と資格はリンクせず、経験年数は一律としを学歴により差をつける必要はないと考える。
- 当社では認定講習による公害防止管理者は認定していないため」
- 公害防止管理者の人員確保が容易になる。
 - 実務経験 3～5 年程度であれば、概ね業務を理解できていると思われる。
 - 学歴による知識より現行経験値が重要
 - 資質の低下を招く
 - 有資格者の確保がしやすくなると考える。
 - 現行の制度で問題が生じていないため
 - 資格取得がゴールではなく、むしろ取得後にも定期的にフォローアップ研修等を行い、知識レベルを維持する事の方が重要と考える為。
 - 資格認定講習の要件緩和は、資格取得機会の増加につながり、資格取得意識の向上等につながると考えるため。
 - 学歴区分で実務経験年数の設定に差異がある理由が判らない。実務による経験は学歴に関係なし。
 - 実務経験必要年数が長すぎて、人材確保が難しいため
 - 大卒者は緩和可能と思う
 - 高卒でも 5 年程度実務経験があればよい。
 - 実務の長さが適正を担保するものではない
 - 中小企業において、大卒、短大卒の入社はなく高卒がメインとなる為、実務経験年数の緩和を希望する
- 公害防止管理者は、知識と経験が必要であるため現行の実務経験は適正と思われる
- 学歴別と実務経験年数に差をつける根拠がわからない。受験資格が同じ年齢にする為なら差をつける必要性は無いと思う。差をつけるとしても少なくともいいと思う。
 - 資格認定講習に合格できていれば公害防止管理者となる一定の資格を満たしていると思われるので、実務経験年数は緩和しても合格できるようであれば良いのではないかと思います。
 - 資格試験なので、受験者のキャリアを加味した要件を設定すべきではない。 その分を評価する場合は、設問の難易、分類で対応する。
 - 公害防止管理に関する知識や技術は、机上教育よりも、実務経験が大きく、緩和により公害防止に関する裾野が広がる。
 - 人材不足
 - 公害防止管理者が少なくなり、管理面の負荷や今後の工場運営に影響を及ぼすことが危惧されるから。
 - 現行要件に適合する対象者がいないため、対象を増やしたい。
 - 取得枠が広がり、資格者確保が行いやすくなる。
 - 経験者の不足と有資格者の高齢化により概ね賛成である。

- 資格者を確保したい
- 雇用状況の変化により、労働者が定着しにくい環境にあり、実務経験年数が長いと認定講習資格に達する者が少なくなる。
- 現行の実務経験必要年数は、長いと思われる。
- 環境関係を教えている大学や高校は少なく、実務経験が有効であるため。知識は、試験で評価するので、要件にしないで良い。
- 知識も大切だが、実務で得ている経験の方が実際の公害防止管理では有効と考える
- 実務経験年数が長いと異動等により担当者として業務に就くことは可能性であるが、資格認定講習を受け資格を取得しても管理者としての期間が短いケースがある。
- 経験の根拠がそもそもあるのか疑問である。新卒でも能力に応じて資格取得させても良いと思う。
- 人材の不足
- 実務経験の長さが、効果的な法令順守、環境保全等につながるとは認識していません。資格を早期に取得し、実務および技術(知識)の相乗効果が重要と認識しています。また、資格取得時期(認定講習を含む)が実務より先としても、大きな不都合は無いものと考えています。
- 実務経験年数なしでお願いしたい
- 資格取得者の拡大
- 専門分野以外の学校ではどの学卒でも同条件の為、部分的に緩和しても良いと思う。
- 今後の製造事業者の特定工場の年齢構成、少子化による採用数の減少を勘案すると、“実務経験の必要年数”は一定程度緩和するとともに、資格認定の条件を強化すべきと考える。
- 学歴区分による実務経験必要年数の差が大きい。
- 事業主の推薦状などを必要とする
- 他の企業はわからないが、弊社の施設グループには、希望しても人員を増やしてもらえない。また製造業の為、大卒は技術・開発・営業がメインで、工場の公害防止管理は後回し的な考えの人事なので、高卒の途中入社優秀な人が入った場合、7年・10年は待てない。
- 【「賛成である」の理由】・公害防止管理に関する知識や技術は、机上教育よりも、実務経験の方がより取得でき、また、その習熟度に、学歴が大きく関係するとは考えられないため。(発電所での業務 内容が、学歴によって大きく変わることは考えにくい。)(2 社) ・資格認定と公害防止管理業務に、学歴による差は関係性がないと思われる。・公害防止管理に関する知識や技術は、机上教育よりも、実務経験が大きく、緩和により公害防止に関する裾野が広がる。・当該業務に長く従事していた社員の退職に伴い、若手社員が(経験年数が満たない)増えてきているため。・資格保有者数が増加し、より柔軟な組織運営が可能となると考えられるため。・実務においては学歴よりも経験を重視すべきで、どの学歴であっても 3 年の実務があれば、受講するレベルには十分達せられる。・公害防止管理に関する基礎知識は高校課程で専門的な知識や技術は実務経験で取得することが可能であり、その習熟度は高卒以上なら学歴の影響は少ないものと考えられる。また、実務経験年数が 3 年程度あれば十分な習熟度を期待できる。よって「経験年数の緩和」による受講資格の品質低下はないものと考えられる。・資格認定講習の要件緩和は、資格取得機会の増加につながり、資格取得意識の向上等につながると考えるため。・有資格者確保の負担が軽減される。【「概ね賛成」の理由】・公害防止管理に関する知識や技術は、実務経験により取得できる事項も多いものの、机上教育が礎となっている面も存在することから、ある程度は学歴に応じた実務経験年数とすることが望ましいと考える。・緩和に反対はしないが、具体的な実務経験の短縮について要望はない。・実務経験が重要であると考えますが、学歴により業務の内容が変わるものではないため。【「概ね反対」の理由】・事業の規模(排出物質の数・量)や従事する人数(複数又は単独)により、習熟度は左右されるので一概にはいえない。

(地方自治体アンケート)

1. 公害防止管理者制度の在り方(意義)について

【Q1-2 回答理由・補足等（自由記述）】

(選任制度（特定工場への必置）のメリット)

- 国家資格であるため社内的にも認知される。
- 設備を把握する公害防止統括者と資格取得により専門知識を有する公害防止管理者を選任することで、公害防止組織が整備され、責任意識が高まる。

【Q1-3 回答理由・補足等（自由記述）】

(選任制度（特定工場への必置）はメリットがない)

- 関連法令(大防法や水濁法)の監視指導で対応できるため。
- 公害防止管理者法に該当する事業者のほとんどが ISO14001 を取得しており、ISO のように事業者インセンティブのある制度を促進した方が公害防止の推進を図れると考える。
- 公害防止管理者の資格があり、事業者が自主的に資格を取得することにより環境保全の意識・技術を向上することは意義があると考えます。現状は必置かつ届出を行う制度ですが、事業者の自主的取り組みの推進こそが重要と考えます。

【問2の回答理由（自由記述）】

(国家資格制度を廃止した場合の影響（危惧する点）)

- 資格制度を廃止することで、関連法規等の知識が不足している者も選任できてしまうため。
- 国家資格・資格認定講習があることで、少なくとも一度は関係法令及び公害防止技術について勉強する機会があるため。
- 他にも危惧する点はあるが、選んだ理由が他の影響の根幹にあると思われるため
- 法制度が廃止された場合、事業者における公害防止技術及び知識の継承が疎かになる可能性もあると思われるため。
- 資格制度により技術面での人材の育成に役立っている。
- 現在、選任を要しない事業所で起きていることが、廃止後、選任を要する事業場でも起きると考えられる。
- 学ぶ機会がなくなることは、事業者の知識や意識の低下につながると考えられる。また、資格制度がなくなることは、必要な知識を有している者かどうか判断できなくなる。
- 公害防止に関する技術・知識を学ぶ機会がなくなる恐れがあるため。
- 公害防止管理者国家資格制度が、公害防止技術等を学ぶ機会になっていると思われるから。
- 公害防止管理業務に必要な専門知識が担保されず、工場において適切な公害防止措置が行われなくなる恐れがある。また、事業者のコンプライアンス意識が低下するのではと慮られるため。
- 国家資格であるため、各企業において一定のレベルの技術及び知識が担保されている。廃止してしまうと企業間の格差が大きくなってしまうと危惧される。
- 有識者でなくとも公害防止管理者等に選任出来なくなった場合に、選任された方の知識レベルを計るものになり、選任される方が適切かどうかの判断が難しくなるから。
- 工場・事業場内での研修制度などがあるとは思いますが、国家資格制度の廃止により法令等への意識が薄れる可能性も否めない。
- 環境問題について、公害防止の観点から学習する機会が失われる。
- 上記選択肢(「特に影響はない」を除く)はいずれも危惧されるが、優先度の高いものとして一番上を選択。
- 公害発生を防ぐためには、事業者が公害防止意識を保つことが重要であると考えため。
- 学習しようとする動機付けがなくなる。
- 資格化することで、担当者の知識が一定レベルに保たれていると考えるため。

- CSRを重視する事業者は自主的に担当者を選任し公害防止に努めるが、制度がなくなると選任しない事業者が増えると思われる。
- 事業者の自主性に任せた場合、特に中小企業において公害防止対策に労力を掛けない事業者が増えるおそれがあるため。また、公害防止関連の法知識や技術の継承がされないまま、事業を続ける事業者が増えるおそれがあるため。
- 特に中小事業者にとって、一定水準以上の関連知識を習得する機会は少なく、資格制度による習得機会の担保は、今後も必要と感じている。
- 資格取得の際の知識取得の機会が失われるため。
- 技術者が不在となることで、環境汚染が発生しやすくなるおそれがある。
- 特に小規模の事業者に関しては管理レベルが低下すると考えられる。
- 自主的に学んでいただくことが望ましいが、制度によって環境について考えていただくことでも、公害防止につながると考えるため。

2. 事業者の公害防止管理状況(実態)について

【Q3-1 理由等（自由記述）】

（公害防止管理業務（典型公害対策）への事業者意識）

- 目立った意識変化はなし。
- 法令の順守状況を確認しているため、各企業の具体的な意識レベルや人員等については把握していない。
- 実感として無い。
- 変化を感じていない。
- 本制度に係る立入指導の実績がほとんどないため（大防法、水濁法の所管部署と異なる）
- 立入検査や窓口対応時に特に変化を感じない。
- 様々な法律を遵守している事業者が多く、排水基準等を変更する場合は、事前に相談に来られるケースが増えたように感じるため。
- 中小企業での意識が低い
- 排熱の再利用など省エネ・省資源への取組が一層進みつつあり、また、ISOの取得などによる法令遵守の認識が高まっている。
- 土壤汚染対策法や水質汚濁防止法の改正により、有害物質の漏えいに対する管理意識が高くなった。ただし、生産担当で意識が高くなく、事業所内でギャップを感じる例はある。
- 環境問題への社会的な関心の高まりとともに、事業者意識についても高まりがみられる。
- 事業者により異なる。
- 調査時の聴き取り等では、意識の変化は見受けられない。
- 温暖化対策等が、従来の公害防止管理に直接どれくらい影響を与えているのかは不明なため。
- 近年の環境法令遵守意識の高まりにより、事業者意識は概ね高くなってきているように感じる。
- 影響を実感したことがない。
- 環境管理業務の必要性が高まるなか、従来の公害防止管理についても意識が高まっているのではないかと。
- 各年度の行政指導施設数から、その増加・減少傾向は読み取れないため。

【Q3-2 の理由等（自由記述）】

（公害防止管理業務（典型公害対策）に携わる人員数）

- 目立った人員数の変化はなし。
- 法令の順守状況を確認しているため、各企業の具体的な意識レベルや人員等については把握していない。

- 事業者側の人員数まで把握していないので分からないが、実感として増減があった感じは無い。
- 個々人の能力が向上した分、人員数は減ってきたように思う。
- 本制度に係る立入指導の実績がほとんどないため(大防法、水濁法の所管部署と異なる)
- 公害防止管理業務に専念していた方が、環境管理業務を兼務しているように感じる。
- 立入検査や窓口対応時に特に変化を感じない。
- 過去5年間で公害防止管理者等の選任件数に大きな変化がないため。
- 中小企業では、人員がいない、選任を指導しても資格者がいない。
- 設備のオートメーション化などにより、工場・事業場全体の人員が減少しているように感じる。
- 業務の合理化等、環境管理業務ではない理由により人員数が減っているように感じる。
- 同一工場内で複数の区分を兼任する公害防止管理者が増加傾向にあり、公害防止管理者の人数としては減少していると感じる。
- 全体としては増減はほとんどないが、地球温暖化対策等の環境管理業務と公害防止管理業務を同じ部署が担っているような事業者においては、実質的に人員が減少していることもある。
- 公害防止管理業務に係る人員への影響は感じられない。・増減があったという話を聞かない。
- 温暖化対策等業務により、従来型の公害防止管理業務の割合が減るため、携わる人員は減っていると考えられる。
- 統計的なデータを取っておらず不明なため。
- 世代交代がうまく進まず、技術者が不在となった事業場(工場)がある。公害防止管理業務に携わる人員が削減された事業場(工場)がある。
- 公害防止管理業務に人員を割ける事業者ばかりではなく、事業者意識は高まっていると感じるものの、人員数についてはほとんど変化がないように感じる。
- 公害防止技術が発達し、典型公害がほとんど問題にならなくなった。・工場的人员が減っており、兼務する者が増えている。・事業場内的人员の増減について把握していない。・影響を実感したことがない。
- 環境部門の人員が集約されている。
- すべての事業者より公害防止管理業務に携わる人員数を聴取しているわけではないため。

【Q3-3 の理由等（自由記述）】

（公害防止施設（設備投資）の状況）

- 悪臭、騒音、粉じん等に関する住民からの苦情は減っていない。
- 大企業の環境管理への意識と中小企業の環境管理への意識の差は大きいと感じます。
- 法令の順守状況を確認しているため、各企業の具体的な意識レベルや人員等については把握していない。
- 事業者自らが検討の上実施すべきことであるため。
- 概ね規制を遵守しているが、改良しようという所までの事業所は少ない。
- 本制度に係る立入指導の実績がほとんどないため(大防法、水濁法の所管部署と異なる)
- 立入検査の結果から概ね十分である。
- 設備に関する大きな欠陥等による指導を行うことがほぼ無いため。
- 中小企業では、不十分な事業者が散見される。
- 排出基準違反などの事例はほとんど見られないため。
- 管理者を選任するような事業場において、排水基準等違反はほとんどないため。
- 規制対象外の事業場において設備投資や環境対策が不十分な事業者がみられる。
- 現状では、必要十分な公害防止施設を設置している事業者が多い。ただし、温暖化対策等の環境管理業務への投資の影響を受けて、今後公害防止施設への投資が減少する可能性があるかと懸念している。
- 設備の不備に起因する基準違反があまり確認されていないため、概ね十分であると思われる。

- その時の景気等、他の要因との区別ができない。（区別できるだけの情報がない）
- 特に問題となっているところはない。
- 水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の構造基準について、費用が理由で対策が進められない事業者が散見されるため。
- 公害防止管理者制度に関するすべての事業者について確認をしているわけではないが、問題となっている事業者は一部であるため。
- 排ガス、排水等の基準違反が毎年散見される。
- 概ね十分と考えられるものの、中小零細企業においては、公害防止施設への投資を十分にできない事業者も一定数存在する。
- 公害防止施設の不備による事故が頻発するような状況にないため。
- 会社の規模等によって、十分な事業所と不十分な事業所で 2 極化している。
- 規制基準を概ね遵守しており、その後も公害防止施設への設備投資は継続している。
- 各年度において、行政指導を要する施設が散見されるため。

【Q3-4 その他事業者の公害防止管理状況について（自由記載）】

- 公害管理も新たな環境管理も生産担当も含め、全社的対応が必要であり、事業場内での公害防止管理者の位置づけや公害防止統括者の責任の大きさにより、制度の効果に差が生じると感じる。
- 明らかに公害防止に係る専任担当者が減ってきており、他の業務と兼任する担当者や非常勤の担当者が増えてきている。このような状態で十分な知識を取得することは不可能だし、緊急時に適切な対応ができない。
- 従来の公害防止に加え、カーボンニュートラルや SDGs に積極的に取り組む企業と、変わらない企業の二極化も見られる。

3. 現行制度において優先して改善すべきと考える点

【問 4 の理由等（自由記述）】

（現行制度における改善点について）

- 公害防止には公害の現状を知り、新しい公害防止技術を知ることが必要である。
- 小規模な工場等にとって、資格の取得が大きな負担となる。特に小規模工場でも対象となる騒音・振動については、現在の試験や講習以外の資格取得手段が必要なのではないかと思われる。また、従業員が少ない工場であると、代理者の選任が難しいため、代理者の要件を緩和するなどの措置が必要ではないかと考える。
- 事業者から国家試験や認定講習を受ける機会を確保できないなどの理由で有資格者を複数人確保することが困難という話をよく聞く。年複数回の試験の実施、地方での試験の開催、オンライン講習の実施などより多くの人が資格取得の機会を得やすい環境を作る必要があるのではないか。
- 規制業種の要件について、事業者の業種を自治体側で把握する機会は少なく指導に苦慮することがある。・規則第6条に定める管理者が行う事項について記録の作成及び保存の義務を追加してほしい。
- 公害防止管理者制度の実効的な運用のためには、資格者の継続的な資質向上が重要と考えられる。
- 実情に応じて特定工場や選任の要件について改善してほしい。
- 地方からも参加、受験等しやすいように改善していただきたい。
- 未選任事業場の対策として、小規模事業場限定での資格があってもよいと思う。
- 新設の事業場では、実務経験を有する社員がいないことがあり、資格認定講習が受けられないと聞いている。

- 特に水質関係について、特定工場要件(規制対象業種・施設)がわかりにくいので、整理してもらいたい。・公害防止統括者、主任管理者、管理者それぞれに代理者を選任する現行制度を緩和する。
- その他(承継届における登記事項証明書の添付) 理由:大気汚染防止法等、承継届に登記事項証明書の添付を不要としている法令もある中で、公害防止管理者制度においては添付を求める特別な理由はないのではないか。
- 公害防止管理に関する意識を保ちつつ、選任や届出要件を緩和し、事業者負担を軽減することが、優先順位として高いと考えるため。
- 零細企業では人的確保が困難な場合があるため、代理者の選任について猶予制度を検討すべきではないか。また、地方での資格取得の機会はないため、機会の確保を検討すべきではないか。
- 対面での講習や一堂に会しての受験などが困難な場合もあることから、オンラインでの実施などを検討する必要がある。
- 届出の合理化(選任制度は従来通りとするが届出の期限は設けないこととし、公害防止管理者等の選任状況については、選任の根拠となる水質汚濁防止法、大気汚染防止法等に基づく届出の様式に組み込む等、届出に係る事務を合理化する。
- 届出書の提出部数(正本にその写し一通と省令第12条に規定されているが、複写機・スキャナー等が普及した現在では写しを提出させる意義が減じていると考えられるので、必要性について検討してほしい。
- 公害防止管理者の要件がわかりにくいため。・公害防止管理者のリフレッシュ研修が開催されていたことを知らなかったため。
- 公害防止管理者未専任の事業所においては、試験へのハードルが高い(実施頻度が低い等)と感じていることが多い。また、公害防止管理者の選任要件該当有無については、特定施設に係る届出から確認できるが、一の事業所において、その内容に係る変化があった際に、変更の届出が提出されないことがあり、指導が難しい。現時点で公害防止管理者を選任している事業所については、公害防止知識の更新のために再教育が重要であると感じている。
- 公害防止管理者未設置の事業場を減少されるためには、受験しやすい環境を整備することが重要であると考ええる。例えば、受験機会(現状、年1回)の増加や試験のオンライン化等。
- 中小企業の工場・事業場で、資格者の世代交代がうまく進んでいないため。また、従業員の少ない事業者から、長期間の講習を受けさせることは難しいとの意見があるため。
- 国家試験等の実施場所が少なすぎて、管理者資格取得に係る事業者の負担が過大である。必置制度なのであれば、国家試験だけでも47都道府県すべてで実施すべき。資格認定講習についてもIoTを活用して47都道府県すべてで実施されることが望ましい。・騒音・振動等に係る公害防止管理者について、施設を市町村が事務所掌しているものについては、大気・水質に係る公害防止管理者が必要な場合においても、届出先を市町村としてほしい。・認定講習の実施期間が短く、また、回数もすくないため、資格取得までに長期間を要する。・選任が必要となる排出水量や排出ガス量が大きすぎるように感じる。・施設の種類で指定するのではなく有害物質の使用の有無で指定すべきではないか。
- 試験の内容が日常の実務に役立つ内容に即していない部分もあるため。また、最新の環境データなど時事的な問題を把握する機会が用意されていないため。
- 資格取得後のフォローアップを手厚くすることで、最新の知識の習得や公害防止技術の継承がしやすくなるため。
- 資格取得に係る要件や難易度については、現状どおり一定水準の水準が保たれるべき(公害防止管理者の質の維持)と考えるが、新たな環境管理業務や法令改正に対するフォローアップが時勢とともに必要となるものとする。

- 資格認定講習を受講しても、修了試験で不合格となったという声も聞くことから、認定講習の他に資格取得に向けた研修会の開催やeラーニングの受講期間を延ばし、複数回受講可能とするなど、資格を取得しやすい制度の検討をお願いしたい。
- 事業者の取組として公害防止組織が整備されていれば十分で、届出の必要性は薄く、水濁法や大防法において届出させるやり方もあるため、届出制度の見直しが重要という意見もあった。
- 受験機会の増加等により、事業者の円滑な資格取得につながると考えます。
- 選任するための資格取得に時間を要するため、受験機会等を増やしてほうがよい。Webでの資格認定講習の実施など。
- 現行のままで良いと考える
- 公害防止管理者不在になることについて、事業者側も法令違反であることを理解しつつも、人材不足や時期により受験ができない等やむを得ない場合があり、解決までに時間を要する場合があるため、公害防止管理者等に必要な知識を持つ人材を増やす方策が必要と考える。なお、人材不足の対策の他に、公害防止管理者の負担軽減及びバックアップ体制を組めるよう、公害防止管理者の選任は1人であっても、各工場で、公害防止管理者の資格保持者を複数名確保できるような体制の推進を図るのが理想と考える。
- 従業員数の少ない小規模の工場では、公害防止管理者がおらず、選任できない特定工場が散見される。現行では代理者の選任も義務化されていることから、緩和策として、従業員数に応じて代理者の選任義務をなくしてよいと考える。
- 公害防止管理者の兼任について、緩和の余地があるのではないかと考えます。
- 資格取得者を増やすために、受講要件の緩和を希望。また、資格認定講習の回数を増やしてほしい(テストに不合格となった場合、次回受講するまで期間が空いてしまうため)。
- 一般粉じん関係特定工場の要件として、現行は「すべての施設」となっているが、施設の種類及び各施設の設置状況によっては、粉じんがほとんど飛散しない場合もあると考えられるため。

4. その他公害防止管理者制度の改善点について(個別テーマ)

【Q5-2 Q5-1 具体的な緩和内容と、緩和が必要な理由(自由記述)】

(公害防止管理者の兼務要件について)

- 「原則、同一市町村内」との規程について、市町村ごとに面積が大きく異なることから、「市町村を跨いでも、例えば2時間以内に到達できる」状況であれば、兼務を認めても良いと思われる。・完全な親子関係にある会社であれば、同一社と同じ兼務要件を適用しても支障がないと思われる。
- 第1条①到達時間が2時間までのところ、オンラインで対応が可能な場合にはその限りではない。
- 第3条①原則、同一市町村のところ、○時間以内に到着できる。第4条①原則、同一市町村のところ、○時間以内に到着できる。理由:第1条では、2時間以内に到着出来る場合は、兼務が可能となっているが、事業協同組合等や近隣の同業種の中小企業となると、○時間以内に到着できれば兼任できるという規定がないため。
- ⑤の監視・通信手段について「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る手引き」では、兼務の条件として、遠隔監視システム、社内LAN等により、常時、公害の発生状況等を受信できる環境が求められている。しかし、より簡易な手段でも公害の発生状況を把握することは可能であると思うので検討していただきたい(例えば、緊急連絡網の構築等)。
- 第3条①、第4条① 第1条①の規定に合わせる。
- 第1条の③④⑤、第2条の③④は具体的な基準がなく、事業者の責任で対処すればよいことなので削除する。
- 第1条⑤の監視・通信手段の緩和について、到達時間が10分と2時間とでは手段も違ってくると思われるため、実際の到達時間により段階的に緩和してはどうか。・公害防止組織の実効性の担保には行政への届出は一定

の役割があるが、行政側で届出内容が活用されることはほとんどなく、届出に係る事務が複雑化することは好ましくない。

- 第1条⑤監視・通信手段が整備されていることについて、砕石業などは遠隔監視システム等を整備することは厳しいため、緩和してもよいのではないかと考える。(具体的な案はありませんが)
- 兼務に必要な条件を第1条～4条まで、ある程度統一してはどうか。(業務規程、業務範囲、緊急時対応等の必要な項目で統一する。)

【問6の理由等(自由記述)】

(特定粉じん関係の特定工場及び同資格区分の廃止による影響)

- 条ずれにより影響が出る可能性がある。

問8. 自治体における法第12条の実施状況や再教育(既資格取得者向け教育)について

【Q8-2の理由等(自由記述)】

(再教育講習をいずれかの機関が集約して実施することについて)

- 公害防止に関する法律や環境に関する法律の改正情報など、最新の情報の入手は必須であると考えためとても有効であると思います。また、オンライン開催も行っているため事業者も受講しやすいと考えます。
- (一社)産業環境管理協会が公害防止管理者等リフレッシュ研修を実施する体制に不満なし。
- 講習の実施機関を集約することにより、一定の講習の質が確保されと考えられるため。
- 資格者の継続的な資質向上のためには、専門機関が集約して講習を実施する方が効率的であり、一定水準の教育効果も期待できる。
- 賛否について意見する立場にはない考える。
- 事業者の過度な負担にならないように、有用な再教育機会を提供していただきたい。
- 自治体で取り組める余力がない。
- 自治体職員は3年前後で人事異動があり、また、環境分野が初めての職員が着任することもあることから、(一社)産業環境管理協会さんのような団体さんが再教育講習を実施することは望ましいと考える。
- 開催地域及び方法(WEB等)について、地方からも参加しやすいようにご配慮いただきたい。
- 異動等により担当者が頻繁に変わる地方自治体よりも、公害防止管理に関する専門知識を有する機関が実施するほうが、受講者にとってメリットがあるため。
- 再教育講習をいずれかの機関が集約することによる懸念等がないため。
- 講習内容が一元化され、事業者の共通理解が深まる。
- 講習内容のレベルが確保されるとともに、効率的な講習が可能と思われるため。
- 概ね賛成であるが、地方でも受講の機会が確保されやすいよう、来年度以降もオンライン開催等受講者の利便性向上の取組みを進めてほしい。
- 会場や実施回数が限定されなければ問題ないとする。・集約して実施することにより、効率的な講習の実施が期待されるため。
- 該当する選択肢がないため、便宜上「概ね賛成」を選択したが、当該再教育講習についてはその集約化によって京都府行政に与える影響を把握していないため、賛成でも反対でもなく「どちらでもない」が正確な回答となる。地域個別の規制等もあるため、内容も含め都道府県別の研修会開催を御検討いただけるとありがたい。
- 一元化することにより、既資格取得者への再教育がより徹底されるのであれば、賛成である。
- 集約することにより、より適切な運営管理ができ、再教育講習に資するものと思われるため。
- 各自治体の業務負担の軽減に繋がるため、集約して実施することに賛成します。

- 既資格取得者に対する再教育講習の実効性を担保するためには、均等な教育水準の確保が必要であり、そのためにはいずれかの機関が集約し実施することが望ましいと考えるため。
- 講習等を集約し実施することで行政の負担が軽減されるため。
- 再教育講習を実施した実績のある機関において一括実施することで、全ての受講者に効果的な再教育を行えるものと思われる。
- 集約により支障なく簡略化や効率化が図られるのであれば、賛成である。
- 研修会を例年実施しており、そのテーマや内容の選定について、例年同じ内容にならずかつ効果的となるような工夫に苦慮している。公害防止管理者育成に資するための研修について、教材の提供や講師の斡旋等の支援があるとありがたい。
- 現行のまま(木境界によるリフレッシュ研修の実施)が良いと考える
- 再教育の機会が多い方がよい。
- 研修内容やレベルの統一を図ることができるため。
- 本県が独自に実施することが難しいため。
- 講習機関を集約することにより、再教育講習の内容について、実施する機関の違いにより生じる差異を防ぐことができると考えられるため。

【Q8-3 の理由等（自由記述）】

（国家資格に有効期限（更新制度）を設けることについて）

- 事業者、自治体ともに管理者等の選任や選任状況の確認に関する事務が煩雑になるが、それを上回る利点があるとは思えない。
- 更新制度を設けるより、上記の研修等でフォローアップしていく方がメリットが高いと考えます。
- リフレッシュ研修等、再教育の機会が既にあるので、資格の更新制度は事業者の負担になるだけではないか。
- 法令の改正や最新の公害防止技術について改めて学び、場合によっては理解度を確認する機会があることは、適切な法律の運用や公害の防止のためには有意義であると考えます。
- 有効期限が切れた公害防止管理者を選任していた事業場は未選任になってしまう。自治体として、公害防止管理者の有効期限を管理する事務負担が増える。また、解任届をせず有効期限が切れた管理者の取扱い等検討事項が多い。
- 更新ができなかった場合、有資格者が不在になるため、更新が対象者の負担にならない程度にしてほしい。（試験による更新の場合、更新試験の難易度・手数料）・更新できず、資格を失効した場合、再試験を免除する等の措置を取ってほしい。（再試験ではなく、何らかの講習の受講により再度資格を取得できる等）
- 資格者にとっては更新時の負担が増えるとともに、事業者にとっては候補者の減少により公害防止管理者選任が困難になり、結果として公害防止管理者制度の運用に支障を来すおそれがある。
- 法令・技術の知識をアップデートする必要があるためメリットはあるが、事業者及び資格者の負担が大きくなるため、慎重に検討してほしい。
- 更新の際に、何らかの要件を設ける場合は資質担保という側面でのメリットがあると考えますが、ただ単に形式的な講習等にのみよるものであればメリットはないと考える。更新制度の内容によりメリットの有無が変わるため、本設問への回答はできない。
- 資格に有効期限を設けることよりは、公害防止管理者として専任されている場合に定期的な受講義務を設ける方が良い。
- 資格者が充足できていない現状では、未選任の事業場の増加を招くおそれがある。
- 更新制度を設けることで、人材確保に支障をきたす恐れがある。
- 定期的な講習の受講等により、事業者の公害防止に関する知識の定着が見込めるといったある程度のメリットがあるが、選任者それぞれの有効期限を自治体が把握できるシステムの構築が必須であると考えます。

- 更新を義務化することで、公害防止管理者の役割等についての再認識を持ってもらえる。
- 更新の機会をとらえて、再教育講習を受講できるのではないかと考えるため。
- 更新制度があれば、事業者の意識向上に繋がると考えられるが、事業者の負担にならないような制度にしたい。
- 更新制度が単なる書類提出等の形式的なものであれば、事業者の負担増にしかならないと考えられる。
- 更新制度を設けることで、資格取得後の資質の継続的な維持が可能。ただし、更新できない事業者が増えると、公害防止管理者を選任できない事業者が一層増える懸念がある。
- 再教育講習の受講を条件とすることで、資格者の能力向上・知識の更新が図られ、もって事業者における公害防止体制の維持・工場に寄与すると考えられる。・一方で、事業者側の負担が大きくなり選任率の低下につながる可能性があるため、事業者の負担を減らす工夫（web講習の実施、動画視聴&アンケート回答で可とする、受講料の免除など）が必要。・また、有効期限の設定にあたっては、他の国家資格制度との比較検討が必要。
- 有効期限を設けると、事業者による有資格者の管理が煩雑になり、結果として有資格者の人数不足による未選任が増えることが懸念される。・必要な知識及び技能の習得が目的ならば、一度も公害防止管理者等に選任されていない、もしくは経験はあっても長期間にわたって公害防止の業務に携わっていない有資格者のみを対象とするべきである。
- 有効期限を設けることによって、定期的に学ぶ機会が発生し、国家資格取得後、長期間が経過しても一定の知識レベルの担保が見込めるから。
- 資格者の公害防止意識・知識の維持・向上が期待できる。
- リフレッシュ研修などによる再教育で担保可能と考える。
- 公害防止管理者を選任する必要がある事業場には、個別法令等に基づく規制が適用され、基準順守に向けた対応が行われ、環境管理に対するレベルが一定保たれていると考えられる現状において、更新制度の創設は事業者、行政への負担が大きいとされるため。事業場における公害防止管理者の位置付け強化（事業主に対して改善提案した際の地位の担保等）と紐づけがない中では、更新制度の創設効果は小さく、事業者の負担増のみに終わると思われる。
- 定期的な講習会受講の義務付けは、法改正等の周知の機会として有用である。
- 有効期限を設けることにより、知識の更新が行いやすくなる。また、更新制度を導入することにより、事業者の意識が向上すると思われる。一方で、資格が更新制度になることにより、失効する者が出てくることが予想され、業務に支障が出る可能性がある。
- 資格者が公害防止管理に関する情報を更新することが一定担保されるため。また、資格者が更新を迎える際に、公害防止そのものに対して意識が高くなることも考えられる。ただし、事業者への負担が大きくなることに留意する必要がある。
- 更新制度の導入について、事業者の公害防止に係る知識のブラッシュアップに繋がり、メリットがあると考えられる。ただし、更新手続きは事業者にとって負担の増加等のデメリットの側面もあるため、導入は慎重に行うべきと考える。
- 既資格取得者であっても、公害防止に関する高い意識を保ち続けることは容易ではないと考える。そのため、有効期限を設け、更新時に講習等により再教育することは重要であると考えられる。
- 中小企業において、有資格者の確保自体が難しい状況の中、更新制度によって、さらに確保が難しくなる可能性がある。
- 法令の改正や新しい公害防止技術等の知識の習得が期待できる。
- 更新制度にすることで、資格者の知識等の維持や向上に繋がるメリットはあると思われる。しかし、資格者や事業者への負担が増える他、資格が無効となったまま公害防止管理者として従事する者が現れるおそれがある。

- 特に中小事業者にとって、環境管理業務に人的、時間的資源を投入することに消極的になりがちであるため、関係法令の改正に伴う法知識、新たな公害防止技術等、変化する環境管理の動向を確認、習得できる機会の創出は有意義であると考えられるため。ただし、更新に係る手続き(費用・講習内容など)によるが、未選任事業所がさらに増えることが懸念されるので、費用も安価でかつオンライン等で簡便に更新講習が受講できることが望ましい。
- 取得しようとする人員が減少するため。
- 更新時に再講習を行うことで、最新の状況の知識の習得が可能であるため。
- 更新にあたり、事業者が公害防止知識を再確認でき、公害防止意識の向上・維持につながるというメリットはあると思われる。ただし、更新制度を設けることにより、有資格者が減少し、未選任の事業所の増加が懸念されることに留意が必要。
- 更新制度により事業者が環境について考慮する機会が増えるメリットはあるが、制度が複雑化し、事業者の負担が増える等デメリットの方が大きいように感じる。
- 事業者の負担が増えるが、資格者のスキルが向上するとは考えられない。
- メリット:更新に伴う講習受講により、環境遵法意識が維持され、最新の知見を習得する機会となる。デメリット:選任率の低下につながる。失念などにより有効期限切れといった新たな課題が生じる。
- 更新時に再教育が可能
- 公害対策の最新の知識を持った人材を増やすためには、資格の更新は有効と考える。しかし、人材不足の現状が更に深刻化する恐れがあるため、現行の資格保持者の再教育の充実を図るとともに、人材が一定数増えるまでは猶予期間を設ける等の人材不足への対策を併せて実施いただきたい。
- 関係法令や社会情勢の変化に対応するため。
- 更新時に講習等により、法の改正情報や公害防止技術についての情報提供をすることで公害防止管理者の技術向上につながる考えるため。
- 新たに発生する公害についての知識習得と知識のアップデートを行うことができるため。
- 公害防止管理者等は従前の公害防止に係る知識のみではなく、新たな知見についても把握しておく必要があると考えられるため。
- 更新制度は意識の向上に繋がるかもしれないが、一部で有効期限切れによる未選任も増加するおそれがある。